

財産評価基本通達によらない相続税法上の時価評価のあり方

—最高裁令和4年4月19日判決を契機として—

米山 美貴

1. 論文の概要

本論文は、財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）によらない相続税法上の時価評価のあり方を論じたものである。具体的には、どのような場合に、例外である評価通達によらない時価評価を認めるべきか、その判断方法と判断要素について検討を行った。

2. 相続税法上の時価と財産評価基本通達

相続税法上、課税価格である財産の価額は、相続税法 22 条で、「取得の時ににおける時価」によると定められている。「時価」とは、客観的な交換価値であり、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額を意味する。しかし、「時価」を客観的に評価することは容易ではなく、また、納税者間で財産の評価が異なることは公平の観点から見て好ましくない。

そこで、国税庁は、納税者間の公平、納税者及び課税庁双方の便宜等の観点から、各種財産について画一的かつ詳細な評価方法を定めた評価通達を公表し、現実の評価事務はこの通達に従って行われている。

通達は、法令ではない。個々の財産の評価は、その価額に影響を与えるあらゆる事情を考慮して行われるべきである。よって、評価通達と異なる方法で評価したとしても、それが直ちに違法となるわけではない。

評価通達 6 項（以下「総則 6 項」という。）にも、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定められている。

しかし、どのような場合に評価通達によらない評価が認められるかについては明らかではなく、課税庁による通達の使い分けという通達課税の問題が生じていると批判されてきた。裁判例をみると、下級審において、総則 6 項に定める「著しく不相当」は、「特別の事情」と同義であると解され、「特別の事情」がある場合には、評価通達によらない評価が認められるという判例法理が確立されていた。しかし、「特別の事情」がある場合が、どのようにして認められるか、判断基準は明確ではない。

3. 契機となった裁判例の概要

このような状況の下で、評価通達以外の評価方法による財産評価を認めた、初めての最高裁の判断として¹、近時、最高裁令和 4 年 4 月 19 日判決（以下「最高裁令和 4 年判決」という。）が下された²。同判決では、被相続人が相続税対策のために取得した不動産の評価が

¹ 総則 6 項の適用を認めた初めての最高裁の判断と評価する見解もある。品川芳宣「判批」TKC 税研情報 31 巻 4 号（2022 年）15 頁、谷口智紀「判批」税理 65 巻 7 号（2022 年）144 頁、増田英敏「判批」税務弘報 70 巻 8 号（2022 年）85 頁等参照。

² 最判令和 4 年 4 月 19 日民集 76 巻 4 号 411 頁。

争われた。当該不動産は、相続開始の3年4か月前と2年6か月前に、それぞれ借入れをして取得されたものである。

下級審では、従来の下級審で判例法理として確立されていた「特別事情論」が採用され、評価通達によらない評価が認められた。「特別事情論」とは、評価通達の定める評価方法が合理性を有する限り、租税平等主義の観点から、原則として評価通達による評価額が適法であるとし、評価通達によらないことが正当と認される「特別の事情」がある場合にのみ、評価通達によらない評価が認められるとする考え方である³。「特別の事情」の判断にあたっては、通達評価額と鑑定評価額との著しい乖離、不動産購入・借入れによる相続税負担の著しい軽減、租税負担軽減の意図・行為等が評価された。

これに対して、上告審では、「特別事情論」とは異なる表現を用いた解釈である「事情法理」が採用され、評価通達によらない評価が認められた。「事情法理」とは、評価通達が生納税者に対する直接の法的効力がないことを前提に、平等原則の観点から、原則として評価通達により評価しなければならないとし、実質的な租税負担の公平に反するというべき「事情」がある場合には、通達評価額を上回る価額により評価をしても、平等原則に違反しないとする考え方である⁴。「事情」の判断にあたっては、不動産購入・借入れによる相続税負担の著しい軽減、租税負担軽減の意図・行為が評価された。

4. 問題意識

従来の裁判所で採用されてきた「特別の事情」による判断は、判断基準が曖昧で、通達課税の問題が生じているという指摘があったが、最高裁でも、具体的な判断基準は示されなかった。「特別の事情」の判断では、様々な判断要素を踏まえて、「特別の事情」が認められていた。これに対し、最高裁令和4年判決では、不動産購入・借入れによる税額の圧縮、租税負担軽減の意図・行為という2つの要素のみから、評価通達によらない評価が認められた。いずれの要素も、適用範囲の広いものと考えられ、今後、広範に、評価通達によらない評価が認められる可能性が出てきたと考える。

原則として、評価通達により評価しなければならない。例外である、評価通達によらない評価が認められる場合の判断基準が曖昧であると、納税者の予測可能性を著しく害し、法的安定性が保たれない。

そのため、本論文では、どのような判断要素が評価され、どのような場合に評価通達によらない評価が認められるべきかを検討した。

5. 先行研究の状況

この問題についての先行研究をみると、総則6項ないし特別の事情によって、評価通達に

³ 木山泰嗣「判批」税理65巻7号(2022年)121頁。

⁴ 木山・前掲注(3)121頁。

よらない評価を認めることに対する問題点を指摘するものは多く存在する⁵。しかし、どのような場合に評価通達によらない評価が認められるのか、具体的な判断基準や判断要素について論じるものは少ない。

判断基準を検討するものとして、3つの論文がある。

山田論文は、裁判例 24 事例を分析し、総則 6 項の判断基準を導出する⁶。同論文は、総則 6 項の適用にあたっては、①評価通達による評価方法を形式的に適用することの合理性が欠如していること、②他の合理的な時価の評価方法が存在すること、③評価通達による評価方法に従った価額と他の合理的な時価の評価方法による価額の上に著しい乖離が存在すること、④納税者の行為が存在し、当該行為と③の著しい乖離との間に関連があることの 4 つの判断基準を総合的に考慮する必要があるとする。

越後論文は、総則 6 項が適用された裁判例等を分析し、「特別の事情」が認められる場合とは、①財産自体の客観的な個別性がある場合と、②①の個別性に加えて租税負担軽減目的がある場合であるとする⁷。

大石論文は、財産評価の否認事例を「法形式の否認（相続税法 64 条）」と「財産評価手法の否認（総則 6 項）」に区別して比較検討し、両者の判断基準の類似性から、判断基準が曖昧である総則 6 項も、相続税法 64 条による否認と同様に、評価通達の趣旨に反しているかという点だけでなく、行為に経済合理性があるかという点も必ず併せて考慮するべきであるとする⁸。

しかし、具体的にどのような事実や要素が評価され、評価通達によらない評価が認められるのかを詳細に検討したものは、筆者の調べる限りなかった。そこで、本論文は、評価通達によらない評価が認められた裁判例を分析し、どのような事実や要素が評価されているか、どのような場合に評価通達によらない評価が認められるべきかについて検討した。

⁵ 占部裕典「財産評価通達の課題—固定資産評価基準との対比から見えてくる問題点—」三木義一先生古稀記念論文集編集委員会編『現代税法と納税者の権利』（法律文化社、2020 年）140 頁、大淵博義「相続税法上の財産評価を巡る一考察—財産評価基本通達の特質と『総則 6 項』による財産評価を中心として—」経理研究 49 号（2006 年）133 頁、谷口智紀「財産評価基本通達・総則 6 項の適用を巡る問題」島大法学 61 巻 3・4 号（2018 年）141 頁等参照。

⁶ 山田重将「財産評価基本通達の定めによらない財産の評価について—裁判例における『特別の事情』の検討を中心に—」税大論叢 80 号（2015 年）143 頁。

⁷ 越後浩二「相続税・贈与税における財産評価に関する一考察—財産評価基本通達総則第 6 項の適用のあり方を中心に—」租税資料館賞受賞論文集第 19 回上巻（2010）223 頁。

⁸ 大石篤史「財産評価の否認」金子宏＝中里実編『租税法と民法』（有斐閣、2018 年）187 頁。

6. 本論文の構成

第1章では、最高裁令和4年判決を考察した。判決の意義や考え方等を整理したうえで、従来の下級審の裁判例で採用されてきた「特別事情論」と、上告審が採用した「事情法理」を比較分析した。そのうえで、評価通達によらない評価が認められる場合の基準が、なおも明確でないことを指摘した。

第2章では、税務通達の実際の機能、拘束力から、租税法律主義の機能と税務通達の関係を確認した。そのうえで、時価の意義や評価通達の必要性、内容について整理し、評価通達の位置づけを明らかにした。

第3章では、評価通達によらない評価が認められた裁判例を、評価された事実や要素ごとにグルーピングし、どのような判断要素が評価されているかについて分析した。

第4章では、評価通達によらない評価が認められる場合について、どのような判断要素を評価しどのような場合に認められるべきか、考え得る見解を整理した。具体的には、3つの見解に整理し、各見解を採用すると考えられる学説や裁判例、その利点及び問題点を整理した。

第5章では、前章までの検討を踏まえて、どのような場合に、評価通達によらない評価が認められるべきか、妥当だと思われる判断方法と判断要素について論じた。

7. 本論文の結論

本論文の結論は、以下のとおりである。

(1) 判断方法

第4章で整理したように、考えられる見解は3つある。①事例に応じて様々な要素を評価し、それらを総合的に判断する「総合考慮説」、②フローチャートのように、いくつかの判断要素を順番に判断する「場合分け説」、③客観的にみて、評価通達による評価の合理性が認められないといえる1つの要素を判断する「一要素説」である。

しかし、一要素説によると、評価額が時価と乖離する可能性があり、担税力に応じた課税ができないという問題がある。また、総合考慮説によると、納税者の予測可能性が著しく害され、恣意的に評価通達によらない評価が認められる可能性があるという問題がある。

相続税法22条は、「時価」により評価することのみを規定しているから、財産の評価にあたって、時価の解釈から離れるべきではない。場合分け説は、評価通達を、対象財産の時価を算定するために適切な方法であるか否かの判断を行い、評価通達では時価を示せないことが明らかなものを抽出する判断方法である。

よって、「時価」から乖離する価額で評価し得ないから、場合分け説による判断が妥当である。

(2) 判断要素

もっとも、場合分け説における判断要素の中には、判断基準が不明確な要素や主観的な

要素が含まれるといった問題がある。財産の取得目的やその資金によって、財産の評価額が異なるとは考えられない。また、相続税法22条の解釈から、租税回避行為や節税行為の否認を評価通達に授權していないことは明らかである。

したがって、租税負担軽減の意図や行為の有無を、判断要素に含めるべきではない。

(3) 結論

以上のとおり、評価通達が対象財産の時価を算定するために適切な方法であるか、通達評価額と時価との間に著しい乖離があるかを評価する判断要素のみで、場合分け説の判断フローチャートを構成すべきである。そして、これを納税者に対して公表すべきであろう。

このように考えれば、評価通達が時価を算定する方法として明らかに適切ではないと認められる場合に限り、評価通達によらない時価評価は認められる。この点で、時価に接近した価額で評価が可能となる。また、各判断要素の評価の基準が、いずれも客観的で明確である。基準が明らかな判断方法を公表することで、納税者の予測可能性も確保できる。

目次

はじめに	3
第1章 最高裁令和4年判決に含まれる法的問題.....	7
第1節 事案の概要.....	7
第2節 上告審の判断	9
第3節 最高裁令和4年判決の評価.....	11
第4節 下級審と上告審の相違	15
第5節 法的問題	18
第6節 小括	18
第2章 財産評価基本通達の位置づけ	20
第1節 租税法律主義と租税平等主義	20
第2節 税務通達	22
第3節 相続税法上の時価.....	25
第4節 財産評価基本通達.....	26
第5節 小括	31
第3章 裁判例の分析.....	33
第1節 評価通達の合理性が認められない場合	33
第2節 対象財産に対する合理性が認められない場合.....	35
第3節 評価通達の趣旨に反する場合及び経済合理性が認められない場合	38
第4節 客観的交換価値と通達評価額との乖離が著しい場合	50
第5節 租税負担軽減の意図があり税負担が著しく軽減された場合	55
第6節 小括	55
第4章 見解の整理	62
第1節 総合考慮説.....	62
第2節 場合分け説.....	63
第3節 一要素説	67
第4節 判断要素としての「租税負担軽減の意図」	69
第5節 小括	71
第5章 評価通達によらない時価評価が認められる場合.....	73
第1節 判断方法	73
第2節 判断要素	76
第3節 小括	79
第6章 総括	81
おわりに	83

参考文献	84
------------	----

はじめに

1. 本論文の概要

本論文は、財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）によらない相続税法上の時価評価のあり方を論じるものである。具体的には、どのような場合に、例外である評価通達によらない時価評価を認めるべきか、その判断方法と判断要素について検討を行う。

2. 相続税法上の時価と財産評価基本通達

相続税法上、課税価格である財産の価額は、相続税法 22 条で、「取得の時ににおける時価」によると定められている。「時価」とは、客観的な交換価値であり、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額を意味する。しかし、「時価」を客観的に評価することは容易ではなく、また、納税者間で財産の評価が異なることは公平の観点から見て好ましくない。

そこで、国税庁は、納税者間の公平、納税者及び課税庁双方の便宜等の観点から、各種財産について画一的かつ詳細な評価方法を定めた評価通達を公表し、現実の評価事務はこの通達に従って行われている。

通達は、法令ではない。個々の財産の評価は、その価額に影響を与えるあらゆる事情を考慮して行われるべきである。よって、評価通達と異なる方法で評価したとしても、それが直ちに違法となるわけではない。

評価通達 6 項（以下「総則 6 項」という。）にも、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定められている。

しかし、どのような場合に評価通達によらない評価が認められるかについては明らかではなく、課税庁による通達の使い分けという通達課税の問題が生じていると批判されてきた¹。裁判例をみると、下級審において、総則 6 項に定める「著しく不相当」は、「特別の事情」と同義であると解され、「特別の事情」がある場合には、評価通達によらない評価が認められるという判例法理が確立されていた。しかし、「特別の事情」がある場合が、どのようにして認められるか、判断基準は明確ではない。

3. 契機となった裁判例の概要

このような状況の下で、評価通達以外の評価方法による財産評価を認めた、初めての最高裁の判断として²、近時、最高裁令和 4 年 4 月 19 日判決（以下「最高裁令和 4 年判決」とい

¹ 増田英敏「判批」税務弘報 68 巻 11 号（2020 年）70 頁。

² 総則 6 項の適用を認めた初めての最高裁の判断と評価する見解もある。品川芳宣「判批」TKC 税研情報 31 巻 4 号（2022 年）15 頁、谷口智紀「判批」税理 65 巻 7 号（2022

う。)が下された³。同判決では、被相続人が相続税対策のために取得した不動産の評価が争われた。当該不動産は、相続開始の3年4か月前と2年6か月前に、それぞれ借入れをして取得されたものである。

下級審では、従来の下級審で判例法理として確立されていた「特別事情論」が採用され、評価通達によらない評価が認められた。「特別事情論」とは、評価通達の定める評価方法が合理性を有する限り、租税平等主義の観点から、原則として評価通達による評価額が適法であるとし、評価通達によらないことが正当と是認される「特別の事情」がある場合にのみ、評価通達によらない評価が認められるとする考え方である⁴。「特別の事情」の判断にあたっては、通達評価額と鑑定評価額との著しい乖離、不動産購入・借入れによる相続税負担の著しい軽減、租税負担軽減の意図・行為等が評価された。

これに対して、上告審では、「特別事情論」とは異なる表現を用いた解釈である「事情法理」が採用され、評価通達によらない評価が認められた。「事情法理」とは、評価通達が生納税者に対する直接の法的効力がないことを前提に、平等原則の観点から、原則として評価通達により評価しなければならないとし、実質的な租税負担の公平に反するというべき「事情」がある場合には、通達評価額を上回る価額により評価をしても、平等原則に違反しないとする考え方である⁵。「事情」の判断にあたっては、不動産購入・借入れによる相続税負担の著しい軽減、租税負担軽減の意図・行為が評価された。

4. 問題意識

従来の裁判所で採用されてきた「特別の事情」による判断は、判断基準が曖昧で、通達課税の問題が生じているという指摘があったが⁶、最高裁でも、具体的な判断基準は示されなかった。「特別の事情」の判断では、様々な判断要素を踏まえて、「特別の事情」が認められていた。これに対し、最高裁令和4年判決では、不動産購入・借入れによる税額の圧縮、租税負担軽減の意図・行為という2つの要素のみから、評価通達によらない評価が認められた。いずれの要素も、適用範囲の広いものと考えられ、今後、広範に、評価通達によらない評価が認められる可能性が出てきたと考える。

原則として、評価通達により評価しなければならない。例外である、評価通達によらない評価が認められる場合の判断基準が曖昧であると、納税者の予測可能性を著しく害し、法的安定性が保たれない。

そのため、本論文では、どのような判断要素が評価され、どのような場合に評価通達によ

年) 144 頁, 増田英敏「判批」税務弘報 70 巻 8 号 (2022 年) 85 頁等参照。

³ 最判令和 4 年 4 月 19 日民集 76 巻 4 号 411 頁。

⁴ 木山泰嗣「判批」税理 65 巻 7 号 (2022 年) 121 頁。

⁵ 木山・前掲注 (4) 121 頁。

⁶ 増田・前掲注 (1) 69 頁。

らない評価が認められるべきかを検討する。

5. 先行研究の状況

この問題についての先行研究をみると、総則 6 項ないし特別の事情によって、評価通達によらない評価を認めることに対する問題点を指摘するものは多く存在する⁷。しかし、どのような場合に評価通達によらない評価が認められるのか、具体的な判断基準や判断要素について論じるものは少ない。

判断基準を検討するものとして、3つの論文がある。

山田論文は、裁判例 24 事例を分析し、総則 6 項の判断基準を導出する⁸。同論文は、総則 6 項の適用にあたっては、①評価通達による評価方法を形式的に適用することの合理性が欠如していること、②他の合理的な時価の評価方法が存在すること、③評価通達による評価方法に従った価額と他の合理的な時価の評価方法による価額の上に著しい乖離が存在すること、④納税者の行為が存在し、当該行為と③の著しい乖離との間に関連があることの 4 つの判断基準を総合的に考慮する必要があるとする。

越後論文は、総則 6 項が適用された裁判例等を分析し、「特別の事情」が認められる場合とは、①財産自体の客観的な個別性がある場合と、②①の個別性に加えて租税負担軽減目的がある場合であるとする⁹。

大石論文は、財産評価の否認事例を「法形式の否認（相続税法 64 条）」と「財産評価手法の否認（総則 6 項）」に区別して比較検討し、両者の判断基準の類似性から、判断基準が曖昧である総則 6 項も、相続税法 64 条による否認と同様に、評価通達の趣旨に反しているかという点だけでなく、行為に経済合理性があるかという点も必ず併せて考慮するべきであるとする¹⁰。

しかし、具体的にどのような事実や要素が評価され、評価通達によらない評価が認められ

⁷ 占部裕典「財産評価通達の課題—固定資産評価基準との対比から見えてくる問題点—」三木義一先生古稀記念論文集編集委員会編『現代税法と納税者の権利』（法律文化社、2020 年）140 頁、大淵博義「相続税法上の財産評価を巡る一考察—財産評価基本通達の特質と『総則 6 項』による財産評価を中心として—」経理研究 49 号（2006 年）133 頁、谷口智紀「財産評価基本通達・総則 6 項の適用を巡る問題」島大法学 61 巻 3・4 号（2018 年）141 頁等参照。

⁸ 山田重将「財産評価基本通達の定めによらない財産の評価について—裁判例における『特別の事情』の検討を中心に—」税大論叢 80 号（2015 年）143 頁。

⁹ 越後浩二「相続税・贈与税における財産評価に関する一考察—財産評価基本通達総則第 6 項の適用のあり方を中心に—」租税資料館賞受賞論文集第 19 回上巻（2010）223 頁。

¹⁰ 大石篤史「財産評価の否認」金子宏＝中里実編『租税法と民法』（有斐閣、2018 年）187 頁。

るのかを詳細に検討したものは、筆者の調べる限りなかった。そこで、本論文は、評価通達によらない評価が認められた裁判例を分析し、どのような事実や要素が評価されているか、どのような場合に評価通達によらない評価が認められるべきかについて検討する。

6. 本論文の構成

第1章では、最高裁令和4年判決を考察する。判決の意義や考え方等を整理したうえで、従来の下級審の裁判例で採用されてきた「特別事情論」と、上告審が採用した「事情法理」を比較分析する。そのうえで、評価通達によらない評価が認められる場合の基準が、なおも明確でないことを指摘する。

第2章では、税務通達の実際の機能、拘束力から、租税法律主義の機能と税務通達の関係を確認する。そのうえで、時価の意義や評価通達の必要性、内容について整理し、評価通達の位置づけを明らかにする。

第3章では、評価通達によらない評価が認められた裁判例を、評価された事実や要素ごとにグルーピングし、どのような判断要素が評価されているかについて分析する。

第4章では、評価通達によらない評価が認められる場合について、どのような判断要素を評価しどのような場合に認められるべきか、考え得る見解を整理する。具体的には、3つの見解に整理し、各見解を採用すると考えられる学説や裁判例、その利点及び問題点を整理する。

第5章では、前章までの検討を踏まえて、どのような場合に、評価通達によらない評価が認められるべきか、妥当だと思われる判断方法と判断要素について論じる。

第1章 最高裁令和4年判決に含まれる法的問題

本章では、評価通達以外の評価方法による財産評価を認めた、初めての最高裁の判断である最高裁令和4年判決を取り上げる¹¹。そして、評価通達によらない評価に関する問題点を明らかにする。

第1節 事案の概要

1. 事案

最高裁令和4年判決の事案の概要は、以下のとおりである。

平成24年6月、被相続人Aが94歳で死亡し、共同相続人であるXら（原告・控訴人・上告人）が、相続により財産を取得した（以下「本件相続」という。）。Xらは、相続財産の一部である不動産について、評価通達に定める評価方法に基づいて評価し（その価額を以下「本件通達評価額」という。）相続税の申告を行ったところ、処分行政庁より、当該不動産の価額は、評価通達の定める評価方法によって評価することが著しく不相当であると認められるとして、総則6項を適用し、不動産鑑定評価による鑑定評価額（以下「本件鑑定評価額」という。）に基づいて更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたことから、Xらが、これを不服として、国（被告・被控訴人・被上告人）に対し、これらの処分の取消しを求めた。

評価が争われた不動産（以下「本件各不動産」という。）は2つあり、Aが90歳及び91歳の時に、それぞれ銀行等から借入れをして購入したものである（以下、本件各不動産の購入及びその購入資金の借入れを併せて「本件購入・借入れ」という。）。一方は、相続開始前3年4か月前に取得し、もう一方は、2年6か月前に取得、相続開始9か月後に売却している。

¹¹ 最判令和4年4月19日・前掲注(3)。評釈に、匿名「判解」判タ1499号（2022年）65頁、伊川正樹「判批」TKC新・判例解説Watch Web版（2022年）1頁、木山・前掲注(4)120頁、同「判批」青山ビジネスロー・レビュー12巻1号（2022年）39頁、酒井克彦「判批」月刊税務事例54巻10号（2022年）54頁、同「判批」月刊税務事例54巻11号（2022年）37頁、同「判批」税理66巻1号（2023年）191頁、笹岡宏保「判批」税理65巻8号（2022年）163頁、佐藤繁「判批」税務QA244号（2022年）4頁、品川・前掲注(2)15頁、渋谷雅弘「判批」ジュリ1575号（2022年）101頁、谷口・前掲注(2)144頁、長島弘「判批」月刊税務事例54巻6号（2022年）36頁、馬場陽「判批」月刊税務事例54巻8号（2022年）38頁、林仲宣＝高木良昌「判批」税務弘報70巻7号（2022年）140頁、増田・前掲注(2)85頁、安井栄二「判批」税務QA2022年6月号（2022年）53頁、米田雅宏「判批」法学教室503号（2022年）126頁等がある。

2. 第1審の判断

第1審は、以下のように判示し、Xらの請求を棄却した¹²。

(1) 法解釈

「相続税法22条は、……相続等により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価による旨を定めているところ、ここにいう時価とは、当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。」

「課税実務においては、評価通達において財産の価額の評価に関する一般的な基準を定めて、画一的な評価方法によって相続等により取得した財産の価額を評価することとされている。……このような課税実務は、評価通達の定める評価方法が相続等により取得した財産の取得の時ににおける適正な時価を算定する方法として合理的なものであると認められる限り、納税者間の公平、納税者の便宜、効率的な徴税といった租税法律関係の確定に際して求められる種々の要請を満たし、……相続税法22条の規定の許容するところであると解される。

そして、評価対象の財産に適用される評価通達の定める評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有する場合においては、評価通達の定める評価方法が形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いられることによって、基本的には、租税負担の実質的な公平を実現することができるものと解されるのであって、相続税法22条の規定もいわゆる租税法の基本原則の一つである租税平等主義を当然の前提としているものと考えられることに照らせば、特定の納税者あるいは特定の財産についてのみ、評価通達の定める評価方法以外の評価方法によってその価額を評価することは、原則として許されないものというべきである。しかし、他方、評価通達の定める評価方法によっては適正な時価を適切に算定することができないなど、評価通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いるという形式的な平等を貫くことによって、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかである

¹² 東京地判令和元年8月27日金商1583号40頁。評釈に、大淵博義「判批」T&A Master 813号（2019年）30頁，小山浩＝加藤裕之＝鷹尾征哉「判批」会計・監査ジャーナル 32巻6号（2020年）84頁，木山泰嗣「判批」税理 63巻6号（2020年）152頁，品川芳宣「判批」TKC 税研情報 29巻2号（2020年）40頁，同「判批」税研 211号（2020年）100頁，中尾隼大「判批」月刊税務事例 52巻4号（2020年）79頁，西中間浩「判批」税経通信 75巻4号（2020年）181頁，土師秀作「判批」税理 63巻4号（2020年）204頁，林仲宣＝谷口智紀「判批」税務弘報 68巻3号（2020年）154頁，廣木準一「判批」ジュリ 1555号（2021年）139頁，増田英敏「判批」TKC 税研情報 29巻5号（2020年）1頁，同・前掲注（1）69頁，依田孝子「判批」税理 63巻2号（2020年）149頁，編集部「判批」T&A Master 802号（2019年）40頁等がある。

特別の事情（評価通達 6 参照）がある場合には、他の合理的な方法によって評価することが許されるものと解すべきである。〔下線は筆者〕」と判示した。

(2) あてはめ

以上の法解釈を前提に、特別の事情の判断にあたっては、①通達評価額が鑑定評価額の約 4 分の 1 であり乖離が大きいこと、②鑑定評価額は客観的な交換価値を示しているといえ、評価通達の合理性に疑義があること、③A が 90 歳、91 歳の時に本件購入・借入れをしていること、④本件購入・借入れにより、課税価額が 6 億円から相続税額が 0 円となったこと、並びに⑤A 及び X らが、相続税の負担軽減を期待し、あえて企画・実行したことから、特別の事情があるとして、評価通達によらない評価が認められた。

3. 控訴審の判断

これに対して X らが控訴したところ、控訴審は、以下のように判示し、X らの控訴を棄却した¹³。法解釈につき一部修正があるが、そのほかについては、概ね原審と同様の判断をしている。

控訴審は、原審の法解釈の下から 6 行目、「他方、」以降について、次のように修正した。

「他方、評価通達に定められた評価方法によるべきであるとする趣旨が上記のようなものであることからすると、評価通達の定める評価方法によっては適正な時価を適切に算定することができないなど、評価通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いるという形式的な平等を貫くことによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害し、法の趣旨及び評価通達の趣旨に反することになるなど、評価通達に定められた方法によることが不当な結果を招来すると認められるような特別の事情がある場合には、他の合理的な方法によって評価することが許されるものと解すべきである。〔波線は筆者。なお、前半の波線は加筆部分であり、後半の波線は修正部分を指す〕」

あてはめについては、大きな変更はない。

第 2 節 上告審の判断

これに対して、X が上告受理申立てをした。上告審は、原審の判断には相続税法 22 条等の法令の解釈適用を誤った違法があるとして、以下のように判示し、X らの上告を棄却した¹⁴。

¹³ 東京高判令和 2 年 6 月 24 日金商 1600 号 36 頁。評釈に、天野佳洋「判批」金商 1600 号（2020 年）1 頁、木山泰嗣「判批」税理 65 巻 3 号（2022 年）168 頁、長島弘「判批」月刊税務事例 53 巻 12 号（2021 年）48 頁等がある。

¹⁴ 最判令和 4 年 4 月 19 日・前掲注（3）。

1. 法解釈

ア 相続税法 22 条と評価通達

「相続税法 22 条は、相続等により取得した財産の価額を当該財産の取得の時ににおける時価によるとするが、ここにいう時価とは当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。そして、評価通達は、上記の意味における時価の評価方法を定めたものであるが、上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した通達にすぎず、これが国民に対し直接の法的効力を有するといふべき根拠は見当たらない。そうすると、相続税の課税価格に算入される財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条に違反するものではなく、このことは、当該価額が評価通達の定める方法により評価した価額を上回るか否かによって左右されないといふべきである。〔下線は筆者〕」

「本件各更正処分に係る課税価格に算入された本件各鑑定評価額は、本件各不動産の客観的な交換価値としての時価であると認められるといふのであるから、これが本件各通達評価額を上回るからといって、相続税法 22 条に違反するものといふことはできない。

〔下線は筆者〕」

イ 租税法上の一般原則としての平等原則

他方で、「租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に扱われることを要求するものと解される。そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法といふべきである。もっとも、上記に述べたところに照らせば、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するといふべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。〔下線は筆者〕」と判示した。

2. あてはめ

以上の法解釈を前提に、実質的な租税負担の公平に反するといふべき事情の判断にあたっては、まず「本件各通達評価額と本件各鑑定評価額との間には大きな離があるといふことができるものの、このことをもって上記事情があるといふことはできない。〔下線は筆者〕」とした。

そのうえで、「本件各不動産の購入及びその購入資金の借入れ（以下、併せて「本件購入・借入れ」という。）が行われなければ本件相続に係る課税価格の合計額は6億円を超えるものであったにもかかわらず、これが行われたことにより、本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価すると、課税価格の合計額は2826万1000円にとどまり、基礎控除の結果、相続税の総額が0円になるというのであるから、Xらの相続税の負担は著しく軽減されることになるというべきである。そして、A及びXらは、本件購入・借入れが近い将来発生することが予想されるAからの相続においてXらの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件購入・借入れを企画して実行したというのであるから、租税負担の軽減をも意図してこれを行ったものといえる。そうすると、本件各不動産の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件購入・借入れのような行為をせず、又はすることのできない他の納税者とXらとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべきであるから、上記事情があるものといえることができる。〔下線は筆者〕」

「したがって、本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが上記の平等原則に違反するといえることはできない。〔下線は筆者〕」

以上より、本件各更正処分等は適法というべきであり、「所論の点に関する原審の判断は、以上の趣旨をいうものとして是認することができる」として、Xの上告を棄却した。

第3節 最高裁令和4年判決の評価

次に、本判決の意義や考え方、学説等について整理する。

1. 本判決の意義

本判決は、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、原則として通達評価額によるべき根拠が「租税法上の一般原則としての平等原則」（以下「平等原則」という。）にあること、相続税法22条の「時価」との関係では課税庁の主張額が当該財産の客観的な交換価値を上回るか否かのみが問題となることを明確にし、通達評価額を上回る価額によるものとすることが同原則に違反しない場合を一般的に判示した上、具体的な事例に即した判断を示したものであり、同種事案における審理判断の枠組みを明らかにするものとして、理論上も実務上も重要な意義を有すると考えられる¹⁵。

2. 最高裁令和4年判決の考え方

最高裁令和4年判決の考え方について整理する。

¹⁵ 匿名・前掲注（11）70頁。

(1) 法解釈

ア 通達評価額と相続税法 22 条の「時価」との関係

通達評価額と相続税法 22 条の「時価」との関係について、最高裁は、評価通達は行政規則である通達に過ぎず、国民に対する直接の法的効力を有しないから、鑑定評価額が通達評価額を上回ったとしても何ら違反するものではないとした。

したがって、専ら鑑定評価額が客観的交換価値を上回るか否かが問題であり、通達評価額を上回るか否かは問題とならない¹⁶。

イ 評価通達による画一的な評価をすべき根拠

評価通達による画一的な評価をすべき根拠について、最高裁は、課税庁が、評価通達に従って画一的な評価を行っていることは、公知の事実であるから、特定の者の相続財産のみ、通達評価額を上回る価額により評価をすることは、合理的な理由がない限り、平等原則に違反するものとして違法となるとした。

つまり、平等原則の観点から、原則として評価通達によって評価すべきであるとする¹⁷。これによれば、納税者は、相続税法 22 条違反（課税庁の主張額が時価を上回ること）とは別個の違法事由として、平等原則違反（課税庁の主張額が通達評価額を上回ること）を主張できるものと解される¹⁸。

ウ 通達評価額を上回る価額による評価が認められるための「事情」

イの合理的な理由について、最高裁は、評価通達による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき「事情」がある場合には、合理的な理由があると認められるから、通達評価額を上回る価額により評価をしても、平等原則に違反するものではないとした。

下級審で採用されてきた「特別の事情」ではなく、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」としているのは、原則として通達評価額によるべき根拠が平等原則にあり、その例外も同原則から導かれるべきことを踏まえ、基準が曖昧である「特別の事情」という用語を避けて、事柄の性質に応じた表現としたものと解される¹⁹。最高裁判決における「事情」と従来の「特別の事情」は、論理構造が異なる²⁰。

¹⁶ 匿名・前掲注（11）68 頁。

¹⁷ 匿名・前掲注（11）70 頁。

¹⁸ 匿名・前掲注（11）69 頁。

¹⁹ 匿名・前掲注（11）69 頁。

²⁰ 伊川・前掲注（11）3 頁、木山・前掲注（4）121 頁。

(2) あてはめ

ア 通達評価額と鑑定評価額の乖離は、租税負担の均衡を害することにはあたらない

下級審では、通達評価額と鑑定評価額の乖離を重視していたが、最高裁判決では、これは「事情」にはあたらないとした。実質的な租税負担の公平という観点から、同様の乖離は類似の不動産にも広く存在し得る以上、通達評価額により評価をしても、他の納税者との租税負担の均衡が害されることはないからである²¹。

イ 実質的な租税負担の公平に反する「事情」の内容

一方で、①本件購入・借入れの結果、相続税負担が著しく軽減されたこと、②本件購入・借入れが租税負担軽減を意図して行われたことは、本件購入・借入れのような行為を行わない他の納税者との間に著しい不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するから、「事情」にあたるとした。

これは、一定の行為の結果、通達評価額によると租税負担が著しく軽減されることを前提に、当該行為が租税負担の軽減をも意図して行われたものであることを指摘するものであり、主観的な意図があれば直ちに例外を認める趣旨ではない²²。

最高裁は、評価通達自体に直接の効力がないと強調していることから、総則 6 項を租税回避否認の根拠としているとは考え難く²³、本判決を実質的な租税回避行為の否認と捉えるべきではない²⁴。問題は時価に係る事実の認定であるから、「事情」の判断において、否認の根拠規定の有無や本件購入・借入れの経済的合理性等は問題としていない²⁵。

3. 本判決の射程

本判決で示された法規範は、本事例の特殊性や不動産評価に限定していないため、相続財産一般に、広く妥当するものと考えられる²⁶。

通達評価額を上回る価額による評価が、平等原則に違反しないとされる適用範囲については、狭く捉える見解と広く捉える見解に分かれている。

本件のような租税負担軽減目的がある事例においては、少なくとも、①6億円程度の著しい税負担軽減と、②被相続人及び相続人の租税負担軽減の意図及び行為のいずれも満たすような場合に限られ、その適用範囲は相当限定的であるとする見解がある²⁷。

²¹ 匿名・前掲注(11) 69 頁。

²² 匿名・前掲注(11) 70 頁。

²³ 伊川・前掲注(11) 3 頁。

²⁴ 安井・前掲注(11) 57 頁。

²⁵ 匿名・前掲注(11) 70 頁。

²⁶ 木山・前掲注(4) 121 頁、匿名・前掲注(11) 70 頁等参照。

²⁷ 伊川・前掲注(11) 4 頁、木山・前掲注(11) 58 頁、長島・前掲注(11) 40 頁等参

一方、土地は時価の 8 割で評価されていることからすれば、②の租税負担軽減の意図が全くないということは考えがたく、また、財産取得の経緯としてどこまでの期間を考慮されるか明らかでないこと等からすると、相当緩やかな基準であるとする見解もある²⁸。

4. 学説

(1) 下級審判決に対する学説

本判決の下級審に対しては、最高裁判決が下される前から批判的な意見が多かった²⁹。

財産取得の目的や経緯、借入れにより取得したか自己資金で取得したかといった点は、時価に影響するものではないから考慮すべきではないという意見や、類似の不動産を有し、評価通達により評価を行う納税者との間で公平が保たれないという意見が多数あった³⁰。また、そもそも通達評価額と実勢価額に開差がなければ、借入により不動産を取得した納税者と、何もしていない納税者との課税価格に差異は生じないという指摘もあった³¹。

(2) 最高裁判決に対する学説

最高裁判決に対しても、概ね批判的な見解が多い³²。

借入れをして不動産を取得し、取得後に相続が開始することは、ごく一般的であるから、租税負担軽減の意図があり、借入れにより不動産を購入した結果、租税負担が軽減されたからといって、租税負担の実質的な公平に反し、例外的な取扱いが認められるのは妥当ではないという意見がある³³。

最高裁判決は、「本件購入・借入れのような行為」を問題視し、これにより税負担を軽減した納税者と、このような行為をせずに、又はすることのできない他の納税者とを比較して、課税の公平を論じているが、このような比較は、別の不均衡を生じることとなり³⁴、また、結果的に租税回避行為の否認と同様の効果をもたらすものであるから妥当ではないという

照。

²⁸ 佐藤・前掲注(11) 19 頁。

²⁹ 前掲注(12)、前掲注(13)の各評釈参照。

³⁰ 大淵・前掲注(12) 76 頁、品川・前掲注(12) 40 頁、中尾・前掲注(12) 79 頁、西中間・前掲注(12) 181 頁、土師・前掲注(12) 209 頁、増田・前掲注(12) 1 頁等参照。

³¹ 大淵・前掲注(12) 82 頁、増田・前掲注(12) 73 頁等参照。

³² 谷口・前掲注(2) 146 頁、長島・前掲注(11) 40-42 頁、馬場・前掲注(11) 46 頁、林＝高木・前掲注(11) 141 頁、増田・前掲注(2) 95 頁等参照。

³³ 増田・前掲注(2) 94 頁。

³⁴ 長島・前掲注(11) 41 頁は、例えば、借入れによる不動産取得が可能な者と現預金による不動産取得が可能な者との不均衡や、通達評価額と時価の乖離が大きい物件を取得した者とそうではない物件を取得した者との不均衡をあげている。

意見がある³⁵。

本件各鑑定評価額が時価と認められることについて、理由を示しておらず³⁶、また、時価をどのように認識するかについて何も論じていないから、時価を上回ることをどのようにして判定すればいいか不明であるという指摘がある³⁷。これに対しては、最高裁は、事実審である原審判断で認定された事実を基礎とした判断を下す法律審であるから、時価を判断したわけではないという意見もある³⁸。

5. 今後に生じる課題

本判決は、評価通達によらない評価が平等原則に違反しないこととなる「事情」が、どのような場合に認められるかについて、具体的な基準を示していない³⁹。また、評価される財産取得の経緯が、どこまでの範囲で、どのような事実が考慮されるのか、一般化し得る規範も示していない⁴⁰。

本判決により、今後の事例における評価通達によらない評価の適否の判断基準は、①租税行政においては、内部ルールである総則6項における「著しく不適當」に該当するか否かであるのに対し、②司法判断においては、「事情」があるか否かという二分法となった⁴¹。

課税庁が、総則6項を便宜的に使い分けることとなれば、納税者に対する予測可能性と法的安定性を欠くことになる⁴²。租税行政において、「著しく不適當」の意義、判断基準、その具体例等を納税者に対して明確に示すべきことが迫られたといえる⁴³。

第4節 下級審と上告審の相違

上述のとおり、下級審と上告審の論理構造には相違がある。

木山教授は、第一審及び控訴審が採用している、下級審の裁判例において確立していた判例法理を「特別事情論」、最高裁令和4年判決が採用している法理を「事情法理」と表現さ

³⁵ 伊川・前掲注(11)4頁。

³⁶ 伊川・前掲注(11)4頁、長島・前掲注(11)42頁、林＝高木・前掲注(11)141頁等参照。

³⁷ 馬場・前掲注(11)41頁。

³⁸ 酒井・前掲注(11)〔税理〕199頁。

³⁹ 木山・前掲注(11)57頁、谷口・前掲注(2)150頁、長島・前掲注(11)40頁、安井・前掲注(11)57頁等参照。

⁴⁰ 伊川・前掲注(11)4頁、安井・前掲注(11)57頁。

⁴¹ 木山・前掲注(11)60頁。

⁴² 伊川・前掲注(11)4頁。

⁴³ 木山・前掲注(11)60頁。

れている⁴⁴。以下、同じ表現を使用することとし、特別事情論と事情法理における法解釈と判断要素の相違について整理する。

1. 法解釈の相違

(1) 特別事情論

特別事情論は、従来の下級審の裁判例で採用され続け、判例法理として確立していた法理である⁴⁵。

その内容は、次のように整理できる。

〔1〕時価とは、当該財産の客観的交換価値をいう。

〔2〕課税実務上は、評価通達による画一的な評価が行われている。これは、納税者間の公平等の観点より合理的であり、時価の許容するところである。

〔3〕評価通達の定める評価方法が合理性を有する限り、形式的に全ての納税者に適用されることによって、租税負担の実質的な公平を実現できる。よって、原則として評価通達により評価すべきである。

〔4〕例外的に、租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかである「特別の事情」がある場合には、他の合理的方法により評価することが許される。

(2) 事情法理

上告審で採用された事情法理の内容は、次のように整理できる。

〔1〕通達は国民に対して直接の法的効力を有するものではないから、財産の価額が時価を上回らない限り、通達評価額を上回ったとしても相続税法 22 条違反にはならない。

〔2〕これとは別の次元の問題として、課税庁が評価通達に従って画一的な評価をしていることは公知の事実であるから、平等原則の観点より、合理的な理由がない限り、評価通達によらない評価をすることは、平等原則に違反し認められない。原則として、評価通達により評価すべきである。

〔3〕評価通達による画一的な評価を行うことが、実質的な租税負担の公平に反するというべき「事情」がある場合には、上記の合理的な理由があると認められるから、評価通達によらない評価が認められる。

⁴⁴ 木山・前掲注(4) 121 頁。

⁴⁵ 占部・前掲注(7) 158 頁、木山弘嗣『入門課税要件論』（中央経済社、2020 年）211-216 頁、谷口勢津夫＝高龍司＝野一色直人＝木山泰嗣『基礎から学べる租税法〔第 3 版〕』（弘文堂、2022 年）269 頁、谷口智紀「財産評価をめぐる客観的事実と主観的要素の関係性」税務弘報 67 巻 4 号（2019 年）163 頁等参照。

(3) 特別事情論と事情法理の相違点

特別事情論と事情法理の相違点を整理する。

特別事情論は、通達評価額が時価の範囲内であることから、原則として形式的な平等を貫く評価通達により評価すべきであるが、租税平等主義の観点より、実質的な租税負担の公平を著しく害する「特別の事情」がある場合には、例外として、評価通達によらない評価を認めるとするものである。

これに対して事情法理は、通達が国民に対する拘束力を有しないことから、課税庁の主張額が時価を上回るかのみが問題となり、通達評価額を上回るかは何ら問題にならないとする。これとは別に、課税庁が評価通達に従って画一的な評価をしていることは公知の事実であるから、平等原則の観点より、原則として評価通達により評価すべきとする。しかし、実質的な租税負担の公平に反する「事情」がある場合には、平等原則に違反しないから、例外的に評価通達によらない評価を認めるとするものである。

両者の相違点として、1つ目に、通達評価額と時価の関係が異なる。特別事情論は、通達評価額が時価の範囲内であるとするが、事情法理は、通達が国民に対する拘束力を有しないから、通達評価額と時価の関係は問題にならないとする。2つ目に、評価通達による画一的な評価をすべき根拠が異なる。特別事情論は、通達評価額が時価の範囲内であることを前提に、租税平等主義の観点より、画一的な評価をすべきとするが、事情法理は、課税庁が評価通達に従って画一的な評価をしていることが公知の事実であるから、平等原則の観点より、評価通達による画一的な評価をすべきであるとする。

2. 判断要素の相違

次に、判断要素の相違について整理する。

下級審では、①通達評価額と鑑定評価額の間に大きな乖離があること、②鑑定評価額は客観的な交換価値を示しているといえ、評価通達の合理性に疑義があること、③Aが90歳、91歳の時に本件購入・借入れをしていること、④本件購入・借入れの結果、相続税負担が著しく軽減されたこと、及び⑤本件購入・借入れが租税負担軽減を意図して行われたことより、「特別の事情」が認められるとした。

これに対して上告審では、①通達評価額と鑑定評価額との大きな乖離は「事情」にはならないとし、②本件購入・借入れの結果、相続税負担が著しく軽減されたこと、及び③本件購入・借入れが租税負担軽減を意図して行われたことより、「事情」があるとした。

両者の相違点は、1つ目に、下級審における判断要素である①通達評価額と鑑定評価額の乖離が、上告審では判断要素にはあたらないと明言されたことである。この理由については、前節2(2)アで述べたとおりである。このような言及は、これまでの下級審判決ではなかったと思われる⁴⁶。2つ目の相違点は、下級審における判断要素である②評価通達の合理性に

⁴⁶ 安井・前掲注(11) 57頁。

ついて、上告審は、通達が国民に対する拘束力を有しないことを前提としているから、特に言及していないことである。

第5節 法的問題

以上のように、最高裁判決は、従来の下級審で採用されてきた「特別事情論」とは異なる論理構造である、「事情法理」を採用した。

両者は、通達評価額と時価の関係や、評価通達による画一的な評価をすべき根拠が異なるが、原則として評価通達により評価すべきこと、例外として評価通達によらない評価を認める点で重なる部分がある。

従来の特別事情論では、租税負担の実質的な公平を著しく害する「特別の事情」がどのようにして認められるのか、判断基準が曖昧であり、通達課税の問題が生じているといった指摘があった⁴⁷。最高裁判決でも、具体的な基準は示されず⁴⁸、実質的な租税負担の公平に反する「事情」がどのようにして認められるのか、不明確なままである。

本判決の射程は、狭く捉える見解と広く捉える見解で分かれている。狭く捉える見解では、①6億円程度の著しい税負担軽減と、②被相続人及び相続人の租税負担軽減の意図及び行為のいずれも満たすような場合に限られるとしている。しかし、税負担の軽減が6億円を下回っていたからといって、それが他の納税者との間に著しい不均衡を生じさせないものとは言い難く、通達評価額を上回る価額による評価が平等原則に違反しないとは考え難い。また、評価通達が評価の安全性から低めに設定されていることを考えると、租税負担軽減の意図が全くないということは考え難く、主観的な意図の判断も難しい。よって、本判決の射程は、広く捉えられると考えられ、今後、広範に、評価通達によらない評価が認められるのではないかと考える。しかし、その具体的な基準は不明確である。

原則として、評価通達に従って評価しなければならない。例外である、評価通達によらない評価が認められる場合の判断基準が曖昧であると、納税者の予測可能性を著しく害し、法的安定性が保たれない。

本論文では、評価通達によらない評価が認められた裁判例について、評価された事実や要素ごとにグルーピングし、分析・検討を行う。そして、妥当だと思われる判断方法及び評価すべき判断要素を検証し、どのような場合に評価通達によらない評価が認められるべきかについて論じる。

第6節 小括

本章では、評価通達以外の評価方法による財産評価を認めた、初めての最高裁の判断であ

⁴⁷ 増田・前掲注（1）69頁。

⁴⁸ 木山・前掲注（11）57頁、谷口・前掲注（2）150頁、長島・前掲注（11）40頁、安井・前掲注（11）57頁等参照。

る最高裁令和4年判決を取り上げ、評価通達によらない評価に関する問題点を確認した。

最高裁判決は、従来の下級審で採用されてきた「特別事情論」とは異なる論理構造である「事情法理」を採用した。

最高裁判決は、「事情法理」の中で、相続税法22条の時価との関係について、課税庁の主張額が当該財産の客観的な交換価値を上回るか否かのみが問題となること、原則として通達評価額によるべき根拠が平等原則にあることを明確にした。そして、評価通達による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、通達評価額を上回る価額により評価をしても、平等原則に違反するものではないとした。

下級審と上告審の相違をみると、法解釈では、通達評価額と時価の関係や評価通達による画一的な評価をすべき根拠が異なる。あてはめでは、下級審で評価されていた、通達評価額と鑑定評価額の乖離や評価通達の合理性について、上告審では評価されていない点で異なる。

「特別の事情」による判断は、判断基準が曖昧で、通達課税の問題が生じているという指摘があった。しかし、最高裁判決でも、具体的な基準は示されず、実質的な租税負担の公平に反する「事情」がどのようにして認められるのか、不明確なままである。

例外である、評価通達によらない評価が認められる場合の判断基準が曖昧であると、納税者の予測可能性を著しく害し、法的安定性が保たれない。

本論文では、どのような場合に評価通達によらない評価が認められるべきか、妥当だと思われる判断方法及び評価すべき判断要素について論じる。

次章では、税務通達の実際の機能や拘束力等から、租税法律主義の機能と税務通達との関係を確認し、評価通達の位置づけを明らかにする。

第2章 財産評価基本通達の位置づけ

本章では、税務通達の実際の機能、拘束力から、租税法律主義の機能と税務通達の間係を確認する。そのうえで、時価の意義や評価通達の必要性、内容について整理し、評価通達の位置づけを明らかにする。

第1節 租税法律主義と租税平等主義

1. 租税法律主義の意義と機能

租税法律主義とは、憲法 84 条を法的根拠とする、国家は、法律の根拠に基づくことなしには、租税を賦課徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはないという原則である⁴⁹。

租税は、国民の経済生活のあらゆる局面に関係を持っているから、それぞれの経済取引における租税負担が事前に明らかにされていないと、その取引において意図した経済的成果を得られない⁵⁰。現在の租税法律主義の機能とは、国民の経済生活における、法的安定性と予測可能性を保障することにあると解される⁵¹。

租税法律主義の内容は、「課税要件法定主義」、「課税要件明確主義」、「合法性原則」、「手続的保障原則」、「遡及立法の禁止」及び「納税者の権利保護」の 6 つがあげられる⁵²。

それぞれの内容について、次に整理する。

① 課税要件法定主義

課税の作用は、国民の財産権への侵害であるから、課税要件のすべてと租税の賦課・徴収の手続は、法律によって規定されなければならない⁵³。

② 課税要件明確主義

法律又はその委任を受けた法令や政省令における、課税要件及び租税の賦課・徴収の手続

⁴⁹ 金子宏『租税法〔第 24 版〕』（弘文堂、2021 年）734 頁、品川芳宣『租税法律主義と税務通達』（ぎょうせい、2003 年）10 頁、増田英敏『リーガルマインド租税法〔第 5 版〕』（成文堂、2019 年）24 頁等参照。

⁵⁰ 金子・前掲注（49）79 頁、品川・前掲注（49）11 頁、水野忠恒『租税法〔第 5 版〕』（有斐閣、2011 年）7 頁等参照。

⁵¹ 金子・前掲注（49）79 頁、品川芳宣「租税法律主義の下における税務通達の機能と法的拘束力」『現代企業法学の研究—筑波大学大学院企業法学先行 10 周年記念論集—』（信山社、2001 年）349 頁、増田・前掲注（49）27 頁、水野・前掲注（50）7 頁等参照。

⁵² 金子・前掲注（49）80 頁、川田剛『租税法入門〔18 訂版〕』（大蔵財務協会、2022 年）41 頁、品川・前掲注（49）14 頁、増田・前掲注（49）28 頁等参照。

⁵³ 金子・前掲注（49）81 頁、品川・前掲注（49）14 頁、水野・前掲注（50）8 頁等参照。

に関する定めをなす場合には、なるべく一義的で明確でなければならない⁵⁴。

③ 合法性原則

租税法は強行法であるから、課税要件が充足されている限り、課税庁には租税の減免の自由も、租税を徴収しない自由もなく、法律で定められたとおりの税額を徴収しなければならない⁵⁵。

④ 手続的保障原則

租税の賦課・徴収は公権力の行使であるから、適正な手続で行わなければならない、また、それに対する争訟は、公正な手続で解決されなければならない⁵⁶。

⑤ 遡及立法の禁止

国民の経済社会における法的安定性と予測可能性を保障するため、国民に対して、遡及して新たに納税義務を課するような立法措置は許されない⁵⁷。

⑥ 納税者の権利保護

租税法の解釈等に関して、課税庁と納税者とが対立した場合には、公正な第三者機関によって裁かれることが保障されていなければならない⁵⁸。

以上の6つが、租税法律主義の内容である。

2. 租税平等主義の意義

租税平等主義とは、憲法14条を法的根拠とする、税負担は国民の間で、担税力に即して公平に配分されなければならない、各種の租税法律関係において、国民は平等に取り扱われなければならないという原則である⁵⁹。

租税平等主義には、「担税力に即した課税」と「平等取扱原則」の2つの側面がある。

「担税力に即した課税」とは、各人の経済的負担能力に応じて租税負担の配分を求める原則である⁶⁰。これは、担税力に応じた課税を実現できるよう租税法の立法過程を統制する立法原理ともいえる⁶¹。所得・財産・消費の3つの担税力の尺度に応じて、所得税・財産税・

⁵⁴ 金子・前掲注(49)84頁、品川・前掲注(49)16頁、増田・前掲注(49)28頁等参照。

⁵⁵ 金子・前掲注(49)87頁、川田・前掲注(52)42頁、品川・前掲注(49)17頁、増田・前掲注(49)31頁、水野・前掲注(50)9頁等参照。

⁵⁶ 金子・前掲注(49)87頁、川田・前掲注(52)42頁、品川・前掲注(49)19頁、増田・前掲注(49)32頁等参照。

⁵⁷ 品川・前掲注(49)18頁、水野・前掲注(50)9頁等参照。

⁵⁸ 品川・前掲注(49)12頁、川田・前掲注(52)42頁等参照。

⁵⁹ 金子・前掲注(49)88頁、増田・前掲注(49)18頁等参照。

⁶⁰ 金子・前掲注(49)89頁、増田・前掲注(49)23頁等参照。

⁶¹ 増田・前掲注(49)17頁。

消費税を適度に組み合わせて、バランスのとれた税制を構築するのが好ましいとされる⁶²。

「平等取扱原則」とは、同様の状態にあるものは同様に、異なる状況にあるものは状況に応じて異なって取り扱われるべきであることを要求する原則である⁶³。平等取扱原則は、法の執行の段階においても妥当し⁶⁴、担税力に応じた公平な負担を実現させるために立法された租税法を、すべての国民に平等に適用することを要請している⁶⁵。金子教授は、例として、「相続税法の課税対象としての土地は、現在一般に時価よりも低く評価されている……が、特定の土地についてのみ近隣の同一条件の土地に比して高く評価することは、たとえ評価額が時価の範囲内であるとしても、平等取扱原則に反して違法であると解すべきであろう」⁶⁶と述べている。

第2節 税務通達

1. 税務通達の意義

通達とは、上級行政庁が法令の解釈や行政の運用方針などについて下級行政庁に対してなす命令ないし指令である⁶⁷。国税に関する通達は、国税庁の所轄事務について命令又は示達するため、国税庁長官によって発せられる⁶⁸。

通達が存在する法的根拠は、国家行政組織法 14 条 2 項にあり、「各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。」と定められている。

通達は、あくまで、上級行政庁が法令の解釈や行政の運用方針などについて下級行政庁に対してなす命令にすぎないものであるから、行政組織の内部では拘束力を持つが、納税者や裁判所に対する拘束力はない⁶⁹。よって、租税法律主義のもとにおける法源ではない⁷⁰。

しかし、実際の機能として、日々の租税行政は税務通達に依拠して行われており、租税法

⁶² 金子・前掲注（49）89 頁，川田・前掲注（52）62 頁，増田・前掲注（49）23 頁等参照。

⁶³ 金子・前掲注（49）89 頁。

⁶⁴ 金子・前掲注（49）96 頁。

⁶⁵ 増田・前掲注（49）17 頁。

⁶⁶ 金子・前掲注（49）96 頁。

⁶⁷ 金子・前掲注（49）115 頁，水野・前掲注（50）8 頁等参照。

⁶⁸ 金子・前掲注（49）115 頁，品川・前掲注（49）34 頁等参照。

⁶⁹ 金子・前掲注（49）116 頁，中里実「通達に反する課税処分効力の効力」ジュリ 1349 号（2008 年）87 頁，増田・前掲注（49）715 頁等参照。

⁷⁰ 金子・前掲注（49）116 頁，川田・前掲注（52）64 頁，品川・前掲注（49）34 頁等参照。

の解釈・適用に関する大多数の問題は、税務通達に即して解決されている⁷¹。したがって、現実には、税務通達は法源と同様の機能を果たしているといっても過言ではないといえる⁷²。

2. 税務通達の種類

税務通達は、その性格から解釈通達と執行通達に区分できる⁷³。前者は、課税庁部内の税法解釈の統一を図り、課税の公平を保つためのものであり⁷⁴、後者は、課税庁部内の執行に係るものである⁷⁵。租税法の解釈・適用においては、税務解釈と税務執行が、複合的に行われる場合があるから、両者が混同した通達も存在し、解釈通達と執行通達は厳格に区分されるものではない⁷⁶。

解釈通達は、その内容から基本通達と個別通達に区分される⁷⁷。前者は、各租税法の条文の順序に従い、基本的事項や重要事項について、解釈や運用方針を体系化したものであり、後者は、それ以外の事項又は新たに生じた解釈問題について、基本通達を補完する意味で、個別に解釈や運用方針を示すものである⁷⁸。基本通達は、その全てが公表されているが、個別通達は、個別問題や納税者からの質疑に対応して発遣されており、普遍的なもののみが公表されている⁷⁹。

3. 税務通達の拘束力

(1) 課税庁に対する拘束力

税務通達は、行政組織内の職務命令であるから、課税庁部内においては、職務命令として拘束力を有する⁸⁰。

国家公務員法 98 条 1 項は、「職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と規定し、同法 82 条で、「この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令……に違反した場合」や「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」等には、その職員に対して、「懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる」と定めている。

⁷¹ 金子・前掲注(49) 116 頁，増田・前掲注(49) 715 頁等参照。

⁷² 金子・前掲注(49) 116 頁，増田・前掲注(49) 715 頁等参照。

⁷³ 品川・前掲注(49) 38 頁。

⁷⁴ 品川・前掲注(49) 38 頁，川田・前掲注(52) 62 頁等参照。

⁷⁵ 品川・前掲注(49) 38 頁，川田・前掲注(52) 64 頁等参照。

⁷⁶ 品川・前掲注(49) 38 頁。

⁷⁷ 金子・前掲注(49) 116 頁，増田・前掲注(49) 716 頁等参照。

⁷⁸ 金子・前掲注(49) 116 頁，増田・前掲注(49) 716 頁等参照。

⁷⁹ 品川・前掲注(49) 38 頁。

⁸⁰ 品川・前掲注(49) 48 頁。

これらの規定より、税務職員には、厳しい税務通達の遵守義務が課されていることが理解できる⁸¹。

(2) 納税者に対する拘束力

課税庁部内における厳格な遵守義務は、納税者に対して、課税庁が税務通達に反する課税処分を行うことはあり得ないであろうという確信を与えていると考えられる⁸²。この信頼は、租税法律主義が保障する法的安定性と予測可能性を一層強いものにし、税務通達は、課税庁部内の法的拘束力を伴って、納税者に対しても法的機能を発揮することになる⁸³。

税務通達は法源ではないから、納税者が税務通達に拘束されることはない⁸⁴。納税者は、税務通達に基づかない納税申告を行い、これに対し、課税庁が税務通達に基づく課税処分を行ったとしても、最終的にはその是非を法廷で争うことができる⁸⁵。しかし、税務通達の違法性を法廷で争うことは、納税者側にとってあまりにも多くの障壁がある⁸⁶。現実の税務執行においては、税務通達の存在によって、課税庁と納税者の間に事実上の法的関係が成り立っているといえる⁸⁷。

4. 税務通達の存在と予測可能性

上述のとおり、税務通達は、課税庁部内における厳しい遵守義務に伴い、納税者に対しても事実上の拘束力を有していると考えられる。

税務通達の中には、実質的に課税要件を定めているものが多く存在し、納税者は、税務通達の内容を熟知していないと、満足な納税申告ができない⁸⁸。例えば、相続税の納税者は、評価通達に定められた路線価等に基づいて財産を評価し納税申告を行っていたり、社宅等を提供する会社は、所得税基本通達 36-40（役員に貸与した住宅等に係る通常の賃貸料の額の計算）等に定める通常収受すべき賃借料の額を確認したうえで、所得税の源泉徴収の可否

⁸¹ 品川・前掲注（49）48 頁。

⁸² 品川・前掲注（49）48 頁。

⁸³ 品川・前掲注（49）48 頁。

⁸⁴ 品川・前掲注（49）50 頁。

⁸⁵ 占部・前掲注（7）157 頁，川田・前掲注（52）65 頁，品川・前掲注（49）50 頁等参照。

⁸⁶ 品川・前掲注（49）50 頁。

⁸⁷ 品川・前掲注（49）50 頁，大淵・前掲注（7）134 頁，川田・前掲注（52）65 頁等参照。

⁸⁸ 品川芳宣「税務通達の法的拘束力と納税者の予測可能性」税理 43 巻 14 号（2000 年）4 頁。

を判断したりしている⁸⁹。これらの例から、税務通達は、法令の定めよりも、納税者の納税額を実質的に決定しているといえる⁹⁰。

すなわち、税務通達が存在がなければ、租税法律主義の機能である経済生活における法的安定性も予測可能性も保障されがたいことになる⁹¹。

課税庁が、税務通達において一定の取扱いを公表し、かつ、それに従った税務執行をしているのであれば、納税者はそれを信頼せざるを得ない⁹²。納税者にとって有利な税務通達の場合、課税庁は、法的安定性及び予測可能性の確保の見地から、自ら表明した見解に拘束され、税務通達の内容と異なる課税処分を行うことは許されないと解すべきである⁹³。

第3節 相続税法上の時価

1. 時価の意義

相続税法 22 条は、「相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価によ」と規定し、財産の価額は、その取得の時における時価による旨を定めている。

時価とは、客観的な交換価値であり⁹⁴、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額を意味する⁹⁵。そのため、時価は、常にただ1つに決まるものではなく、1つの評価方法が絶対的なものということとはできず、一定の合理的な幅があるものと考えられる⁹⁶。

2. 時価の評価方法

相続税額の計算の基礎は財産の価額であるから、時価の評価は、税額に直接影響を与えるという点で重要である。

しかし、時価を客観的に評価することは極めて難しく、納税者間で財産の評価がまちまちになることは、公平の観点から見て好ましくない⁹⁷。課税庁としても、財産の価額を個別に評価する方法をとると、評価方法により異なる評価額となることが避けがたく、事務負担が

⁸⁹ 品川・前掲注（49）30頁。

⁹⁰ 品川・前掲注（49）30頁。

⁹¹ 品川。前掲注（88）4頁。

⁹² 中里・前掲注（69）88頁。

⁹³ 中里・前掲注（69）88頁。

⁹⁴ 最判平成22年7月16日判タ1335号57頁。

⁹⁵ 東京高判平成7年12月13日行集46巻12号1143頁。

⁹⁶ 田中治「相続財産の評価を巡る法的諸問題」相続税制の再検討（2003年）45頁。

⁹⁷ 金子・前掲注（49）734頁。

増大し、課税事務の迅速な処理が困難になる⁹⁸。よって、納税者と課税庁の双方にとって、あらかじめ定められた方法により画一的に評価する方が、納税者間の公平の維持、納税者及び課税庁の双方の便宜、税務執行の統一性、徴税費の節減等の観点から合理的である⁹⁹。

そこで、相続税法は、地上権や永小作権、定期金に関する権利、立木のように、一部の特に評価が難しい財産については、一義的な規定を設けている（同法 23 条～26 条）。その他の財産については、評価方法の定めがなく、すべて解釈・適用にゆだねているが、現実の評価事務においては、国税庁長官が定める評価通達に従って行われている¹⁰⁰。評価通達とは、相続税、贈与税及び地価税に共通の財産評価に関する基本通達である¹⁰¹。

第 4 節 財産評価基本通達

1. 財産評価基本通達の制定経緯

「相続税財産評価に関する基本通達」は、相続税及び贈与税の課税価格の計算基礎となる財産に関する取扱通達として、昭和 39 年 4 月 25 日に発遣され、同年 1 月 1 日以後に、相続、遺贈又は贈与で取得した財産は、この通達に従って評価されることとなった¹⁰²。この通達が制定される前は、「富裕税財産評価事務取扱通達」が、富裕税が廃止となった後も準用されていたが、評価の取扱いが多数の通達により定められていたり、富裕税当時の手続を定めていたりして不便が生じていた¹⁰³。そのため、「富裕税財産評価事務取扱通達」の規定を整備し、関係する多数の評価通達を整理統一して、名実共に相続税の評価通達に改められた¹⁰⁴。

「相続税財産評価に関する基本通達」は、その後、平成 3 年 12 月 18 日に、地価税の導入も踏まえて土地評価に関する全般的な見直しが図られ、現在の「財産評価基本通達」に改名されている¹⁰⁵。

⁹⁸ 増田英敏「相続税法 22 条の『時価』と評価通達 6 項の解釈（下）」税務弘報 65 巻 1 号（2017 年）169 頁。

⁹⁹ 金子・前掲注（49）735 頁，増田・前掲注（98）169 頁等参照。

¹⁰⁰ 金子・前掲注（49）734 頁，碓井光明「相続財産の評価と租税法律主義」税経通信 45 巻 15 号（1990 年）9 頁，高野幸大「相続財産の評価と納税」租税法研究 23 号（1995 年）25 頁等参照。

¹⁰¹ 地価税については、平成 10 年度改正で、同年以降、当分の間、課税されないこととなっている。

¹⁰² 篠原忠良「相続税における財産の評価方法について―相続税財産評価通達に関する基準通達と固定資産評価基準との関連」税経通信 19 巻 8 号（1964 年）137 頁等参照。

¹⁰³ 篠原・前掲注（102）138 頁。

¹⁰⁴ 篠原・前掲注（102）138 頁。

¹⁰⁵ 宇野沢貴司編『財産評価基本通達逐条解説』（大蔵財務協会，2020 年）。

2. 財産評価基本通達の意義

評価通達は、時価の評価の困難性に配慮し、納税者間の公平の維持、納税者及び課税庁双方の便宜、税務執行の統一性、徴税費の節減等の観点から、各種財産について画一的かつ詳細な評価方法を定めている¹⁰⁶。評価通達の目的は、画一的な評価方法を定めることにより、評価の合理性、安全性を担保し、時価に接近するための評価方法を定めることにある¹⁰⁷。評価通達に定められた評価方法は、時価を超える評価額で違法な課税が行われることがないように、低めに設定されている¹⁰⁸。

評価通達は、それが合理的なものである限り、形式的にすべての納税者に適用されることによって、納税者間の実質的な公平を実現できると解されるから、原則としては、評価通達による評価が適法である¹⁰⁹。通達は法令ではなく、また個別の財産の評価は、その価額に影響を与えるすべての事情を考慮して行われるべきである。したがって、それが著しく合理性を欠き、評価通達によって適切な評価をすることができないと認められる特別の事情がある場合には、評価通達による評価は違法となる¹¹⁰。そして、他の合理的な方法によって評価通達による評価額より高く、又は低く評価することができると解すべきである¹¹¹。

3. 財産評価基本通達の必要性

財産の価額は、実際に課税するために、すべて金銭価値で測定しなければならない。しかし、財産の種類や形態は多様であるから、その評価は極めて困難を極めることになる¹¹²。

財産の評価には、次のような問題点ないしは特色がある。

第1に、財産の評価は、最終的に裁判で争われることがあるにせよ、通常の場合は、申告納税制度の下において、まず納税者が評価をすることが期待されており、次いで、それを補充する意味において、課税庁による評価がなされている。したがって、納税者又は課税庁の評価方法が、事前に設定されていなければならない¹¹³。

第2に、多種多様な財産のすべてについて、納税者の個々の判断による時価の見積もり

¹⁰⁶ 金子・前掲注(49) 735頁、品川・前掲注(51) 363頁、大淵・前掲注(7) 134頁等参照。

¹⁰⁷ 占部・前掲注(7) 160頁。

¹⁰⁸ 大淵・前掲注(7) 135頁、三木義一＝末崎衛『相続・贈与と税〔第2版〕(信山社、2013年) 176頁等参照。

¹⁰⁹ 今村隆「税法における『価格』の証明責任」石島弘＝木村弘之亮＝玉國文敏＝山下清兵衛編『納税者保護と法の支配』(信山社、2007年) 322頁。

¹¹⁰ 金子・前掲注(49) 735頁。

¹¹¹ 金子・前掲注(49) 735頁。

¹¹² 碓井・前掲注(100) 10頁。

¹¹³ 碓井・前掲注(100) 10頁、田中・前掲注(96) 49頁等参照。

を求めることは極めて難しい。いざというときに活用できる評価方法が必要になる¹¹⁴。

第3に、租税の負担は公平でなければならないが、財産の評価が適正さを欠くと、納税者間の租税負担の公平を確保することができない¹¹⁵。そのため、評価の尺度を均一化して、時価評価の平等取扱原則を確保する必要がある¹¹⁶。そのうえで、租税負担の公平を達成するためには、評価方法が納税者に公開されている必要がある¹¹⁷。

第4に、適正な評価といっても、評価方法は唯一のものであるとは限らず、複数の評価方法があり、それぞれの評価額に相当な開きがあると考えられる¹¹⁸。複数の評価方法の中からいずれの方法を選択するかということは、一種の政策決定であるから、あらかじめ評価方法を設定しておく必要がある¹¹⁹。

以上のような理由より、評価方法を定めることが必要になる。

4. 財産評価基本通達の構造と制定当時の総則の内容

(1) 財産評価基本通達の構造

評価通達は、第1章から第8章で構成されており、第1章総則で、財産評価における原則を定めたうえで、第2章以降で、各種財産の時価の評価方法を網羅的に定めている。

第1章1項(2)は、「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期……において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」と規定し、時価と通達評価額が一致することを明らかにしている。そして、同項(3)で、「財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。」と定めている。

しかし、評価通達による画一的な評価方法では、すべての財産に係るすべての事情を反映できないから、同章6項において、「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定め、評価通達により難しい場合には、国税庁長官の指示を受けて、評価通達によらない評価を認めている。

(2) 制定当時の総則の内容

「相続税財産評価に関する基本通達」の第1章総則の制定作業の担当者である池田氏は、

¹¹⁴ 碓井・前掲注(100)10頁、田中・前掲注(96)49頁等参照。

¹¹⁵ 増田英敏「通達による租税回避の否認の憲法適合性」専修大学法学研究所紀要 46号(2021年)56頁。

¹¹⁶ 増田・前掲注(115)56頁。

¹¹⁷ 碓井・前掲注(100)10頁。

¹¹⁸ 碓井・前掲注(100)10頁。

¹¹⁹ 碓井・前掲注(100)10頁。

制定当時の総則の内容について、次のように述べている¹²⁰。

総則は、相続税財産評価についての基本的な考え方を明らかにしたものである。

相続税法は時価主義を採用しているが、その具体的な評価方法に関する規定をおいていない。したがって、評価方法が法定されている財産以外の財産の評価は、国税庁の責任においてまかなう必要があり、相続税財産評価に関する国税庁長官通達の示達が要請されるわけであるが、この通達の定めるところは、あくまでも相続税法の規定から遊離したものであってはならない。

このようなことから、第 1 章において、相続税法 28 条〔当時のもの。現行相続税法 22 条。以下同じ〕に規定する時価と通達評価額との関係を明らかにしている。すなわち、財産の価額は、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立すると認められる価額により評価するものとし、その価額はこの通達に定めるところにより評価した価額であり、相続税法 28 条にいう時価であるとした。

なお、財産の評価にあつては、財産の価額に影響をおよぼすべきすべての事情を考慮すべき旨を明らかにするとともに、この通達に評価方法の定めのない財産の価額は、この通達に定める評価方法に準じて評価すること及びこの通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は国税庁長官の指示を受けて評価すべき旨を定めている。これらは、いずれも評価の合理性、安全性を考慮したものである。

また、「財産の価額に影響をおよぼすべきすべての事情」とは、この通達の 2 章以下の規定によって評価した価額が実情に即しないような特殊事情を備えた、財産がもつ固有の事情を指す。

以上の制定当時の総則の内容より、制定時において、通達評価額が時価であること、第 1 章 1 項 (3) に定める「財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情」とは、第 2 章以下の規定によって評価した価額が実情に即しないような特殊事情を備えた、財産がもつ固有の事情を指すことを想定していたことがわかる。そして、評価の合理性、安全性を考慮して、評価通達に評価方法の定めのない財産の価額は、評価通達に準じた方法で評価すること、評価通達によって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて個別に評価すべきことを定めていたことがわかる。

5. 総則 6 項の意義及び適用基準

(1) 総則 6 項の意義

総則 6 項は、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の

¹²⁰ 池田修「相続税財産評価通達に関する基本通達について」税経通信 19 巻 9 号（1964 年）197-198 頁。

価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定め、評価通達によって適切な評価をすることができない場合には、例外的に評価通達によらない評価を認めている。

総則 6 項は、制度趣旨として、評価額決定後に評価額に影響を与える事象が発生した場合に、形式的に評価通達を適用することで、納税者に過重な税負担を強いることがないように救済措置として創設された¹²¹。また、第 2 章以下の各財産の統一的な評価方法による評価額が著しく不相当と認められる場合に、個別評価を行って、客観的交換価値に近づけるといふ趣旨もある¹²²。

(2) 総則 6 項の適用基準

原則としては、評価通達による評価が適法であるから、例外である総則 6 項の適用基準が明らかでないと、その判断が困難となり納税者の予測可能性が保障できない¹²³。

総則 6 項は、その規定から、①通達による評価が「著しく不相当」と認められること、及び②「国税庁長官の指示」を受けることの 2 つの要件を満たすことで、評価通達によらない評価が認められると解される¹²⁴。

それぞれに対する裁判所の判断とその問題点について、以下に整理する。

①「著しく不相当」

裁判所の判断として、下級審では、実体要件である「著しく不相当」とは、「特別の事情」と同義であると解され、「特別の事情」がある場合には、評価通達によらない評価が認められるという判例法理が確立されていた。「特別の事情」の内容については、前章 第 4 節 1(1) 特別事情論で述べたとおりである。

これに対して、「著しく」、「不相当」という二重の不確定概念を用いていることは、課税庁による恣意的課税の問題を惹起させるという批判がある¹²⁵。また、「特別の事情」では、十分な法的統制が図られず、課税庁による通達の使い分けという通達課税の問題が生じているという指摘もある¹²⁶。

¹²¹ 増田英敏「相続税法 22 条の『時価』と評価通達 6 項の解釈（中）」税務弘報 64 巻 13 号（2016 年）69 頁。

¹²² 品川芳宣「税務通達に従った納税申告の否認と予測可能性」税理 42 巻 8 号（1999 年）12 頁。

¹²³ 品川・前掲注（51）363 頁。

¹²⁴ 谷口・前掲注（7）149 頁。

¹²⁵ 増田英敏「相続税法 22 条の『時価』と評価通達 6 項の解釈（上）」税務弘報 64 巻 10 号（2016 年）71 頁。

¹²⁶ 増田・前掲注（115）56 頁。

②「国税庁長官の指示」

手続的要件である「国税庁長官の指示」をめぐることは、裁判例は、国税庁長官の指示の有無は課税処分 of 効力に影響を及ぼさず、当該指示の存否を明らかにするまでもないとしている¹²⁷。

このような考え方に対して、税務通達 is 法源ではなくても、税務職員を法的に拘束するものであること、税務通達に反する課税処分が信義則違反、平等原則違反に問われること、総則 6 項の適用には国税庁長官の指示が必要であるから余程のことがない限り同項の適用はないだろうと予想する納税者側の予測可能性を保障する必要があること等を考えると、法的に問題があるという指摘がある¹²⁸。また、例外的な評価・決定を、評価通達を発遣する国税庁長官に授権している点、これを自らが定めている点に問題があるという指摘もある¹²⁹。

以上より、総則 6 項の適用基準は明確ではないといえ、どのような場合に例外である評価通達によらない評価が認められるのかは明らかでない。納税者の予測可能性を保障するためには、総則 6 項の適用基準は明確であるべきである¹³⁰。

第 5 節 小括

本章では、税務通達の実際の機能、拘束力から、租税法律主義の機能と税務通達 of 関係を確認した。そのうえで、時価の意義や評価通達の必要性、内容について整理し、財産評価基本通達 of 位置づけを確認した。

1. 税務通達

通達は、上級行政庁が法令の解釈や行政の運用方針などについて下級行政庁に対してなす命令である。行政組織の内部では拘束力を持つが、納税者や裁判所に対する拘束力はなく、租税法律主義のもとにおける法源ではない。しかし、実際の機能として、日々の租税行政は税務通達に依拠して行われており、租税法 of 解釈・適用に関する大多数の問題は、税務通達に即して解決されることになる。現実には、税務通達は法源と同様の機能を果たしているといっても過言ではないといえる。

税務通達は、行政組織内の職務命令であるから、課税庁部内で、職務命令として拘束力を有し、厳しい税務通達 of 遵守義務が課されている。課税庁部内における厳格な遵守義務は、納税者に対して、課税庁が税務通達に反する課税処分を行うことはあり得ないであろうという確信を与え、納税者に対しても法的機能を発揮することになる。現実 of 税務執行におい

¹²⁷ 品川・前掲注 (51) 365 頁。

¹²⁸ 品川・前掲注 (51) 365 頁。

¹²⁹ 増田・前掲注 (125) 71 頁。

¹³⁰ 品川・前掲注 (122) 9 頁。

ては、税務通達が存在によって、課税庁と納税者の間に事実上の法的関係が成り立っているといえる。

税務通達には、実質的に課税要件を定めているものが多く存在し、納税者は、税務通達の内容を熟知していないと、満足な納税申告ができない。税務通達は、法令の定めよりも、納税者の納税額を実質的に決定しているといえる。

以上より、税務通達が存在がなければ、租税法律主義の機能である経済生活における法的安定性も予測可能性も保障されがたいことになる。

2. 財産評価基本通達

相続税法 22 条は、財産の価額は、その取得の時ににおける時価による旨を定めている。時価とは、客観的な交換価値であり、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額を意味する。

時価を客観的に評価することは極めて難しく、納税者間で財産の評価がまちまちになることは、公平の観点から見て好ましくない。そのため、相続税法では、一部の特に評価が難しい財産については一義的な規定を設け、その他の財産については評価方法に定めがなく、すべて解釈・適用にゆだねている。現実の評価事務においては、国税庁が定める評価通達に従って行われている。

評価通達は、時価の評価の困難性に配慮し、納税者間の公平の維持、納税者及び課税庁双方の便宜、税務執行の統一性、徴税費の節減等の観点から、各種財産について画一的かつ詳細な評価方法を定めている。

評価通達は、それが合理的なものである限り、形式的にすべての納税者に適用されることによって、納税者間の実質的な公平を実現できると解される。原則としては、評価通達による評価が適法である。しかし、評価通達による画一的な評価方法では、すべての財産に係るすべての事情を反映できない場合があり得る。総則 6 項は、「この通達の定めによって評価することが著しく不適當と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定め、評価通達によって適切な評価をすることができない場合には、例外的に評価通達によらない評価を認めている。

しかし、どのような場合に評価通達によらない評価が認められるかについては明らかではなく、課税庁による通達課税の問題が生じていると批判されてきた。下級審では、総則 6 項に定める「著しく不適當」は、「特別の事情」と同義であると解され、「特別の事情」がある場合には、評価通達によらない評価が認められるという判例法理が確立されていた。しかし、「特別の事情」がある場合が、どのようにして認められるか、判断基準は明確ではなく、納税者の予測可能性が保障できないという問題がある。

次章では、評価通達によらない評価が認められた裁判例の分析を行い、裁判例において、どのような判断要素が評価されているかについて検討する。

第3章 裁判例の分析

本章では、評価通達によらない評価が認められた裁判例の分析を行う。

評価通達によらない評価が認められた 40 事例 65 件を¹³¹、評価された事実や要素ごとにグルーピングし、分析・検討を行う。

対象判例は、令和 4 年 8 月 7 日時点で「LEX/DB インターネット税務判例総合検索」において、フリーキーワードに「財産評価基本通達 6 項」、「特別の事情（特別な事情）」、「著しく不相当」、裁判所名に、「最高裁判所 すべての法廷」、「全ての 高等裁判所」、「全ての地方裁判所」を指定し、検索して得られた 373 件（重複削除後）から、相続税及び贈与税に関する評価通達によらない評価が認められた裁判例を抽出している。

なお、対象とする相続財産は限定していない。

第1節 評価通達の合理性が認められない場合

評価通達の合理性が認められず、評価通達によらない評価が認められた裁判例として、東京地裁平成 24 年 3 月 2 日判決¹³²、その控訴審である東京高裁平成 25 年 2 月 28 日判決がある¹³³。

1. 事案の概要

事案の概要は、以下のとおりである。

平成 16 年 2 月 28 日、被相続人 R の死亡により相続が開始し、X ら（原告・被控訴人）は、A 社株式約 64 万株及び B 社株式約 18 万株を取得した（以下「本件相続」という。）。

¹³¹ 件数は、現行民事訴訟法の下では、上告棄却決定及び不受理決定を除き、平成 10 年改正前の旧民事訴訟法の下では、評価通達によらない評価が認められるに至った理由につき特に記載がない裁判例を除いて集計している。

¹³² 東京地判平成 24 年 3 月 2 日税資 262 号順号 11902。評釈に、浅妻章如「判批」判時 2208 号（2014 年）140 頁、伊藤義一＝鎌倉友一「判批」TKC 税研情報 21 巻 6 号（2012 年）1 頁、佐藤英明「判批」ジュリ 1443 号（2012 年）8 頁、渋谷雅弘「判批」ジュリ 1448 号（2012 年）8 頁、橋本守次「判批」税務弘報 60 巻 13 号（2012 年）79 頁等がある。

¹³³ 東京高判平成 25 年 2 月 28 日税資 263 号順号 12157。評釈に、佐藤修二「判批」NBL 1059 号（2015 年）43 頁、品川芳宣「判批」TKC 税研情報 22 巻 3 号（2013 年）50 頁、同「判批」T&A master 502 号（2013 年）22 頁、橋本守次「判批」税務弘報 61 巻 8 号（2013 年）115 頁、藤田耕司「判批」中里実＝佐藤英明＝増井良啓＝渋谷雅弘＝淵圭吾編『租税判例百選[第 7 版]』（有斐閣、2021 年）170 頁、山岡美樹「判批」税経通信 68 巻 9 号（2013 年）38 頁等がある。

A 社は大会社にあたり、B 社は中会社にあたる。X らは、A 社株式を大会社の原則的な評価方法である類似業種比準方式により評価し、B 社株式を評価通達 189-3 に定める S1+S2 方式によって評価して、相続税の申告をした。

これに対し、処分行政庁は、A 社株式は評価通達 189 に定める株式保有特定会社に該当するから、評価通達 189-3 に定める S1+S2 方式によって評価すべきとする更正処分等を行った。X らは、これを不服として、本訴を提起した。

争点は、A 社株式を、評価通達に従い S1+S2 方式により評価するか、大会社の原則的な評価方法である類似業種比準方式により評価するかである。

本件相続の開始時点において、A 社は、B 社の発行済株式の 83.8%を有し、B 社は、A 社の発行済株式の約 74.7%を有する、相互に株式を持ち合う関係にあった。そのため、A 社が株式保有特定会社に該当し、評価額が大きくなると、B 社株式の評価額も大きくなる。

2. 評価通達によらない評価の判断に係る判示部分

東京地裁平成 24 年 3 月 2 日判決は、次のように判示し、評価通達によらない評価を認めた。

評価通達の平成 2 年改正がされた当時においては、株式保有割合が 25%以上である大会社につき、一律に株式保有特定会社に該当するものと扱うことに合理性があった。しかし、平成 9 年の独占禁止法の改正により、会社の株式保有に関する状況は大きく変化し、本件相続の開始時においては、評価通達の平成 2 年改正がされた当時とは大きく異なっている。

「そうすると、少なくとも本件相続の開始時を基準とすると、評価通達 189 の(2)の定めのうち、大会社につき株式保有割合が 25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社としてその株式の価額を同通達 189-3 の定めにより評価すべきものとする部分については、いまだその合理性は十分に立証されているものとは認めるに足りないものといわざるを得ない。〔下線は筆者〕」

したがって、A 社株式については、大会社の原則的な評価方法である類似業種比準方式により評価するのが相当であるとした。

なお、控訴審においても同様の判断がなされた。

3. 判断要素

本事例では、①評価通達自体の合理性が認められないことから、評価通達によらない評価が認められた。

4. その後の通達改正

平成 25 年 5 月に評価通達 189 が改正され¹³⁴、株式保有特定会社の判断基準となる株式保

¹³⁴ 平成 25 年 5 月 27 日付課評 2-20・課資 2-4・課審 7-1。

有割合が、25%以上から 50%へ変更となった。

第2節 対象財産に対する合理性が認められない場合

対象財産に対する評価通達の合理性が認められないことから、評価通達によらない評価が認められた裁判例はいくつか存在する。本節では、それらを、①地価の下落等の要因により通達評価額が鑑定評価額を上回ることから、評価通達によらない評価が認められたもの、②土地の特殊性から評価通達ではそれを反映できないと認められたものの2つに分けて、それぞれの判断要素を分析する。

1. 通達評価額が鑑定評価額を上回る場合

地価の下落等の要因により、通達評価額が鑑定評価額を上回ることから、対象財産に対する評価通達の合理性が認められないとして、評価通達によらない評価が認められた裁判例に、東京地裁平成9年9月30日判決¹³⁵、その控訴審である東京高裁平成11年8月30日判決がある¹³⁶。なお、同様の事例に、東京地裁平成15年2月26日判決¹³⁷、名古屋地裁平成16年8月30日判決がある¹³⁸。

(1) 事案の概要

本事案は、急激な地価の下落があった土地（以下「本件土地」という。）の評価が争われたものである。

争点は、本件土地を評価通達に従って評価するか否かである。

¹³⁵ 東京地判平成9年9月30日訟月47巻6号1636頁。評釈に、品川芳宣「判批」税研78号（1998年）99頁，同「判批」月刊税務事例30巻8号（1998年）15頁，同「判批」TKC税研情報7巻4号（1998年）1頁等がある。

¹³⁶ 東京高判平成11年8月30日訟月47巻6号1616頁。評釈に、大野重國「判解」行政関係判例解説平成11年（1999年）169頁，酒井克彦「判批」税理54巻3号（2010年）161頁，堺澤良「判批」ジュリ1187号（2000年）116頁，同「判批」租税法研究29号（2001年）157頁，山下清兵衛「判批」税研106号（2002年）194頁等がある。

¹³⁷ 東京地判平成15年2月26日税資253号順号9292。

¹³⁸ 名古屋地判平成16年8月30日税資254号順号9728。評釈に、稲村健太郎「判批」中里実＝佐藤英明＝増井良啓＝渋谷雅弘編『租税判例百選[第6版]』（有斐閣，2016年）157頁，今本啓介「判批」ジュリ1345号（2007年）113頁，占部裕典「判批」水野忠恒＝中里実＝佐藤英明＝増井良啓＝渋谷雅弘編『租税判例百選[第5版]』（有斐閣，2011年）150頁，永橋利志「判批」税研148号（2009年）160頁等がある。

(2) 評価通達によらない評価の判断に係る判示部分

東京地裁平成9年9月30日判決は、次のように判示し、評価通達によらない評価を認めた。

「路線価方式により算定される評価額が客観的時価を上回る場合には、路線価方式により算定される評価額をもって法が予定する時価と見ることはできないものというべきであり、かかる場合には、評価通達の一律適用という公平の原則よりも、個別的评价の合理性を尊重すべきものというべきである。

評価通達を適用して、路線価方式により、本件土地の更地価格を算定してみると、……Xら鑑定はもちろんY鑑定の評価額をも上回る結果となることが認められる。

……以上によれば、評価通達の定める路線価方式により算定した本件土地の評価額をもって法が予定する時価と見ることはできないおそれが認められるものというべきであるから、評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる場合（評価通達6）に該当するというべきである。〔下線は筆者〕」

なお、控訴審においても同様の判断がなされた。

なお、同様の事例である東京地裁平成15年2月26日判決（人形町の土地に関する判断）では、原告と被告のいずれも、評価通達によることなく、鑑定評価額を主張した。同判決では、鑑定評価額が通達評価額を下回っていることに加えて、公示価格が1年間で32%も下落し、路線価による評価の安全性に不安が生じる状態であったとして、評価通達によらない評価が認められた。

(3) 判断要素

本事例では、①合理性を有する鑑定評価額が、通達評価額を上回ることから、対象財産に対する評価通達の合理性が認められないとして、評価通達によらない評価が認められた。

2. 財産自体に評価通達では反映できないような特殊性がある場合

財産自体に評価通達では反映できないような特殊性があることから、対象財産に対する評価通達の合理性が認められないとして、評価通達によらない評価が認められた裁判例に、東京地裁令和2年10月9日判決¹³⁹がある。なお、同様の事例に、大阪地裁平成29年6月

¹³⁹ 東京地判令和2年10月9日税資270号順号13463。評釈に、小田修司「判批」水野忠恒＝中里実＝佐藤英明＝増井良啓＝渋谷雅弘編『租税判例百選[第5版]』（有斐閣、2011年）154頁、品川芳宣「判批」TKC税研情報13巻6号（2004年）52頁、同「判批」税研117号（2004年）65頁、同「判批」T&A master82号（2004年）22頁、同「判批」T&A master83号（2004年）24頁等がある。

15 日判決（丙土地に関する判断）¹⁴⁰，その控訴審である大阪高裁平成 30 年 2 月 2 日判決（丙土地に関する判断）がある¹⁴¹。

（1）事案の概要

本事案は，相続財産である無道路の広大な市街地農地（以下「本件土地」という。）の評価が争われたものである。

争点は，本件土地を評価通達に従って評価するか否かである。

（2）評価通達によらない評価の判断に係る判示部分

東京地裁令和 2 年 10 月 9 日判決は，次のように判示し，評価通達によらない評価を認めた。

本件土地は，市街化区域内に所在する農地であり，宅地であるとした場合には評価通達 24-4 にいう広大地に該当し，八王子市長に対し買取りの申出をすることができる生産緑地であるから，評価通達 40-2，24-4，40-3 が適用される。本件土地は，建築基準法上の接道義務を満たしていない無道路地であるから，そのままでは建築物を建築することはできず，宅地に転用するには，農道を拡幅して開発を行う必要がある。さらに，道路開設予定地上には未登記の倉庫が存在するため，これを取り壊す必要がある。

上記を考慮して実際に想定される宅地造成費等を見積もると，「本件土地は，宅地転用に当たり，評価通達 40-2 や 24-4 の定めが想定する 2052 万 6444 円程度を著しく超える，5058 万 5611 円……の宅地造成費等を要するのであるから，評価通達により難い特別の事情があると認めるのが相当である。〔下線は筆者〕」

なお，同様の事例である，大阪地裁平成 29 年 6 月 15 日判決，その控訴審である大阪高裁平成 30 年 2 月 2 日判決では，市街化区域内にある無道路地である雑種地の評価が争われた。同判決では，通路開設費用相当額が，不整形地補正後の価格を上回る金額であり，接道義務を満たすためには相当多額の費用を要し，現実的には雑種地として利用するしかないにもかかわらず，評価通達 20-2（無道路地補正）ではこれを十分に反映できないとして，評価通達によらない評価が認められた。

（3）判断要素

本事例では，①対象土地に特殊性があり，評価通達が想定している費用を実際の見積額が著しく超えることから，対象財産に対する評価通達の合理性が認められないとして，評価通達によらない評価が認められた。

¹⁴⁰ 大阪地判平成 29 年 6 月 15 日税資 267 号順号 13024。

¹⁴¹ 大阪高判平成 30 年 2 月 2 日税資 268 号順号 13120。

第3節 評価通達の趣旨に反する場合及び経済合理性が認められない場合

実態や実益が評価通達の想定していた趣旨・目的に反することや、行為や取引に経済合理性が認められないことから、評価通達によらない評価が認められた裁判例は多数存在する。本節では、それらを類似の事例ごとに分け、その中で判断要素が異なる場合には、さらに判断要素ごとに分けて分析する。

1. 著しく低い価額での上場株式の譲渡

著しく低い価額での上場株式の譲渡を巡る裁判例はいくつかあるが、その中でも重要と思われるものとして、東京地裁平成7年4月27日判決がある¹⁴²。

(1) 事案の概要

事案の概要は、以下のとおりである。

平成2年6月18日、X（原告）は、A証券に対して、B株式36万株を1株当たり1,640円で売却（信用売り）するように依頼した。同日、Xの母Rも、A証券に対して、B株式36万株を1株当たり1,640円で購入することを依頼し、両名の各株式取引は、同日売買が成立した。

平成2年6月26日、XとRは、Rが1株当たり1,640円で取得したB株式36万株を1株当たり997円（評価通達による評価額より1円高い価額）でXに売却するという内容の株式売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。

平成2年7月3日、Xは、Rから購入したB株式36万株をA証券に持ち込み、Xの保護預り口座に入庫した。同月6日、Xは、A証券で行ったB株式の信用売りの決済に、その保護預り入庫したB株式36万株を現物で当て、その信用売りによる株式売却代金から手数料等を差し引いた代金等がXの口座に入金され、一連の取引の決済を終えた。

B株式1株当たりの東京証券取引所における平成2年4月から同年6月までの最終価格の月平均額は、4月が996円、5月が1,138円、6月が1,512円であり、課税時期である同年6月26日の最終価格は1,620円であった。

争点は、B株式を評価通達に従い、証券取引所の公表する課税時期の最終価格又は課税時期の属する月以前3か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額のうち最も低い価額によって評価するか、課税時期である平成2年6月26日の最終価格である1,620円で評価するかである。

(2) 評価通達によらない評価の判断に係る判示部分

東京地裁平成7年4月27日判決は、次のように判示し、評価通達によらない評価を認め

¹⁴² 東京地判平成7年4月27日税資209号285頁。評釈に、匿名「判解」判タ921号（1996年）178頁、品川芳宣「判批」TKC税研情報6巻1号（1997年）11頁、林仲宣＝角田敬子＝小野木賢司「判批」税経通信63巻11号（2008年）227頁等がある。

た。

「本件売買契約を含む一連の取引は、専ら贈与税の負担を回避するために、財産をいったん株式に化体させた上、通常第三者間では成立し得ない著しく低い価額により本件売買契約を締結し、かつ、証券取引所における株価の変動による危険を防止する措置も講じた上、RからXへの相続対象財産の移転を図る目的で行われたものというべきである。そうすると、このような取引について財産評価通達169を適用することは、偶発的な財産の移転を前提として、株式の市場価格の需給関係による偶発性を排除し、評価の安全を図ろうとする同通達の趣旨に反することは明らかである。そして、このような取引について、同通達を形式的、画一的に適用して財産の時価を評価すべきものとすれば、経済的合理性を無視した異常な取引により、多額の財産の移転につき贈与税の負担を免れるという結果を招来させることとなり、このような異常な取引を行うことなく財産の移転を行った納税者との間での租税負担の公平はもちろん、目的とする財産の移転が必ずしも多額ではないために、このような方法をとった場合にも、証券取引に要する手数料等から、結果として贈与税負担の回避という効果を楽しむ余地のない納税者との間での租税負担の公平を著しく害し、また、相続税法7条の立法趣旨に反する著しく不相当な結果をもたらすこととなるというべきである。

したがって、このような場合に、財産評価通達169に定める評価方法を形式的に適用することなく、本来的に上場株式の客観的な市場価格であることが明らかな証券取引所の公表する課税時期の最終価格による評価を行うことには合理性があるというべきである。
〔下線は筆者〕」

なお、東京地裁平成7年7月20日判決¹⁴³、その控訴審である東京高裁平成7年12月13日判決¹⁴⁴、東京地裁平成12年1月21日判決も¹⁴⁵、本事例と同様の判断がなされた。

(3) 判断要素

本事例では、①経済的合理性のない行為が存すること、②租税負担軽減の意図があること、これらの取引に評価通達を適用すると、③評価通達の趣旨目的に反すること、及び④贈与税負担が著しく軽減されることより、評価通達によらない評価が認められた。

上記の判断に対しては、いずれの事例も贈与税に関するものであり、贈与税は、財産の贈与の時期、タイミングを操作する余地を残すものであることから、評価通達によらない評価を是認したことは適正であるという見解がある¹⁴⁶。

¹⁴³ 東京地判平成7年7月20日行集46巻6・7号701頁。

¹⁴⁴ 東京高判平成7年12月13日行集46巻12号1143頁。

¹⁴⁵ 東京地判平成12年1月21日税資246号148頁。

¹⁴⁶ 水野忠恒「判批」租税法研究25号(1997年)160頁。

(4) その後の通達改正

平成 2 年 8 月に評価通達 169 が改正され¹⁴⁷、負担付贈与や低額譲渡により取得した上場株式の価額は、課税時期の最終価格によって評価されることとなり、3 か月間の斟酌期間は認められないこととなった。

2. 著しく低い価額での現物出資

著しく低い価額での現物出資（いわゆる、A 社 B 社方式）を巡る裁判例は多数存在するが、その中でも重要と思われるものとして、大津地裁平成 9 年 6 月 23 日判決がある¹⁴⁸。

(1) 事案の概要

事案の概要は、以下のとおりである。

平成 2 年 9 月 18 日、被相続人 R、被相続人の妻 S 及び X（原告・控訴人）の出資により、A 社が設立された。A 社の出資のほとんどを R が借入れをして引き受けた。その後同年 12 月 17 日に増資した際も、そのほとんどを R が借入れをして引き受けた。同日、R、S 及び X は、A 社に対する出資を現物出資して B 社を設立した。これにより、R は自身が所有する A 社の出資のすべてを現物出資し、B 社の出資を所有することとなった。

平成 3 年 9 月 9 日、R の死亡により、相続が開始した。上記の B 社の出資（以下「本件出資」という。）及び R の借入れを X が相続し、評価通達に従い純資産価額から法人税相当額を控除した価額として評価し、相続税を申告した。

平成 4 年 10 月 11 日、A 社が B 社を吸収合併した。その後 A 社は減資を繰り返し、X は減資払戻金により借入金を返済した。

争点は、B 社の出資を評価通達に従って評価するか否かである。

なお、上記はいわゆる A 社 B 社方式と呼ばれるスキームである。一般的に、A 社 B 社方式とは、①被相続人が多額の借入れをし、②この借入金によって A 社を設立し、③A 社の出資を著しく低い価額で現物出資して B 社を設立した上、④被相続人が相続人に B 社の出資を売却し、⑤B 社が A 社を吸収合併した後、⑥B 社の減資により被相続人が出資した資金を相続人が取得するという一連の計画をいう。

(2) 評価通達によらない評価の判断に係る判示部分

大津地裁平成 9 年 6 月 23 日判決は、次のように判示し、評価通達によらない評価を認めた。

¹⁴⁷ 平成 2 年 8 月 3 日付直評 12・直資 2-203。

¹⁴⁸ 大津地判平成 9 年 6 月 23 日訟月 44 卷 9 号 1678 頁。評釈に、岡本勝秀「判解」訟月 44 卷 9 号（1998 年）1678 頁、品川芳宣「判批」税研 75 号（1997 年）89 頁、渡邊徹也＝卯西将之「判批」税研 106 号（2002 年）151 頁等がある。

「Rが相続開始直前に、借入金によりA社を設立し、A社に出資した後、右出資のすべてを極めて安価に現物出資する方法によりB社を設立したこと、まもなく生じた相続開始後、Xが、A社からの借入によりRの前記借入金を弁済したこと、A社がB社を吸収合併した上、A社の出資を減資により回収し、それを会社からの借入の弁済に充てたこと、右一連の行為の結果、相続税評価額による純資産価額と帳簿価額による純資産価額との間に極めておおきな差額を作り出し、多額の法人税等相当額の控除を受け得たこと等については、前記……のとおりであり、右一連の行為は、その時期、期間等の事情も考慮すれば、相続税負担の軽減を図る目的でなされたものであり、なんら経済的合理性を見出すことはできないというべきである。……。

右事情を前提にすれば、相続開始時において、既に、将来、法人を清算すること及びこれにより生じる清算所得に対する法人税を生じる余地は全くなかったことが認められるのであり、そのような場合にまで、評価基本通達185及び186-2により評価することは、その趣旨に反し、相続税法22条の趣旨を没却する結果になると考えられる。

さらに、前記の事実関係によれば、実質的に、Rの出資が、ほぼそのままXに移ったものと評価できるにもかかわらず、本件評価基本通達により法人税額等を控除して計算すると、Rの資産は、A社の出資から本件出資に形を変えた時点で直ちにほぼ半額となり、その分課税額が著しく圧縮されることになるのであり、このような場合にまで、法人税等相当額を控除して計算することは、富の再分配機能を通じて経済的平等を実現するという相続税法の立法趣旨にも反することが明らかである。

そして、前述した評価基本通達185の趣旨に鑑みれば、本件出資の評価については、小会社における純資産方式により評価することとなるが、法人税相当額等を控除しないことによる方法により評価する方法が妥当であり、それにより時価が算定できるというべきである。〔下線は筆者〕」

なお、A社B社方式に関する事例で、同様の判断をしている裁判例として、本事例の控訴審である大阪高裁平成12年7月13日判決¹⁴⁹、東京地裁平成10年9月29日判決¹⁵⁰、横浜地裁平成11年10月25日判決¹⁵¹、神戸地裁平成11年12月13日判決¹⁵²、大阪地裁平成12年5月12日判決（争点③）¹⁵³、その控訴審である大阪高裁平成14年6月13日判決（争

¹⁴⁹ 大阪高判平成12年7月13日税資248号319頁。

¹⁵⁰ 東京地判平成10年9月29日税資238号380頁。

¹⁵¹ 横浜地判平成11年10月25日税資245号91頁。

¹⁵² 神戸地判平成11年12月13日税資245号749頁。

¹⁵³ 大阪地判平成12年5月12日訟月47巻10号3106頁。

点③)¹⁵⁴、東京地裁平成12年5月30日判決¹⁵⁵、その控訴審である東京高裁平成13年3月15日判決¹⁵⁶、前橋地裁平成12年7月5日判決¹⁵⁷、その控訴審である東京高裁平成13年5月23日判決¹⁵⁸、東京地裁平成13年2月15日判決¹⁵⁹、東京地裁平成16年3月2日判決(争点②)¹⁶⁰、その控訴審である東京高裁平成17年1月19日判決(争点②)¹⁶¹、横浜地裁平成16年3月17日判決¹⁶²、神戸地裁平成16年5月25日判決がある¹⁶³。

(3) 判断要素

本事例では、①租税負担軽減の意図があること、②経済的合理性のない行為が存すること、これにより、③相続税負担が著しく軽減されること、及び④評価通達の趣旨目的に反することより、評価通達によらない評価が認められた。

ほかに、判断要素が一部異なるものとして、東京地裁平成13年11月2日判決¹⁶⁴、その控訴審である東京高裁平成14年4月30日判決¹⁶⁵、東京高裁平成15年3月25日判決がある¹⁶⁶。これらの裁判例では、②経済的合理性のない行為が存することについての評価はなく、①③④より評価通達によらない評価が認められた。

事例の中には、③相続税負担の著しい軽減の代わりに、評価差額が作出されていることや、実質的な財産価値の変動がほとんど認められないことを評価するものもある¹⁶⁷。

また、実際には吸収合併・減資をせずに、解散したものであっても、それが、訴訟提起後にされた措置で、A社B社方式の一連の過程にあり、当初から清算所得に対する課税が予定

¹⁵⁴ 大阪高判平成14年6月13日税資252号順号9132。

¹⁵⁵ 東京地判平成12年5月30日税資247号966頁。

¹⁵⁶ 東京高判平成13年3月15日訟月48巻7号1791頁。

¹⁵⁷ 前橋地判平成12年7月5日税資248号3頁。

¹⁵⁸ 東京高判平成13年5月23日税資250号順号8904。

¹⁵⁹ 東京地判平成13年2月15日税資250号順号8836。

¹⁶⁰ 東京地判平成16年3月2日税資254号順号9583。

¹⁶¹ 東京高判平成17年1月19日訟月51巻10号2629頁。

¹⁶² 横浜地判平成16年3月17日税資254号順号9598。

¹⁶³ 神戸地判平成16年5月25日税資254号順号9657。

¹⁶⁴ 東京地判平成13年11月2日税資251号順号9119。

¹⁶⁵ 東京高判平成14年4月30日税資252号順号9119。

¹⁶⁶ 東京高判平成15年3月25日訟月50巻7号2168頁。

¹⁶⁷ 神戸地裁平成11年12月13日判決、東京地裁平成12年5月30日判決、東京高裁平成13年3月15日判決、東京地裁平成13年2月15日判決、東京地裁平成13年11月2日判決、東京高裁平成14年4月30日判決、東京高裁平成15年3月25日判決、横浜地裁平成16年3月17日判決、神戸地裁平成16年5月25日判決が該当する。

されていなかったことが明らかであるとして、同様の判断がなされているものもある。

(4) その後の通達改正

平成 6 年 6 月に評価通達 186-2 が改正され¹⁶⁸、取引相場のない株式等を、著しく低い価額により現物出資して法人を設立した場合には、その圧縮額に対応する法人税等相当額の控除が認められないこととなった。

しかし、上記の改正は、対象を取引相場のない株式等に限定しており、不動産や上場株式等を出資した場合に同様の評価額の引き下げ効果が得られたことから、平成 11 年 7 月に再度改正にされ¹⁶⁹、現物出資が行われた場合には、一律に法人税等相当額の控除が認められないこととなった。

3. 引取り価額が保証されている株式の評価①

引取り価額が保証されている株式の評価を巡る裁判例は多数存在するが、その中でも重要と思われるものとして、東京地裁平成 11 年 3 月 25 日判決がある¹⁷⁰。

(1) 事案の概要

事案の概要は、以下のとおりである。

本事例は、引取り価額が保証されている A 社株式の評価が争われた事案である。

A 社は、投資業務等を目的とする法人であり、相続開始時点で、A 社の発行済株式の 51% を B 社が保有していた。B 社は、A 式への出資希望者に対し、株式が将来公開された場合には、キャピタルゲインが得られること、出資者が常に少数株主となることから相続税及び贈与税の課税価格の計算上、配当還元方式で評価することができ節税になること、また、売却を希望する場合には、原則として取引日の前月末現在における株式の純資産価額で売却できることを説明していた。

平成 5 年 6 月 29 日、被相続人 R は、借入れをして A 社株式を引き受けた。その発行価額は、同年 5 月末現在における A 社株式の純資産価額と同額であった。

平成 5 年 11 月 24 日、R の死亡により、相続が開始した。上記の A 社株式（以下「本件株式」という。）及び R の借入れ（以下「本件借入金」という。）を X ら（原告・控訴人）が相続した。

その翌日、A 社株式につき、訴外第三者を引受人として、純資産価額方式に基づいて計算

¹⁶⁸ 平成 6 年 6 月 27 日付課評 2-8・課資 2-113。

¹⁶⁹ 平成 11 年 7 月 19 日付課評 2-12・課資 2-271。

¹⁷⁰ 東京地判平成 11 年 3 月 25 日訟月 47 巻 5 号 1163 頁。評釈に、品川芳宣「判批」TKC 税研情報 9 巻 6 号（2000 年）24 頁、一杉直「判批」月刊税務事例 32 巻 12 号（2000 年）1 頁、山崎秀義「判解」訟月 47 巻 5 号（2001 年）1163 頁等がある。

された金額で新株が発行された。

平成7年9月29日、Xらは、相続により取得したA社株式の一部をA社に売却し、その売却代金を借入金の返済に充当した。その後も、売却を繰り返し借入金の返済に充当する等して、借入金を完済した。

争点は、A社株式を、評価通達に従い配当還元方式により評価するか、相続開始日の翌日に訴外第三者に対して発行された引受価額に準拠して評価するかである。

(2) 評価通達によらない評価の判断に係る判示部分

東京地裁平成11年3月25日判決は、次のように判示し、評価通達によらない評価を認めた。

「評価通達が、同族株主以外の株主の有する取引相場のない株式の評価に際して配当還元方式を採用しているのは、通常、少数株主が株式を保有する経済的実益は主として配当金の取得にあることを考慮したものであるところ、本件株式については、同族株主以外の株主がその売却を希望する場合には、時価による価額の実現が保障されており、本件株式に対する配当の額と比較して本件株式を売却する場合に保障される売却代金（時価）が著しく高額であることからすると、本件株式を保有する経済的実益は、配当金の取得にあるのではなく、将来純資産価額相当額の売却金を取得する点に主眼があると認められる。そうすると、同族株主以外の株主の保有する株式の評価について配当還元方式を採用する評価通達の趣旨は、本件株式には当てはまらないというべきである。

また、本件株式を配当還元方式で評価し本件借入金等を相続債務として控除した場合の相続税額は約3億円となるのに対し、本件株式が取得されなかった場合の相続税額は約21億円となり、約17億円もの税額差が生じることからすれば、形式的に評価通達を適用することによって、かえって実質的な公平を著しく欠く結果になると認められる。

また、前記争いのない事実等……によれば、Rは、本件株式の評価を評価通達に従い配当還元方式で行うことによって、相続税の軽減を図るために本件株式を取得したものと認められるところ、右のように租税負担の実質的な公平を著しく害してまで、相続税回避という意図を保護すべき理由はない。〔下線は筆者〕」

以上によれば、本件株式を評価通達を適用しないで評価したことは適法である。

なお、本事例の控訴審である東京高裁平成12年9月28日判決¹⁷¹、東京地裁平成11年9月29日判決¹⁷²、その控訴審である東京高裁平成12年9月26日判決¹⁷³、東京地裁平成11

¹⁷¹ 東京高判平成12年9月28日税資248号1003頁。

¹⁷² 東京地判平成11年9月29日税資244号950頁。

¹⁷³ 東京高判平成12年9月26日税資248号829頁。

年 9 月 29 日判決¹⁷⁴，その控訴審である東京高裁平成 13 年 1 月 30 日判決¹⁷⁵，大阪地裁平成 12 年 2 月 29 日判決¹⁷⁶，その控訴審である大阪高裁平成 12 年 11 月 22 日判決¹⁷⁷，大阪地裁平成 12 年 2 月 29 日判決¹⁷⁸，その控訴審である大阪高裁平成 12 年 10 月 27 日判決¹⁷⁹，千葉地裁平成 12 年 3 月 27 日判決¹⁸⁰，東京地裁平成 13 年 7 月 5 日判決¹⁸¹，においても本事例と同様の判断がなされた。

(3) 判断要素

本事例では，①実益が評価通達の趣旨目的に反すること，②結果として相続税負担が著しく軽減されること，及び③それらの行為に租税負担軽減の意図が認められることより，評価通達によらない評価が認められた。

なお，東京地裁平成 11 年 9 月 29 日判決，その控訴審である東京高裁平成 12 年 9 月 26 日判決では，借入れをしていなかったが，同じ判断要素から評価通達によらない評価が認められた。

同様の事例の中には，②相続税負担の著しい軽減の代わりに，評価額との著しい開差を指摘しているものもある¹⁸²。

4. 引取り価額が保証されている株式の評価②

3 と同様の事例で，③租税負担軽減の意図に対する評価がなく，評価通達によらない評価が認められた裁判例として，大阪地裁平成 12 年 2 月 23 日判決がある¹⁸³。なお，同様の事例に，大阪地裁平成 12 年 2 月 23 日判決¹⁸⁴，その控訴審である大阪高裁平成 12 年 11 月 2 日判決がある¹⁸⁵。

¹⁷⁴ 東京地判平成 11 年 9 月 29 日税資 244 号 981 頁。

¹⁷⁵ 東京高判平成 13 年 1 月 30 日税資 250 号順号 8826。

¹⁷⁶ 大阪地判平成 12 年 2 月 29 日税資 246 号 1103 頁。

¹⁷⁷ 大阪高判平成 12 年 11 月 22 日税資 249 号 718 頁。

¹⁷⁸ 大阪地判平成 12 年 2 月 29 日税資 246 号 1125 頁。

¹⁷⁹ 大阪高判平成 12 年 10 月 27 日税資 249 号 246 頁。

¹⁸⁰ 千葉地判平成 12 年 3 月 27 日訟月 47 巻 6 号 1657 頁。

¹⁸¹ 東京地判平成 13 年 7 月 5 日税資 251 号順号 8941。

¹⁸² 千葉地裁平成 12 年 3 月 27 日判決，東京地裁平成 13 年 7 月 5 日判決が該当する。

¹⁸³ 大阪地判平成 12 年 2 月 23 日税資 246 号 868 頁。

¹⁸⁴ 大阪地判平成 12 年 2 月 23 日税資 246 号 908 頁。

¹⁸⁵ 大阪高判平成 12 年 11 月 2 日税資 249 号 457 頁。

(1) 事案の概要

事案の概要は、3.引取り価額が保証されている株式の評価①と同様である。

(2) 評価通達によらない評価の判断に係る判示部分

大阪地裁平成 12 年 2 月 23 日判決は、次のように判示し、評価通達によらない評価を認めた。

「本件株式については、同族株主以外の株主がその売却を希望する場合には、時価による価額の実現が極めて高い蓋然性で保障されており、本件株式に対する配当の額と比較して本件株式を売却する場合に保障される売却代金が著しく高額であることからすると、本件株式を保有する経済的実益は、配当金の取得にあるのではなく、将来純資産価額相当額の売却金を取得する点に主眼があると認められる。そうすると、同族株主以外の株主の保有する株式の評価について配当還元方式を採用する評価基本通達の趣旨は、本件株式には当てはまらないというべきである。……

また、本件株式を配当還元方式で評価し、本件借入金等を相続債務として控除した場合の相続税額は約1億3,000万円にすぎず、Rが本件借入等をせず本件株式を購入しなかった場合の相続税額……と比較して悠に1億円以上の税額差が生じることからすれば、形式的に評価基本通達を適用することによって、かえって実質的な公平を著しく欠く結果になると認められる。

したがって、本件株式の評価に当たり、評価基本通達に従った配当還元方式を用いないことは適法である。〔下線は筆者〕」

(3) 判断要素

本事例では、租税負担軽減の意図に対する評価はなく、①実益が評価通達の趣旨目的に反すること、及び②結果として相続税負担が著しく軽減されることより、評価通達によらない評価が認められた。

5. 額面金額と払込金額に著しい乖離がある出資持分の評価

額面金額と払込金額に著しい乖離がある出資持分の評価を巡る裁判例として、大阪地裁平成 15 年 7 月 30 日判決¹⁸⁶、その控訴審である大阪高裁平成 16 年 7 月 28 日判決がある¹⁸⁷。

(1) 事案の概要

事案の概要は、以下のとおりである。

¹⁸⁶ 大阪地判平成 15 年 7 月 30 日税資 253 号順号 9402。評釈に、大淵博義「判批」TKC 税研情報 13 巻 2 号（2004 年）1 頁等がある。

¹⁸⁷ 大阪高判平成 16 年 7 月 28 日税資 254 号順号 9708。

本事例は、出資1口当たりの額面金額と払込金額に著しい乖離がある、A社の出資持分の評価が争われた事案である。

A社は、不動産賃貸等を目的として、平成3年5月15日に設立された有限会社である。A社の出資1口あたりの引受金額は100万円であり、出資1口につき1万円を資本金、残りの99万円を資本準備金としていた。その結果、引受金額の合計10億円のうち、1,000万円が資本金に、その余の9億9,000万円が資本準備金に組み入れられた。

被相続人Rは、A社の設立にあたり、借入れによって4億9,000万円を出資し（以下「本件出資」という。）、出資口数490口を取得した。その余の出資（出資口数510口）は、B社が行っている。

平成4年8月22日、Rの死亡により、相続が開始した（以下「本件相続」という。）。Xら（原告・控訴人）は、評価通達188-2（以下「本件通達」という。）に従い配当還元方式により、1口当たりの資本金の額1万円を基に計算し、その出資490口の総額を245万円と評価して相続税の申告を行った。

争点は、本件出資を評価通達に従って評価するか、実際に出資された額を基に評価するかである。

（2）評価通達によらない評価の判断に係る判示部分

大阪地裁平成15年7月30日判決は、次のように判示し、評価通達によらない評価を認めた。

「A社は、本件相続開始日の約1年3か月前に設立された有限会社であるところ、本件出資は4億9,000万円という多額のものであり、……、敢えて、当時95歳という極めて高齢であったRが借入金によって調達したものであること、……、利益配当はなく、借入金にかかる多額の利息の支払いのみがなされていることに鑑みれば、Rが本件出資を行ったことはすこぶる不自然なことというほかはなく、本件出資はRにとって全く経済的合理性のないものであるといわざるを得ない。

上記の点に加え、A社の出資口数全体に対するRの出資割合は49%とされており、出資1口当たりの額面金額（1万円）と払込金額（100万円）が大きく乖離していること、A社は、R及びFの出資金額の合計10億円について、1,000万円を資本金、9億9,000万円を資本準備金と振り分けていること、Xらは、本件相続にかかる相続税の申告において、本件出資を本件通達で定める配当還元方式で評価し、その価額を245万円としていること、これらの事実を総合し、本件出資が本件相続にかかる相続税の申告完了後、A社からXに返還され、これがEへの弁済にあてられるであろうことは容易に推認し得る状況にあったことを併せ考えるならば、本件出資を保有する実益は、配当金の取得にあるのではなく、Rにかかる相続が発生した場合、評価基本通達188が定める同族株主以外の株主等に該当するように、Rの出資割合を調整した上で、本件通達で定める配当還元方式が1口当たりの資本金の額を基準に評価する旨定めていることを利用して、その額を低廉に設定すること

により本件出資の評価額を減少させ、もって相続税の負担を軽減させることを目的としてなされたものと認めるのが相当である。

そうすると、相続税の負担の軽減を図ることを主たる目的としてなされた本件出資は、およそ本件通達において評価することを予定している出資に該当しないというべきであるし、また、前述のように、同族株主以外の株主の保有株式等の評価について配当還元方式を採用する評価基本通達の趣旨が単に配当を期待するにとどまる少数株主等を対象とした特例的な評価方法であることに鑑みても、同通達の趣旨は本件出資には当てはまらないというべきである。加えて、このような場合にまで形式的に配当還元方式を適用することは、客観的な交換価値によって評価した場合に比べて相続税の課税価格に著しい格差を生ぜしめ、他の納税者との実質的な租税負担の公平という観点からして看過し難いものというべき……である。

したがって、本件出資については、本件通達に定める配当還元方式を形式的に適用することはなく、本件相続開始日における客観的な交換価値に評価することが相当と解される。〔下線は筆者〕」

なお、控訴審においても同様の判断がなされた。

(3) 判断要素

本事例では、①経済的合理性のない行為が存すること、②租税負担軽減の意図があること、③実益が評価通達の趣旨目的に反すること、及び④評価通達により評価すると、相続税負担が著しく軽減されることより、評価通達によらない評価が認められた。

ほかに、同様の事例で判断要素が一部異なるものとして、大阪地裁平成 16 年 8 月 27 日判決¹⁸⁸、その控訴審である大阪高裁平成 17 年 5 月 31 日判決¹⁸⁹、大阪地裁平成 16 年 8 月 27 日判決（争点②）¹⁹⁰、その控訴審である大阪高裁平成 17 年 4 月 14 日判決（争点②）がある¹⁹¹。これらの判決では、③実益が評価通達の趣旨目的に反すること、④相続税負担が著しく軽減されることについての評価はなく、①②より評価通達によらない評価が認められた。

また、大阪地裁平成 16 年 8 月 27 日判決（争点②）、その控訴審である大阪高裁平成 17 年 4 月 14 日判決（争点②）では、借入れにより出資したという事実はないが、同様の判断要素より認められている。

¹⁸⁸ 大阪地判平成 16 年 8 月 27 日税資 254 号順号 9726。

¹⁸⁹ 大阪高判平成 17 年 5 月 31 日税資 255 号順号 10042。

¹⁹⁰ 大阪地判平成 16 年 8 月 27 日税資 254 号順号 9727。

¹⁹¹ 大阪高判平成 17 年 4 月 14 日税資 255 号順号 10000。

(4) その後の通達改正

平成 18 年 10 月に評価通達 188-2 が改正され¹⁹²、配当還元方式における年配当金額は、資本金の額ではなく、資本金等の額を基に計算されることとなり、出資金の振り分けによる評価額の差異はなくなった。

6. 実質的な支配権が異なるとされた株式の評価

実質的な支配権が異なるとされた株式の評価を巡る裁判例として、東京地裁平成 16 年 3 月 2 日判決（争点①）¹⁹³、その控訴審である東京高裁平成 17 年 1 月 19 日判決がある¹⁹⁴。

(1) 事案の概要

事案の概要は、以下のとおりである。

平成2年6月8日、被相続人Rは、当時所有していたB社の株式の200万3,640株のうち200万株と土地建物を、A社を設立すると同時に同社に対して現物出資し、土地建物に付随するRにかかる借入金4億円を同社に承継し、加えて現金4,600万円を払い込み、同社の出資9万9,995口（1口当たりの金額1,000円）を取得した。また、Rの長男であるX（原告・控訴人）は、5,000円を払い込み、同社の出資5口を取得した。

その後、平成3年12月5日に、B社の有力な取引先13社（以下「本件各取引会社」という。）に対し、Rが保有していた9,995口のA社の出資（以下「本件出資」という。）のうち各4,000口ずつ（合計5万2,000口、同社の総出資口数の52%相当）を1口当たり額面額の1,000円、売買代金各400万円で一斉に売却した（以下「本件譲渡」という。）。その結果、R名義のA社に対する出資口数は4万7,995口となり、Xの出資口数5口と併せるとR一族の同社への出資割合は48%となった。

8日後の同月13日、Rの死亡により、相続が開始した。Xらは、評価通達の定めにより、本件出資の時価を純資産価額で評価し、A社が所有していたB社の時価を配当還元方式で評価し、相続税の申告をした。

争点は、B社株式を評価通達に従い配当還元方式で評価するか、他の方法により評価するかである。

¹⁹² 平成 18 年 10 月 27 日付課評 2-27・課資 2-8・課審 6-10。

¹⁹³ 東京地判平成 16 年 3 月 2 日税資 254 号順号 9583。評釈に、品川芳宣「判批」TKC 税研情報 13 巻 6 号（2004 年）52 頁，同「判批」税研 117 号（2004 年）65 頁，同「判批」T&Amaster82 号（2004 年）22 頁，同「判批」T&Amaster83 号（2004 年）24 頁等がある。

¹⁹⁴ 東京高判平成 17 年 1 月 19 日訟月 51 巻 10 号 2629 頁。評釈に、小田修司「判批」水野忠恒＝中里実＝佐藤英明＝増井良啓＝渋谷雅弘編『租税判例百選[第 5 版]』（有斐閣，2011 年）154 頁等がある。

(2) 評価通達によらない評価の判断に係る判示部分

東京地裁平成 16 年 3 月 2 日判決は、次のように判示し、評価通達によらない評価を認めた。

「取引会社全社が一致結束して X 一族に反旗を翻すという事態はほとんど想定し得ないものというべきであり、……かかる本件譲渡の目的や態様、B 社及び A 社を取り巻く卸売り業界の状況やこれらと本件各取引会社との関係等からすれば、本件譲渡によって形式的に X らが保有する A 社の保有出資割合が 50%をわずかに下回る 48%なったとしても、実質的には、A 社の支配権は、X らの手中にあるものということができる。〔下線は筆者〕」

評価通達によれば、同族株主以外の株主等が取得した大会社の株式については、配当還元方式によって評価すべきである。しかし、「A 社においては、X らにおいて、50%以上の出資割合を有していなくても、なお A 社を実効的に支配しうる地位にあると認められるところ、前記のとおり、類似業種比準方式による株式評価を原則とし、経済的に配当を期待する程度の価値のみ把握しているにすぎない少数株主についてのみ配当還元方式を採用すべきとする評価通達の趣旨からすれば、A 社が保有していた B 社の株式を例外的評価手法である配当還元方式で評価することは相当でないと解されるのであり、本件においては、評価通達を画一的に適用することが著しく不相当と認められる特別の事情があるものと認められる。〔下線は筆者〕」

なお、控訴審においても同様の判断がなされた。

(3) 判断要素

本事例では、形式的に出資割合を評価するのではなく、実質的な支配権を評価し、①評価通達の趣旨目的に反ずるとして、評価通達によらない評価が認められた。

上記の判断に対しては、実行支配力という概念を持ち込むことによって、評価通達の適用関係が極めて不明瞭となるという指摘がある¹⁹⁵。

第 4 節 客観的交換価値と通達評価額との乖離が著しい場合

客観的交換価値と通達評価額が著しく乖離することから、評価通達によらない評価が認められた裁判例はいくつか存在する。財産によっては、相続開始前後の取引等より客観的交換価値を推認できる場合があるからである。本節では、それらを類似の事例ごとに分け、分析する。

1. 売買契約後、所有権移転前に相続が開始した不動産

売買契約後、その所有権移転前に相続が開始した不動産の評価が争われた裁判例として、

¹⁹⁵ 小田・前掲注（194）155 頁。

東京高裁昭和 56 年 1 月 28 日判決がある¹⁹⁶。

なお、本事例は「特別の事情」の判断がなされた最初の裁判例である。

(1) 事案の概要

事案の概要は、以下のとおりである。

昭和 47 年 7 月 7 日、被相続人 R は、R 所有の市街化区域内の農地（以下「本件土地」という。）につき、訴外人との間で、代金 4,539 万円余のうち、同日手付金 600 万円、同年 9 月 30 日内金 1,000 万円、同年 11 月 30 日残金の各支払いを受ける旨の売買契約を締結した。

昭和 47 年 11 月 25 日、R が死亡し、相続が開始した。これにより、契約の履行が遅れ、残金 2939 万円余は同年 12 月 15 日に支払われ、本件土地の所有権移転登記は同月 16 日に行われた。本件土地の所有権は、相続開始時点において移転していなかったため、X ら（原告・被控訴人・上告人）は相続財産を本件土地であるとして、評価通達に従って評価をし、相続税の申告をした。

争点は、本件土地を評価通達に従って評価するか否かである。

(2) 評価通達によらない評価の判断に係る判示部分

東京高裁昭和 56 年 1 月 28 日判決は、次のように判示し、評価通達によらない評価を認めた。

「本件土地については、相続開始時における右通達の評価基準である路線価額は、2,018 万円余であることが弁論の全趣旨によって認められるのに対し、実際の取引価額についてみると、相続開始時（昭和47年11月25日）に近接した同年7月7日における売買価額は4,539万円余であり、しかも、相続開始時までに内金1,600万円が支払われ、残代金は同年12月15日には完済されたこと前記のとおりである。そして、認定事実ならびに弁論の全趣旨を総合すれば、本件土地の相続開始当時における客観的な取引価額は少なくとも前記売

¹⁹⁶ 東京高判昭和 56 年 1 月 28 日訟月 27 巻 5 号 985 頁。評釈に、岩崎政明「判批」税経通信 39 巻 15 号（1984 年）140 頁，同「判批」中里実＝佐藤英明＝増井良啓＝渋谷雅弘編『租税判例百選[第 6 版]』（有斐閣，2016 年）147 頁，齋藤樹里「判批」税 73 巻 12 号（2018 年）132 頁，堺澤良「判批」TKC 税研時報 3 巻 1 号（1994 年）68 頁，品川芳宣「判批」税研 56 号（1994 年）24 頁，同「判批」税研 106 号（2002 年）30 頁，高梨克彦「判批」シュトイエール 235 号（1981 年）1 頁，布村重成「判解」行政関係判例解説昭和 61 年（1986 年）228 頁，樋口哲夫「判批」金子宏編『租税判例百選[第 2 版]』（有斐閣，1983 年）110 頁，平川英子「判批」中里実＝佐藤英明＝増井良啓＝渋谷雅弘＝瀧圭吾編『租税判例百選[第 7 版]』（有斐閣，2021 年）156 頁，山田二郎「判批」ジュリ 908 号（1988 年）105 頁等がある。

買価額を下らないものと推認され、右認定を左右すべき証拠はない。

このように相続開始時における土地の評価額が取引価額によって具体的に明らかになっ
ており、しかも、被相続人もしくは相続人が相続に近接した時期に取引代金を全額取得し
ているような場合において、その取引価額が客観的にも相当であると認められ、しかも、
それが通達による路線価額との間に著しい格差を生じているときには、右通達の基準によ
り評価することは相続税法22条の法意に照らし合理的とはいえないというべきである。

してみれば、本件土地の評価については、前記取引価額をもってすることが正当として
是認しうる特別の事情があるというべき〔下線は筆者〕」である。

(3) 判断要素

本事例では、①客観的な交換価値を下回らない価額が明らかであること、②相続開始直後
にその代金を取得していること、及び③その取引価額と通達評価額に著しい乖離があるこ
とより、評価通達によらない評価が認められた。

2. 相続開始直前に借入れにより取得した不動産

相続開始直前に借入れにより取得した不動産の評価が争われた裁判例は多数あるが、そ
の中でも重要だと思われるものとして、東京地裁平成4年3月11日判決がある¹⁹⁷。

(1) 事案の概要

事案の概要は、以下のとおりである。

被相続人 R は、昭和 59 年 7 月から入退院を繰り返していたが、死亡の約 2 か月前に訴外
会社より 8 億円を借入れ、分譲マンション 11 戸（以下「本件マンション」という。）を 7 億
5850 万円で購入した。

昭和 62 年 12 月 19 日、R が死亡し、相続人である X ら（原告・控訴人）が、本件マンシ
ョン及び借入金を含む全財産を相続した（以下「本件相続」という。）。その後、X らは、昭
和 63 年 4 月から 7 月にかけて、本件マンションを総額 7 億 7400 万円で他に売却し、その
売却代金により借入金を返済した。

X らは、本件マンションの価額を評価通達に基づき 1 億 3170 万円余であるとして相続税
の申告をした。

争点は、本件マンションを評価通達に従って評価するか否かである。

¹⁹⁷ 東京地判平成4年3月11日税資188号639頁。評釈に、品川芳宣「判批」税研45号
(1992年)49頁、長屋文裕「判批」判タ臨増821号(1993年)274頁、峰岡睦久「判
批」月刊税務事例24巻8号(1992年)24頁、編集部「判批」月刊税務事例26巻2号
(1994年)15頁等がある。

(2) 評価通達によらない評価の判断に係る判示部分

東京地裁平成4年3月11日判決は、次のように判示し、評価通達によらない評価を認めた。

「認定事実によれば、Rが死亡する約2か月前の昭和62年10月に、大手不動産会社の公表していた分譲価格である7億5850万円で買い受け、Xらがその翌63年に7億7400万円で他に売却した本件マンションの本件相続開始における客観的な交換価格（時価）は、Rの取得価額である7億5850万円を下回るものではなかったと考えられるところである。……。

そもそも、本件の場合のように、被相続人が相続開始直前に借り入れた資金で不動産を購入し、相続開始直後に右不動産が相続人によってやはり当時の市場価格で他に売却され、その売却金によって右借入金が返済されているため、相続の前後を通じてことがらの実質を見ると当該不動産がいわば一種の商品のような形で一時的に相続人及び被相続人の所有に帰属することとなったに過ぎないとも考えられるような場合についても、画一的に評価通達に基づいてその不動産の価額を評価すべきものとする、他方で右のような取引の経過から客観的に明らかになっているその不動産の市場における現実の交換価格によってその価額を評価した場合に比べて相続税の課税価格に著しい差を生じ、実質的な租税負担の公平という観点からして看過し難い事態を招来することとなる場合があるものというべきであり、そのような場合には、前記の評価通達によらないことが相当と認められる特別の事情がある場合に該当するものとして、右相続不動産を右の市場における現実の交換価格によって評価することが許されとするのが相当である。〔下線は筆者〕」

また、Rの年齢や体調、高利での借入れによる本件マンションの購入、さらに利息返済額の半額にも満たない価額で賃貸していることからすれば、「Rは、もともと本件マンションが相続開始後間もなく他に売却されることを予定して、評価通達による不動産評価額が実勢価格よりも低廉であることを利用することによって購入資金用の本件借入金と本件マンションの評価価額との差額分について課税価格を圧縮し相続税が負担の回避を回るために、本件マンションの購入を行ったものであることが優に推認できる〔下線は筆者〕」から、Xらの主張は採用できない。

なお、本事例の控訴審である東京高裁平成5年1月26日判決¹⁹⁸、東京地裁平成4年7月29日判決¹⁹⁹、その控訴審である東京高裁平成5年3月15日判決²⁰⁰、東京地裁平成5年2月16日判決²⁰¹、その控訴審である東京高裁平成5年12月21日判決²⁰²、においても本事例

¹⁹⁸ 東京高判平成5年1月26日税資194号75頁。

¹⁹⁹ 東京地判平成4年7月29日訟月39巻5号938頁。

²⁰⁰ 東京高判平成5年3月15日行集44巻3号213頁。

²⁰¹ 東京地判平成5年2月16日税資194号375頁。

²⁰² 東京高判平成5年12月21日税資199号1302頁。

と同様の判断がなされた。

(3) 判断要素

本事例では、①客観的な交換価値を下回らない価額が明らかであり、②通達評価額と現実の交換価格に著しい差が生じること、③相続直前に借入れにより不動産を購入し、相続開始直後に売却、その売却代金により借入金の返済をしており、④これらの行為に租税負担軽減の意図があることから、評価通達によらない評価が認められた。

ほか、同様の事例で、上記の要素に加えて、利息返済額が賃借料の収入を大きく上回ることから、経済的合理性のない行為が存することを評価しているものもある²⁰³。

(4) その後の通達改正

昭和末期の土地バブルの最盛期において、土地等の不動産の取引価額と通達評価額の乖離を狙った節税策が横行した。これに対し、課税庁は立法上の措置で対策することとし、昭和 63 年 12 月に租税特別措置法 69 条の 4 が施行された。同条は、相続開始 3 年以内に居住用以外の土地等又は建物等を取得している場合に、当該土地等又は建物等の価額を当該取得価額によって課税する旨を定めていた。

しかし、平成に入りバブル経済崩壊により地価等が暴落したため、大阪地裁平成 7 年 10 月 17 日判決で²⁰⁴、当該規定に基づく課税処分は違憲とされ、平成 8 年 3 月に廃止された。

3. 近年の相続税対策の不動産

近年の相続税対策の不動産の評価が争われた裁判例はいくつか存在するが、その中でも重要と思われるものとして、最高裁令和 4 年判決の第一審である東京地裁令和元年 8 月 27 日判決がある²⁰⁵。

(1) 事案の概要

事案の概要は、第 1 章第 1 節で述べたとおりである（7 頁参照）。

(2) 評価通達によらない評価の判断に係る判示部分

評価通達によらない評価が認められた判示内容については、第 1 章第 1 節 2.第 1 審の判断で述べたとおりである（8～9 頁参照）。

²⁰³ 東京地裁平成 4 年 7 月 29 日判決，東京高裁平成 5 年 3 月 15 日判決，東京地裁平成 5 年 2 月 16 日判決，東京高裁平成 5 年 12 月 21 日判決が該当する。

²⁰⁴ 大阪地判平成 7 年 10 月 17 日税資 214 号 141 頁。

²⁰⁵ 東京地判令和元年 8 月 27 日・前掲注（12）。

なお、本事例の控訴審である東京高裁令和 2 年 6 月 24 日判決²⁰⁶、東京地裁令和 2 年 11 月 12 日判決²⁰⁷、その控訴審である東京高裁令和 3 年 4 月 27 日判決²⁰⁸、においても本事例と同様の判断がなされた。

(3) 判断要素

本事例では、①鑑定評価額は客観的な交換価値を示しており、②鑑定評価額と通達評価額に大きな乖離があること、③借入れにより不動産を購入し、④これにより相続税負担が著しく軽減されたこと、及び⑤これらの行為に租税負担軽減の意図があることより、評価通達によらない評価が認められた。

第 5 節 租税負担軽減の意図があり税負担が著しく軽減された場合

近年の相続税対策の不動産の評価に関する裁判例で、評価している判断要素が異なるものとして、最高裁令和 4 年 4 月 19 日判決がある²⁰⁹。

1. 事案の概要

事案の概要は、前節と同様に、第 1 章第 1 節で述べたとおりである（7 頁参照）。

2. 評価通達によらない評価の判断に係る判示部分

評価通達によらない評価が認められた判示内容については、第 1 章第 2 節で述べたとおりである（9～11 頁参照）。

3. 判断要素

本事例では、①借入れにより不動産を購入していること、②これにより相続税負担が著しく軽減されたこと、及び③これらの行為に租税負担軽減の意図があることより、評価通達によらない評価が認められた。

第 6 節 小括

本章では、評価通達によらない評価が認められた裁判例を、評価された事実や要素ごとにグルーピングし、どのような判断要素が評価されているかについて検討した。

第 1 節の事例では、評価通達の制定当時と適用時の状況が大きく異なるなど、評価通達の適用時点において、評価通達の合理性が認められないとして、評価通達によらない評価が

²⁰⁶ 東京高判令和 2 年 6 月 24 日・前掲注（13）。

²⁰⁷ 東京地判令和 2 年 11 月 12 日税資 270 号順号 13481。

²⁰⁸ 東京高判令和 3 年 4 月 27 日公刊物未登載（LEX/DB25590431）。

²⁰⁹ 最判令和 4 年 4 月 19 日・前掲注（3）。

認められた。

第 2 節の事例では、地価の急激な下落などの外部要因により、評価通達による評価の安全性に不安が生じる場合や、財産そのものに特殊性があり、評価通達による評価ではそれが反映できない場合など、対象財産に対する評価通達の合理性が認められないとして、評価通達によらない評価が認められた。

第 1 節及び第 2 節の事例では、評価通達自体又は対象財産に対する評価通達の合理性が認められないという 1 つの要素から、評価通達によらない評価が認められた。第 3 節以下の事例では、複数の要素が評価されている。

第 3 節では、実態や実益が評価通達の想定していた趣旨・目的に反することや、行為や取引に経済合理性が認められないことから、評価通達によらない評価が認められた事例について、類似の事例ごとに分けて、判断要素を分析した。事例によって、評価される要素は様々だが、共通点として、実態や実益が評価通達の想定していた趣旨・目的に反すること、又は、行為や取引に経済合理性が認められないことの、少なくともどちらか一方が評価されていた。加えて、相続税等の負担が著しく軽減することや、租税負担軽減の意図があることが評価され、評価通達によらない評価が認められた。また、事例により、借入れの有無は異なっていたが、判断への影響はなかった。

第 4 節では、客観的交換価値と通達評価額が著しく乖離することから、評価通達によらない評価が認められた事例について、類似の事例ごとに分けて、判断要素を分析した。財産によっては、実際の取引価額や、客観的交換価値と認められる評価額が存在することから、客観的交換価値と通達評価額が著しく乖離していることが、判断要素の 1 つとなっていた。加えて、相続開始直後に取引代金を取得していること、相続開始直前に借入れにより不動産を購入し、相続開始直後に売却し借入金を返済していること、租税負担軽減の意図があること、相続税負担が著しく軽減されたこと等が評価されていた。

第 5 節では、近年の相続税対策の不動産に関する事例で、第 4 節の事例とは評価された判断要素が異なるものをあげた。この事例では、客観的交換価値と通達評価額との著しい乖離は判断要素とはならないと判示され、借入れにより不動産を購入したこと、これにより相続税負担が著しく軽減されたこと、租税負担軽減の意図があることから、評価通達によらない評価が認められた。

分析した事例の中で、いわゆる租税回避に利用されていた評価通達の多くは、その後、法改正や通達改正により、租税回避に利用できないよう封じられている。

本章で分析・検討した裁判例について、それぞれで評価された判断要素をまとめたものが図表 1 である。表の判断要素の欄は、評価された要素を「○」、評価されていない要素を網掛けとしている。

次章では、評価通達によらない時価評価が認められる場合について、どのような要素を評価し、どのような場合に認められるべきか、考え得る見解を整理する。

図表 1 裁判例において評価された判断要素

	判決日	裁判所	出展	財産	納税者主張	課税庁主張	裁判所判断	分類	判断要素										
									評価通達の合理性が認められない	対象財産に対する評価通達の合理性が認められない	評価通達の趣旨目的に反する	経済的合理性のない行為	相続開始直前に借入れにより不動産を購入/相続開始直後に売却し借入金を返済	借入れにより不動産を購入	相続開始直後に代金を取得	客観的交換価値が明らか	客観的交換価値と通達評価額に著しい乖離	相続税負担の著しい軽減	相続負担軽減の意図
1	S56.1.28	東京高裁	訟月27巻5号985頁	農地	評価通達	評価通達以外 取引価額	評価通達以外 取引価額	第4節 1.売買契約後、所有権移転前に相続が開始した不動産							○	○	○		
2	H4.3.11	東京地裁	税資188号639頁	土地建物	評価通達	評価通達以外 取得価額	評価通達以外 取得価額	第4節 2.相続開始直前に借入れにより取得した不動産					○			○	○		○
	H5.1.26	東京高裁	税資194号75頁	土地建物	評価通達	評価通達以外 取得価額	評価通達以外 取得価額	第4節 2.相続開始直前に借入れにより取得した不動産					○			○	○		○
3	H4.7.29	東京地裁	訟月39巻5号938頁	土地	評価通達	評価通達以外 取得価額	評価通達以外 取得価額	第4節 2.相続開始直前に借入れにより取得した不動産				○	○			○	○		○
	H5.3.15	東京高裁	行集44巻3号213頁	土地	評価通達	評価通達以外 取得価額	評価通達以外 取得価額	第4節 2.相続開始直前に借入れにより取得した不動産				○	○			○	○		○
4	H5.2.16	東京地裁	税資194号375頁	土地建物	評価通達	評価通達以外 取得価額	評価通達以外 取得価額	第4節 2.相続開始直前に借入れにより取得した不動産				○	○			○	○		○
	H5.12.21	東京高裁	税資199号1302頁	土地建物	評価通達	評価通達以外 取得価額	評価通達以外 取得価額	第4節 2.相続開始直前に借入れにより取得した不動産				○	○			○	○		○
5	H7.4.27	東京地裁	税資209号285頁	株式等	評価通達	評価通達以外 最終価格	評価通達以外 最終価格	第3節 1.著しく低い価額での上場株式の譲渡			○	○						○	○
6	H7.7.20	東京地裁	行集46巻6・7号701頁	株式等	評価通達	評価通達以外 最終価格	評価通達以外 最終価格	第3節 1.著しく低い価額での上場株式の譲渡			○	○						○	○
	H7.12.13	東京高裁	行集46巻12号1143頁	株式等	評価通達	評価通達以外 最終価格	評価通達以外 最終価格	第3節 1.著しく低い価額での上場株式の譲渡			○	○						○	○
7	H9.6.23	大津地裁	訟月44巻9号1678頁	株式等	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○
	H12.7.13	大阪高裁	税資248号319頁	株式等	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○
8	H9.9.30	東京地裁	訟月47巻6号1636頁	土地	評価通達以外 修正路線価	評価通達以外 修正路線価	評価通達以外 修正路線価 （課税庁）	第2節 1.通達評価額が鑑定評価額を上回る場合		○									
	H11.8.30	東京高裁	訟月47巻6号1616頁	土地	評価通達以外 修正路線価	評価通達以外 修正路線価	評価通達以外 修正路線価 （課税庁）	第2節 1.通達評価額が鑑定評価額を上回る場合		○									
9	H10.9.29	東京地裁	税資238号380頁	株式等	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○
10	H11.3.25	東京地裁	訟月47巻5号1163頁	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 純資産価額	第3節 3.引取り価額が保証されている株式の評価①			○							○	○

図表 1 裁判例において評価された判断要素

	判決日	裁判所	出展	財産	納税者主張	課税庁主張	裁判所判断	分類	判断要素										
									評価通達の合理性が認められない	対象財産に対する評価通達の合理性が認められない	評価通達の趣旨目的に反する	経済的合理性のない行為	相続開始直前に借入れにより不動産を購入/相続開始直後に売却し借入金を返済	借入れにより不動産を購入	相続開始直後に代金を取得	客観的交換価値が明らか	客観的交換価値と通達評価値に著しい乖離	相続税負担の著しい軽減	相続負担軽減の意図
10	H12.9.28	東京高裁	税資248号1003頁	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 純資産価額	第3節 3.引取り価額が保証されている株式の評価①			○							○	○
11	H11.9.29	東京地裁	税資244号950頁	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 純資産価額	第3節 3.引取り価額が保証されている株式の評価①			○							○	○
	H12.9.26	東京高裁	税資248号829頁	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 純資産価額	第3節 3.引取り価額が保証されている株式の評価①			○							○	○
12	H11.9.29	東京地裁	税資244号981頁	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 純資産価額	第3節 3.引取り価額が保証されている株式の評価①			○							○	○
	H13.1.30	東京高裁	税資250号順号8826	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 純資産価額	第3節 3.引取り価額が保証されている株式の評価①			○							○	○
13	H11.10.25	横浜地裁	税資245号91頁	株式等	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○
14	H11.12.13	神戸地裁	税資245号749頁	株式等	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○
15	H12.1.21	東京地裁	税資246号148頁	株式等	評価通達	評価通達以外 最終価格	評価通達以外 最終価格	第3節 1.著しく低い価額での上場株式の譲渡			○	○						○	○
16	H12.2.23	大阪地裁	税資246号868頁	株式等	評価通達	評価通達以外 最終価格	評価通達以外 最終価格	第3節 4.引取り価額が保証されている株式の評価②			○							○	
17	H12.2.23	大阪地裁	税資246号908頁	株式等	評価通達	評価通達以外 最終価格	評価通達以外 最終価格	第3節 4.引取り価額が保証されている株式の評価②			○							○	
	H12.11.2	大阪高裁	税資249号457頁	株式等	評価通達	評価通達以外 最終価格	評価通達以外 最終価格	第3節 4.引取り価額が保証されている株式の評価②			○							○	
18	H12.2.29	大阪地裁	税資246号1103頁	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 純資産価額	第3節 3.引取り価額が保証されている株式の評価①			○							○	○
	H12.11.22	大阪高裁	税資249号718頁	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 純資産価額	第3節 3.引取り価額が保証されている株式の評価①			○							○	○
19	H12.2.29	大阪地裁	税資246号1125頁	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 純資産価額	第3節 3.引取り価額が保証されている株式の評価①			○							○	○
	H12.10.27	大阪高裁	税資249号246頁	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 純資産価額	第3節 3.引取り価額が保証されている株式の評価①			○							○	○
20	H12.3.27	千葉地裁	訟月47巻6号1657頁	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 純資産価額	第3節 3.引取り価額が保証されている株式の評価①			○							○	○

図表 1 裁判例において評価された判断要素

	判決日	裁判所	出展	財産	納税者主張	課税庁主張	裁判所判断	分類	判断要素										
									評価通達の合理性が認められない	対象財産に対する評価通達の合理性が認められない	評価通達の趣旨目的に反する	経済的合理性のない行為	相続開始直前に借入れにより不動産を購入/相続開始直後に売却し借入金を返済	借入れにより不動産を購入	相続開始直後に代金を取得	客観的交換価値が明らか	客観的交換価値と通達評価額に著しい乖離	相続税負担の著しい軽減	相続負担軽減の意図
21	H12.5.12	大阪地裁	訟月47巻10号3106頁	株式等 (争点③)	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○
	H14.6.13	大阪高裁	税資252号順号9132	株式等 (争点③)	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○
22	H12.5.30	東京地裁	税資247号966頁	株式等	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○
	H13.3.15	東京高裁	訟月48巻7号1791頁	株式等	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○
23	H12.7.5	前橋地裁	税資248号3頁	株式等	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○
	H13.5.23	東京高裁	税資250号順号8904	株式等	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○
24	H13.2.15	東京地裁	税資250号順号8836	株式等	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○
25	H13.7.5	東京地裁	税資251号順号8941	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 純資産価額	第3節 3.引取り価額が保証されている株式の評価①			○							○	○
26	H13.11.2	東京地裁	税資251号順号9018	株式等	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○							○	○
	H14.4.30	東京高裁	税資252号順号9119	株式等	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○							○	○
27	H15.3.25	東京高裁	訟月50巻7号2168頁	株式等	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○							○	○
28	H15.2.26	東京地裁	税資253号順号9292	土地 (人形町)	評価通達以外 鑑定評価額	評価通達以外 鑑定評価額	評価通達以外 鑑定評価額 (裁判所算定)	第2節 1.通達評価額が鑑定評価額を上回る場合		○									
29	H15.7.30	大阪地裁	税資253号順号9402	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 純資産価額	第3節 5.額面金額と払込金額に著しい乖離がある出資持分			○	○						○	○
	H16.7.28	大阪高裁	税資254号順号9708	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 純資産価額	第3節 5.額面金額と払込金額に著しい乖離がある出資持分			○	○						○	○
30	H16.3.2	東京地裁	税資254号順号9583	株式 (争点①)	評価通達	評価通達以外 類似業種比準法	評価通達以外 類似業種比準法	第3節 6.実質的な支配権が異なるとされた株式の評価			○								
				株式等 (争点②)	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○

図表 1 裁判例において評価された判断要素

	判決日	裁判所	出展	財産	納税者主張	課税庁主張	裁判所判断	分類	判断要素										
									評価通達の合理性が認められない	対象財産に対する評価通達の合理性が認められない	評価通達の趣旨目的に反する	経済的合理性のない行為	相続開始直前に借入れにより不動産を購入/相続開始直後に売却し借入金を返済	借入れにより不動産を購入	相続開始直後に代金を取得	客観的交換価値が明らか	客観的交換価値と通達評価額に著しい乖離	相続税負担の著しい軽減	相続負担軽減の意図
30	H17.1.19	東京高裁	訟月51巻10号2629頁	株式(争点①)	評価通達	評価通達以外 類似業種比準法	評価通達以外 類似業種比準法	第3節 6.実質的な支配権が異なるとされた株式の評価			○								
				株式等(争点②)	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○
31	H16.3.17	横浜地裁	税資254号順号9598	株式等	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○
32	H16.5.25	神戸地裁	税資254号順号9657	株式等	評価通達	評価通達以外 法人税等控除無	評価通達以外 法人税等控除無	第3節 2.著しく低い価額での現物出資			○	○						○	○
33	H16.8.27	大阪地裁	税資254号順号9726	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 払込金額全額を出資額とした 配当還元方式	第3節 5.額面金額と払込金額に著しい乖離がある出資持分				○						○	
	H17.5.31	大阪高裁	税資255号順号10042	株式等	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 払込金額全額を出資額とした 配当還元方式	第3節 5.額面金額と払込金額に著しい乖離がある出資持分				○						○	
34	H16.8.27	大阪地裁	税資254号順号9727	株式等(争点②)	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 払込金額全額を出資額とした 配当還元方式	第3節 5.額面金額と払込金額に著しい乖離がある出資持分				○						○	
	H17.4.14	大阪高裁	税資255号順号10000	株式等(争点②)	評価通達	評価通達以外 純資産価額	評価通達以外 払込金額全額を出資額とした 配当還元方式	第3節 5.額面金額と払込金額に著しい乖離がある出資持分				○						○	
35	H16.8.30	名古屋地裁	税資254号順号9728	土地	評価通達以外 鑑定評価額	評価通達以外 鑑定評価額	評価通達以外 鑑定評価額 (裁判所鑑定)	第2節 1.通達評価額が鑑定評価額を上回る場合		○									
36	H24.3.2	東京地裁	税資262号順号11902	株式等	評価通達以外 類似業種比準法	評価通達	評価通達以外 類似業種比準法	第1節 評価通達の合理性が認められない場合	○										
	H25.2.28	東京高裁	税資263号順号12157	株式等	評価通達以外 類似業種比準法	評価通達	評価通達以外 類似業種比準法	第1節 評価通達の合理性が認められない場合	○										
37	H29.6.15	大阪地裁	税資267号順号13024	土地(丙土地)	評価通達以外 鑑定評価額	評価通達	評価通達以外 鑑定評価額	第2節 2.財産自体に特殊性がある場合		○									
	H30.2.2	大阪高裁	税資268号順号13120	土地(丙土地)	評価通達以外 鑑定評価額	評価通達	評価通達以外 鑑定評価額	第2節 2.財産自体に特殊性がある場合		○									
38	R1.8.27	東京地裁	金商1583号40頁	土地建物	評価通達	評価通達以外 鑑定評価額	評価通達以外 鑑定評価額	第4節 3.近年の相続税対策の不動産						○		○	○	○	○
	R2.6.24	東京高裁	金商1600号36頁	土地建物	評価通達	評価通達以外 鑑定評価額	評価通達以外 鑑定評価額	第4節 3.近年の相続税対策の不動産						○		○	○	○	○

図表 1 裁判例において評価された判断要素

	判決日	裁判所	出展	財産	納税者主張	課税庁主張	裁判所判断	分類	判断要素										
									評価通達の合理性が認められない	対象財産に対する評価通達の合理性が認められない	評価通達の趣旨目的に反する	経済的合理性のない行為	相続開始直前に借入れにより不動産を購入/相続開始直後に売却し借入金を返済	借入れにより不動産を購入	相続開始直後に代金を取得	客観的交換価値が明らか	客観的交換価値と通達評価額に著しい乖離	相続税負担の著しい軽減	相続負担軽減の意図
38	R4.4.19	最高裁	民集76巻4号411頁	土地建物	評価通達	評価通達以外 鑑定評価額	評価通達以外 鑑定評価額	第5節 相続負担軽減の意図があり 税負担が著しく軽減された 場合						○				○	○
39	R2.10.9	東京地裁	税資270号順号 13463	農地	評価通達以外 鑑定評価額	評価通達	評価通達以外 (課税庁において改めて算定)	第2節 2.財産自体に特殊性がある場合		○									
40	R2.11.12	東京地裁	税資270号順号 13481	土地建物	評価通達	評価通達以外 鑑定評価額	評価通達以外 鑑定評価額	第4節 3.近年の相続税対策の不動産						○		○	○	○	○
	R3.4.27	東京高裁	公刊物未登載 (LEX/DB25590431)	土地建物	評価通達	評価通達以外 鑑定評価額	評価通達以外 鑑定評価額	第4節 3.近年の相続税対策の不動産						○		○	○	○	○

第4章 見解の整理

本章では、評価通達によらない時価評価が認められる場合について、どのような要素を評価し、どのような場合に認められるべきか、考え得る見解を整理する。具体的には、3つの見解に整理し、各見解を採用すると考えられる学説や裁判例、その利点及び問題点を整理する。

考え得る見解は、具体的には、①事例に応じて様々な要素を評価し、それらを総合的に判断する「総合考慮説」、②フローチャートのように、いくつかの判断要素を順番に判断する「場合分け説」、③客観的にみて、評価通達による評価の合理性が認められないといえる1つの要素を判断する「一要素説」の3つに整理した上で、検討する。

第1節 総合考慮説

1. 見解の内容

「総合考慮説」とは、個別の事例ごとに、事例に応じて様々な要素を評価し、それらを総合的に判断して、評価通達によらない評価を認めるべきとする見解である。判断要素の例に、客観的交換価値と通達評価額との乖離、租税負担軽減の意図、経済合理性のない行為、借入の有無、相続開始直前直後の行為等があり、事例に応じて様々な要素が評価される。

この見解は、租税負担の実質的な公平に重きをおく見解である。

全ての納税者に係る全ての財産につき、評価通達の定める評価方法によって、画一的な評価をすることで、基本的には、租税負担の実質的な公平を実現できると考えられる。特定の納税者あるいは特定の財産についてのみ、評価通達によらない評価をすることは、租税平等主義の観点から、原則として許されない。

しかし、財産は多種多様であり、事例に応じて様々な事情があり、評価通達の定める評価方法では適正な時価を適切に算定することができない場合がある。形式的な平等を貫くことによって、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害すると認められる場合には、他の合理的な方法によって評価することが許されるべきである。

以上より、画一的な評価を求める原則と、租税負担の実質的な公平を著しく害する場合に認められる例外によって、租税負担の実質的な公平を実現する。例外の判断にあたっては、事例に応じて様々な要素が評価される。

2. 裁判例及び学説

「総合考慮説」を採用していると思われる裁判例に、前章 第3節及び第4節にあげた裁判例（東京地裁平成7年4月27日判決²¹⁰、大津地裁平成9年6月23日判決²¹¹、東京地裁

²¹⁰ 東京地判平成7年4月27日・前掲注（142）。

²¹¹ 大津地判平成9年6月23日・前掲注（148）。

平成 11 年 3 月 25 日判決²¹²、等)がある。

学説では、川口教授が、時価の解釈は、財産の本質を見極め、その財産に関するあらゆる事情を考慮して判断すべきであるから、経済合理性のない行為や租税負担軽減の意図等、行為や主観的要素による影響も考慮に入れて、時価を求めるべきであると述べている²¹³。よって、この見解であると思われる。

3. 利点及び問題点

「総合考慮説」の利点は、個々の事例に応じて、実態にあわせて判断ができる点、及び納税者間の租税負担の公平を実現できる点であると考えられる。

また、問題点は、どのような要素が評価され、どのような場合に評価通達によらない評価が認められるのか、基準が曖昧であり、納税者の予測可能性を害する点、及び主観的要素が判断に含まれる点であると考えられる。

第2節 場合分け説

1. 見解の内容

「場合分け説」とは、フローチャートのように、いくつかの判断要素を順番に評価し、その結果として、評価通達によらない評価を認めるべきとする見解である。評価する判断要素は、主に、評価通達が対象財産の時価を算定するために適切な方法か否かを判断する内容である。

この見解は、評価通達が課税庁に対して強い拘束力を持ち、これに伴い納税者に対しても事実上の拘束力を有すること、及び評価通達に従って算出した価額が時価を示すことに重きをおく見解である。

「場合分け説」では、次の①～④の順に判断し、評価通達が、時価を算定する方法として明らかに適切ではないと認められる場合に、評価通達によらない評価が認められる。(フローチャートは、図表 2 で後掲)

① 評価通達自体の合理性の判断

はじめに、評価通達自体の合理性の判断を行う。評価通達の制定時と適用時で、状況が異なる可能性があり得るから、適用時点において、評価通達自体の合理性が認められるかについて判断をする。合理性が認められる場合には②へ、認められない場合には、そもそも時価を評価する手法として、前提が崩れるから、評価通達によらない評価が認められる。

²¹² 東京地判平成 11 年 3 月 25 日・前掲注 (170)。

²¹³ 川口幸彦「租税回避への対応を含む財産評価のあり方―裁判事例等の分析を中心として―」税大論叢 61 号 (2009 年) 376 頁。

② 対象財産に対する合理性の判断

評価通達自体に合理性が認められる場合であっても、社会情勢の急変や、固有の事情を持つ財産など、評価通達に定められた評価方法では、財産の特殊事情を評価額に反映できない場合があります。例えば、地価の急落や、評価通達の想定通りに活用ができない土地等が該当する。対象財産に対する評価通達の合理性が認められる場合には③へ、合理性が認められない場合には、評価通達では、適正な時価を適切に算定することができないから、評価通達によらない評価が認められる。

③ 租税負担軽減の意図の判断

対象財産に対する評価通達の合理性が認められる場合には、租税負担軽減の意図の有無を判断する。評価通達は、評価の画一性や安全性を担保する必要があるから、評価額は低めに設定されている。これを租税負担の軽減に利用される可能性があり、租税負担軽減の意図の有無により次の判断内容が異なる。租税負担軽減の意図が認められる場合には④A へ、認められない場合には④B の判断へ進む。

④A-1 行為の評価

租税負担軽減の意図があると認められる場合には、実際にどのような行為があったか、行為の評価を行う。評価される内容は事例によって異なるが、相続開始直前に購入価額と通達評価額に大きな乖離がある資産を購入し、相続開始直後に売却していたり、そのために多額の借入れをしていたり、著しく低い価額で現物出資を行ったり様々である。これらの行為の多くは、経済合理性が認められないことが多いが、経済合理性が認められる場合であっても、財産を化体させたこと自体を評価される場合がある。

④A-2 結果の評価

次に、A-1 の行為がどのような影響を及ぼしたか、結果の評価を行う。こちらも評価される内容は事例によって様々だが、行為がなかった場合と比較して、評価額に大きな乖離が生じていたり、税額が著しく軽減されていたり、評価通達の目的と異なる実態・実益があること等が評価される。

A-1、A-2 の評価の結果、行為と結果のいずれも存在する場合には、評価通達は、対象財産の時価を評価する手法として適切ではないから、評価通達によらない評価が認められる。

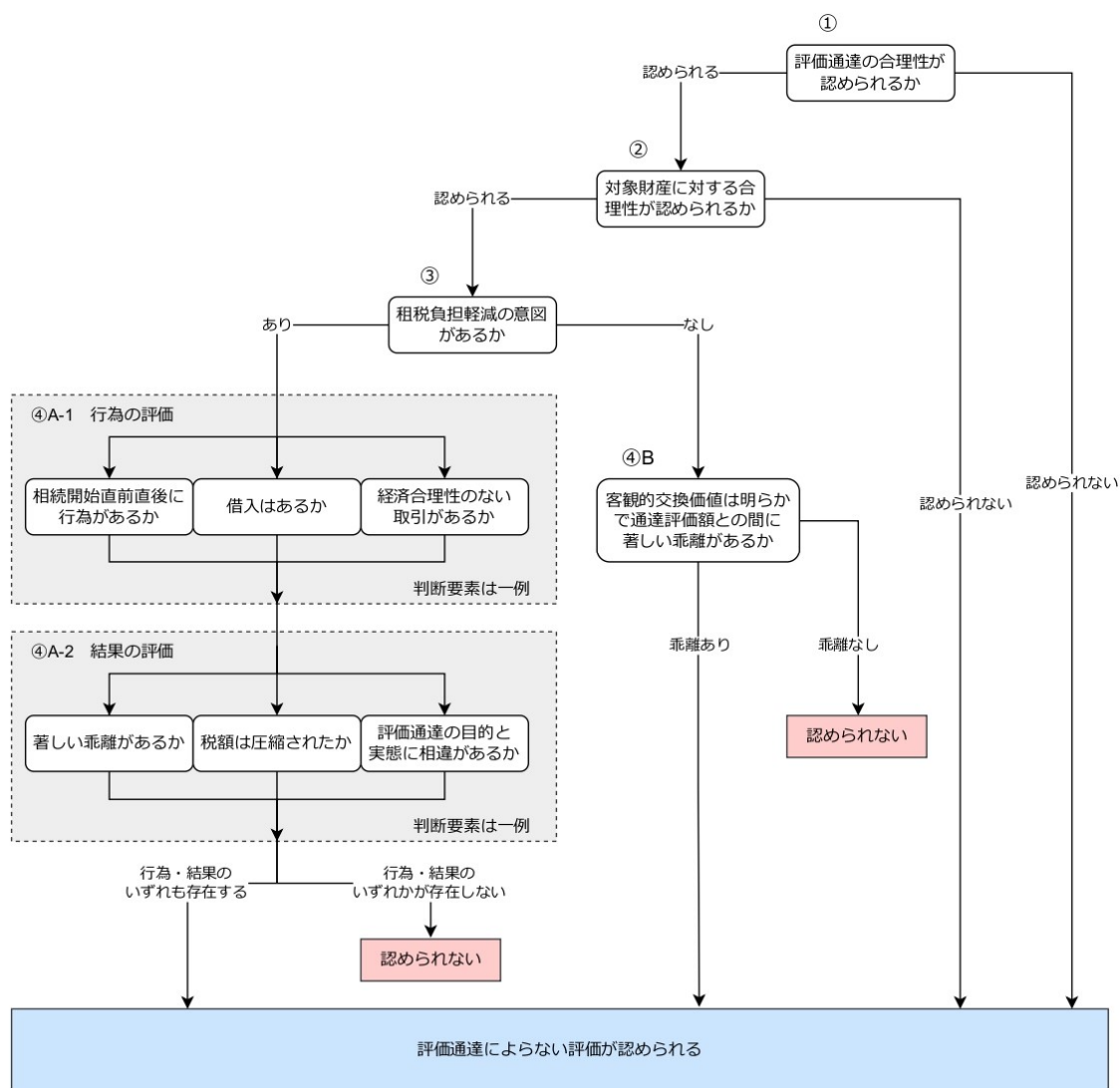
④B 客観的交換価値との乖離の判断

租税負担軽減の意図がないと認められる場合であって、たまたま相続開始直後に対象財産を売却している場合など、相続開始時点の客観的交換価値と推測できる価額が明らかな場合がある。当該価額と通達評価額に著しい乖離がある場合には、通達評価額が時価を示していないことが明らかであるから、評価通達によらない評価が認められる。

以上の判断のフローチャートをまとめたものが、図表2である。

評価通達は、課税庁に対して強い拘束力を持ち、それに伴い納税者に対しても事実上の拘束力を有するから、原則として評価通達による画一的な評価をすべきである。しかし、評価通達は、相続税法22条に定める「時価」を解釈するための通達であるから、評価通達では時価を示せないことが明らかである場合には、評価通達によらない評価が認められるべきである。これを判断するため、①～④の評価を行い、評価通達では時価を示せないことが明らかである場合を抽出する方法が、「場合分け説」である。

図表2 場合分け説 フローチャート



(筆者作成)

2. 裁判例及び学説

「場合分け説」を採用していると思われる裁判例に、前章 第 1 節から第 4 節にあげた裁判例がある。

①から評価通達によらない評価が認められるものが、前章第 1 節（東京地裁平成 24 年 3 月 2 日判決²¹⁴、その控訴審である東京高裁平成 25 年 2 月 28 日判決²¹⁵）、②から認められるものが第 2 節（東京地裁平成 9 年 9 月 30 日判決²¹⁶、東京地裁令和 2 年 10 月 9 日判決²¹⁷等）、④A から認められるものが第 3 節及び第 4 節 2 及び 3（東京地裁平成 7 年 4 月 27 日判決²¹⁸、大津地裁平成 9 年 6 月 23 日判決²¹⁹、等）、④B より認められるものが第 4 節 1（東京高裁昭和 56 年 1 月 28 日判決²²⁰）であると思われる。

学説では、フローチャートのように考えるべきとする見解は存在しないが、①から④の判断の中で、部分的に一致すると思われる見解はいくつか存在する。

②の判断では、後述する「一要素説」の(1)財産自体に評価通達では反映できないような特殊性がある場合と、(2)評価額決定後に評価額へ影響を与える事象が発生した場合のいずれも含まれると考えられる。

④A の判断における判断要素の抽出は、「総合考慮説」と近い手法がとられており、「総合考慮説」であげた問題と同様の問題がある。

④B の判断については、品川教授や越後氏が同じ見解であると思われる。

品川教授は、評価通達は相続税法 22 条の「時価」の解釈・適用するための通達であるから、当該財産の通達評価額と客観的交換価値との開差が、客観的に見て著しく不相当と認められる場合に限定して、評価通達によらない評価を認めるべきであると述べている²²¹。越後氏も、品川教授と同様に、評価通達は相続税法 22 条の「時価」評価に関する解釈通達であるとして、財産の客観的個性が高く、通達評価額が客観的交換価値又は担税力を適切に表すことができない場合にのみ、評価通達によらない評価を認めるべきであると述べている²²²。

通達評価額と客観的交換価値との開差は、②の判断においても考えられる要素である。

²¹⁴ 東京地判平成 24 年 3 月 2 日・前掲注（132）。

²¹⁵ 東京高判平成 25 年 2 月 28 日・前掲注（133）

²¹⁶ 東京地判平成 9 年 9 月 30 日・前掲注（135）。

²¹⁷ 東京地判令和 2 年 10 月 9 日・前掲注（139）。

²¹⁸ 東京地判平成 7 年 4 月 27 日・前掲注（142）。

²¹⁹ 大津地判平成 9 年 6 月 23 日・前掲注（148）。

²²⁰ 東京高判昭和 56 年 1 月 28 日・前掲注（196）。

²²¹ 品川・前掲注（122）12 頁。

²²² 越後・前掲注（9）53 頁。

3. 利点及び問題点

「場合分け説」の利点は、時価の評価方法として適切な方法で評価でき、時価に接近した価額で評価ができる点、及び判断のフローチャートが明確である点であると考えられる。

また、問題点は、判断基準が不明確な判断要素がある点、及び主観的な要素が判断に含まれる点であると考えられる。

第3節 一要素説

1. 見解の内容

「一要素説」とは、客観的にみて、評価通達による評価の合理性が認められないといえる1つの要素が認められれば、それだけで評価通達によらない評価を認めるべきとする見解である。上記の1つの要素としては、(1)財産自体に評価通達では反映できないような特殊性があること、及び(2)評価額決定後に評価額に影響を与える事象が発生したことの2つがあげられる。

この見解は、納税者の予測可能性や客観的な事実に重きをおく見解である。

評価通達は、時価評価の困難性や納税者間の公平の維持等の観点から、国税庁によって定められたものである。評価通達第1章で原則を定め、第2章以下で各種財産の詳細な評価方法を定める。第1章第1項で通達評価額が時価であることを明らかにし、第6項で「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定める。よって、例外である「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産」とは、第2章以下に定められた評価方法では、適切な時価を示すことができない財産を指すものと考えられる。

例外である総則6項の適用基準が明らかでない、納税者の予測可能性が保障されない。したがって、対象財産の適切な評価額を示せないことが明らかな、客観的な事実がある場合にのみ、評価通達によらない評価を認めるべきである。

2. 裁判例及び学説

「一要素説」を採用していると思われる裁判例及び学説について、それぞれの要素ごとに整理する。

(1) 財産自体に評価通達では反映できないような特殊性がある場合

「一要素説」を採用していると思われる裁判例のうち、「財産自体に評価通達では反映できないような特殊性」があることを評価するものに、前章第2節2にあげた裁判例（東京地裁令和2年10月9日判決²²³、大阪地裁平成29年6月15日判決（丙土地に関する判断）

²²³ 東京地判令和2年10月9日・前掲注（139）。

²²⁴、等）がある。

学説では、占部教授がこの見解であると思われる。占部教授は、評価通達は、制定経緯で、財産の評価は、評価に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮すべき旨を明らかにし、この「すべて事情」とは、評価通達第2章以下の規定によって評価した評価額が実情に即しないような、特殊事情を備えた財産が持つ固有の事情を指すとしている²²⁵。そして、評価通達の目的は、画一的な評価方法を定めることにより、評価の合理性、安全性を担保することであり、時価に接近するための評価方法を定めることにある²²⁶。このような評価通達の制定経緯・目的から、総則6項における「著しく不適當」とは、財産がもつ評価に影響を与える固有の物的事情が存する場合を指すと述べている²²⁷。よって、この見解であると思われる。

(2) 評価額決定後に評価額に影響を与える事象が発生した場合

「一要素説」を採用していると思われる裁判例のうち、「評価額決定後に評価額に影響を与える事象が発生」したことを評価するものに、前章第2節1にあげたバブル経済崩壊後に地価が急落した事例である、東京地裁平成9年9月30日判決²²⁸、その控訴審である東京高裁平成11年8月30日判決²²⁹、東京地裁平成15年2月26日判決がある²³⁰。

学説では、大淵教授及び増田教授が、この見解であると思われる。

大淵教授は、財産の客観的交換価値とは、財産の現況という客観的事情によって定まる取引価額であり、総則6項の「著しく不適當と認められる財産の価額」とは、路線価確定のための調査の際には顕現されていなかった客観的な事情、例えば、土地の地盤沈下や液状化被害が報道され、それがその地域の土地の取引価額に影響していることが明らかになった場合等、その事情が通達評価額に反映されていないような場合の財産の評価額と読み取るのが、この通達の自然な文理解釈であると述べている²³¹。よって、この見解であると考えられる。

増田教授は、課税の公平を著しく害する「特別の事情」とは、当該財産に特有の、又は固有の事情が存在することにより、通達評価額を用いると他の納税者との間で時価評価における著しい不公平をもたらす場合を指すとしている²³²。例えば、路線価に反映されなかった

²²⁴ 大阪地判平成29年6月15日・前掲注(140)。

²²⁵ 占部・前掲注(7)142頁。

²²⁶ 占部・前掲注(7)142頁。

²²⁷ 占部・前掲注(7)160頁。

²²⁸ 東京地判平成9年9月30日・前掲注(135)。

²²⁹ 東京高判平成11年8月30日・前掲注(136)。

²³⁰ 東京地判平成15年2月26日・前掲注(137)。

²³¹ 大淵博義「著名税務判決と判例理論の不整合」租税訴訟13号(2020年)78頁。

²³² 増田・前掲注(115)74頁。

土壤汚染の発覚や地盤沈下など、評価減の客観的な事実が発生し、その結果として、時価が激変した場合が「特別の事情」の評価根拠事実とされるべきであると述べている²³³。よって、この見解に位置づけられると考えられる。

3. 利点及び問題点

「一要素説」の利点は、判断基準が客観的で明確であり、納税者の予測可能性を保障できる点、及び主観的要素が判断に入らない点であると考えられる。

また、問題点は、評価額が意図的に作出された場合もそのまま採用する必要がある、担税力に応じた課税ができない可能性がある点であると考えられる。

第4節 判断要素としての「租税負担軽減の意図」

一要素説では、租税負担軽減の意図を判断要素としていないが、総合考慮説及び場合分け説では、租税負担軽減の意図も判断要素の1つとしている。主観的要素である租税負担軽減の意図を判断要素に含めるべきか否かについては、意見がわかれている。

1. 裁判例

裁判例では、いわゆる租税回避とされる事例のほとんどで、租税負担軽減の意図を判断要素の1つとしてあげている。その中でも、大阪地裁平成12年5月12日判決は次のように判示し²³⁴、租税負担軽減の意図といった主観的な要素も総合考慮するべきであると明示している。

「評価通達の個々の定めを適用すべきか否かを判断するに際しては、これらの定め趣旨を考慮するとともに、その趣旨に適合するか否かという見地から、取引行為等における経済的合理性や租税回避目的の有無といった当事者の主観的要素をも総合勘案して判断せざるを得ないといわざるを得ず、かかる主観的要素を考慮することは許されるものと解するのが相当である。〔下線は筆者〕」

2. 学説

学説では、川口教授や大石弁護士が、時価の解釈は、その財産に関するあらゆる事情を考慮して判断すべきであるから、租税回避行為等による影響も考慮に入れて時価を求めるべきであると述べている²³⁵。よって、租税負担軽減の意図といった主観的要素も考慮すべきとする見解であると考えられる。

一方、租税負担軽減の意図を考慮してはならないとする見解として、占部教授や大淵教授、

²³³ 増田・前掲注（98）169頁。

²³⁴ 大阪地判平成12年5月12日・前掲注（153）。

²³⁵ 大石・前掲注（10）209頁，川口・前掲注（213）376頁。

品川教授，田中教授，谷口教授，増田教授等があげられる。

主に，次の３点を理由としている。

第１に，租税法は侵害規範であることから，租税法の解釈・適用は，租税法律主義の厳格な統制下におかれるべきである²³⁶。相続税法 22 条は，評価の原則を「その財産の時価による」ことを定めるのみであるから，同条の文理解釈によれば，租税回避行為や節税行為の否認を評価通達に授權していないことは明らかである²³⁷。総則 6 項による租税回避行為の否認は同条の拡大解釈に相当するものであり，租税法律主義の観点から問題がある²³⁸。財産評価の場面で，一般的な公平感，正義感を根拠にこれを否認することは，法の根拠を欠く違法なものというべきである²³⁹。

第２に，時価は，客観的かつ合理的な価格により算定されるべきであり，評価の問題と租税回避行為の否認の問題は無関係であるから，関連付けて判断すべきではない²⁴⁰。財産の取得目的やその資金により，財産の客観的交換価値が異なるとは考えられない²⁴¹。

第３に，総則 6 項の実体的要件である「著しく不適當」の判断に，租税負担軽減の意図という主観的要素を持ち込めば，課税庁による通達の使い分けという通達課税を引き起こすおそれがある²⁴²。

以上のような理由より，租税負担軽減の意図を考慮してはならないとする。そして，通達評価額が評価額として妥当でないのであれば，納税者の予測可能性を担保するため，速やかに通達改正により対処すべきであるとする²⁴³。

本章第 1 節から本節までの要点をまとめたものが，図表 3 である。第 1 節から前節で検討した 3 つの見解を列ごとにまとめ，本節の租税負担軽減の意図を考慮するか否かについて，最下行に加えている。

²³⁶ 増田・前掲注（115）78 頁。

²³⁷ 増田・前掲注（115）78 頁。

²³⁸ 田中・前掲注（96）55 頁，谷口・前掲注（7）141 頁，増田・前掲注（115）78 頁等参照。

²³⁹ 田中・前掲注（96）55 頁，増田・前掲注（115）78 頁等参照。

²⁴⁰ 品川・前掲注（221）7 頁，田中・前掲注（96）55 頁，谷口・前掲注（7）165 頁，増田・前掲注（115）78 頁等参照。

²⁴¹ 越後・前掲注（9）48 頁，増田・前掲注（115）78 頁等参照。

²⁴² 品川・前掲注（51）364 頁，谷口・前掲注（7）166 頁等参照。

²⁴³ 大淵・前掲注（7）148 頁，谷口・前掲注（7）165 頁，増田・前掲注（115）76 頁等参照。

図表3 見解のまとめ

	総合考慮説	場合分け説	一要素説
内容	事案に応じて様々な要素を評価し、総合的に判断する	フローチャートのように、複数の判断要素を順番に評価する	1つの要素を判断する
重視する点	・租税負担の実質的な公平	・評価通達の拘束力 ・通達評価額が時価を示す	・納税者の予測可能性 ・客観的な事実
利点	・個別の事例に応じて評価が可能 ・納税者間の租税負担の公平を実現	・時価に接近した価額で評価が可能 ・判断フローが明確	・基準が客観的で明確 ・予測可能性の保証 ・主観的要素が入らない
問題点	・基準が不明確 ・予測可能性を害する ・主観的要素が判断に含まれる	・各要素の判断基準が不明確 ・主観的要素が判断に含まれる	・評価額が意図的に作出された場合もそのまま採用する必要がある ・担税力に応じた課税ができない可能性がある
租税回避の意図	考慮する	考慮する	考慮しない

(筆者作成)

第5節 小括

本章では、評価通達によらない評価が認められる場合について、「総合考慮説」、「場合分け説」及び「一要素説」の3つの見解に整理し、各見解を採用すると考えられる学説や裁判例、その利点及び問題点を整理した。

「総合考慮説」とは、個別の事例ごとに、事例に応じて様々な要素を評価し、それらを総合的に判断して、評価通達によらない評価を認めるべきとする見解である。この見解は、租税負担の実質的な公平に重きをおいている。この見解は、個々の事例に応じて実態にあわせて判断ができること、及び納税者間の租税負担の公平を実現できることといった利点がある一方で、評価要素や評価基準が曖昧であり、納税者の予測可能性を害すること、主観的要素が判断に含まれることといった問題点がある。

「場合分け説」とは、フローチャートのように、いくつかの判断要素を順番に評価し、その結果として、評価通達によらない評価を認めるべきとする見解である。評価する判断要素は、主に、評価通達に対象財産の時価を算定するために適切な方法か否かを判断するもので

ある。この見解は、評価通達が課税庁に対して強い拘束力を持ち、これに伴い納税者に対しても事実上の拘束力を有すること、評価通達により算出した評価額が時価を示すことに重きをおいている。この見解は、時価に接近した価額で評価ができること、及び判断のフローチャートが明確であることといった利点がある一方で、各要素の判断基準が不明確であること、主観的な要素が判断に含まれることといった問題点がある。

「一要素説」とは、客観的にみて、評価通達による評価の合理性が認められないといえる1つの要素が認められれば、それだけで評価通達によらない評価を認めるべきとする見解である。この見解は、納税者の予測可能性や客観的な事実にも重きをおいている。この見解は、判断基準が客観的で明確であり、納税者の予測可能性を保障できること、及び主観的な要素が判断に入らないことといった利点がある一方で、評価額が意図的に作出された場合もそのまま採用する必要がある、担税力に応じた課税ができない可能性があることといった問題点がある。

一要素説では、租税負担軽減の意図を判断要素としていないが、総合考慮説及び場合分け説では、租税負担軽減の意図も判断要素の1つとしている。主観的な要素である租税負担軽減の意図を判断要素に含めるべきか否かについては、意見がわかれている。

裁判例では、いわゆる租税回避とされる事例のほとんどで、租税負担軽減の意図を、判断要素の1つとしている。また、租税負担軽減の意図といった主観的な要素も総合考慮すべきであると明示する裁判例もある。

学説では、租税負担軽減の意図も判断要素に含めるべきとする見解として、時価の解釈は、その財産に関するあらゆる事情を考慮して判断すべきであるから、租税回避行為等による影響も考慮に入れて、時価を求めるべきであるといった理由があげられる。

租税負担軽減の意図を考慮するべきではないとする見解としては、相続税法22条の解釈から租税回避行為等の否認を評価通達に授權していないことは明らかであり、総則6項による租税回避行為等の否認は租税法律主義の観点から問題があること、財産の取得目的やその資金によって財産の評価額が異なるとは考え難いことといった理由があげられる。

次章では、本論文の結論として、どのような場合に評価通達によらない時価評価を認めるべきか、本章で整理した3つの見解より妥当だと考えられる判断方法と判断要素について検討する。

第5章 評価通達によらない時価評価が認められる場合

本章では、本論文の結論として、どのような場合に評価通達によらない時価評価を認めるべきか、妥当だと考えられる判断方法と判断要素について検討する。

本章第1節では、前章で整理した3つの見解について、学説や利点、問題点を踏まえて、どの判断方法が妥当であるかを検証する。第2節では、第1節より妥当だと考えられる判断方法において、どのような判断要素を評価すべきかを検討し、具体的な判断方法と判断要素を提示する。

第1節 判断方法

1. 一要素説の検証

(1) 3つの見解の大別

前章で整理した3つの見解は、評価する判断要素が複数か1つかという点で、大別できる。総合考慮説及び場合分け説は複数の判断要素を評価するのに対し、一要素説は1つの判断要素のみを評価して、評価通達によらない評価を認めるからである。

そこで、最初に、1つの判断要素から評価通達によらない評価を認めることは妥当であるかについて、一要素説の妥当性から検討する。

(2) 一要素説の問題点

一要素説は、判断基準が客観的で明確であり、納税者の予測可能性を保障できるといった利点がある。一方で、財産に特殊性が認められる場合と、評価額決定後に評価額に影響を与える事象が発生した場合以外には、どのような事情があったとしても評価通達に従って評価しなければならないという問題点がある。

評価通達は、その制定経緯や目的より、評価の画一性、安全性を図る必要があり、評価額は低めに設定されている。そのため、財産によっては、時価と通達評価額が大きく乖離する可能性がある。例えば、相続開始の直前直後の取引から客観的交換価値が明らかであったり、課税時期後において、租税負担能力の指標である評価額相当額の金額を収受することが確実であったりする場合であっても、通達評価額により評価する必要がある。一要素説において評価される判断要素は、財産自体に評価通達では反映できないような特殊性があること、又は評価額決定後に評価額に影響を与える事象が発生したことのいずれか1つのみであるから、上記のような、時価と通達評価額が乖離する場合を抽出できない可能性がある。

(3) 結論

したがって、一要素説によると、相続税法22条に定める時価と乖離した価額で評価しなければならない可能性があり、担税力に応じた課税ができないから妥当ではない。1つの

判断要素ではなく、複数の判断要素を評価して、評価通達によらない評価を認めるべきである。

2. 総合考慮説と場合分け説の検証

(1) 一要素説における問題点の検証

次に、総合考慮説及び場合分け説について、どちらの判断方法が妥当であるかを検討する。総合考慮説及び場合分け説は、該当すると思われる裁判例の多くが重複し、また、評価する判断要素の共通点も多い。

一要素説で問題となった、時価と乖離した価額での評価や担税力に応じた課税について、総合考慮説では個別の事例に応じて評価ができ、場合分け説では時価に接近した価額で評価ができるから、いずれも問題はないと考えられる。

(2) 総合考慮説の問題点

総合考慮説は、個々の事例に応じて、実態にあわせて判断ができるという利点がある。しかし、納税者側から見れば、どのような要素が評価されどのような場合に評価通達によらない評価が認められるのか、判断基準が曖昧であり、予測可能性を著しく害する。また、総合考慮説では、租税負担の実質的な公平を著しく害することを理由に、評価通達によらない評価を認めているが、時価の客観的な評価と租税負担の実質的な公平には何ら関連がなく²⁴⁴、これを理由に評価通達によらない評価をすることは、不当に適用範囲を拡大することになる²⁴⁵。

(3) 結論

したがって、総合考慮説によると、納税者の予測可能性を著しく害するうえ、恣意的に判断要素が抽出され、評価通達によらない評価が認められる可能性がある。また、租税負担の実質的な公平を著しく害することは、個々の財産の時価になんら影響しない理由であるから、総合考慮説により評価通達によらない評価を認めることは妥当ではない。

一方、場合分け説は、判断フローが明確であり、どのような判断要素が評価されるかについて明らかであるから、恣意的な判断要素の抽出を排除でき、予測可能性が確保できると考えられる。

以上より、総合考慮説よりも場合分け説による判断が妥当であると考えられる。

²⁴⁴ 品川・前掲注（122）9頁参照。

²⁴⁵ 占部・前掲注（7）160頁参照。

3. 場合分け説の妥当性の検証

(1) 相続税法 22 条に定める時価の意義

以上を踏まえて、場合分け説の妥当性について検証する。

相続税法22条は、財産の価額について、その「取得の時ににおける時価」による旨を定めている。相続税法は、時価により評価することのみを規定しているのであるから、財産の評価にあたって、時価の解釈から離れるべきではない。

時価とは、客観的な交換価値であり、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額を意味する。時価は、常にただ1つに決まるものではなく、一定の合理的な幅があるものと考えられる。

(2) 評価通達と時価の関係

時価を客観的に評価することは極めて難しく、納税者間で財産の評価が異なることは公平の観点から見て好ましくない。そのため、納税者間の公平の維持、納税者及び課税庁の双方の便宜等の観点より、各種財産について、画一的かつ詳細な評価方法を定めた評価通達が定められている。そして、現実の評価事務は、評価通達に従って行われている。

評価通達は、「時価」を解釈・適用するための通達であるから、評価通達に従って算出された評価額は、時価の1つであると考えられる。もちろん、時価はただ1つではないから、評価通達以外にも様々な合理的な評価方法があり、評価方法によって異なる時価が存在する。

(3) 評価通達による画一的な評価をすべき根拠

評価通達に定められた評価方法は、複数ある評価方法の中から、評価の画一性や安全性を考慮し選択されたものであり、評価通達は、課税庁に対する強い拘束力から、納税者に対しても事実上の拘束力を有するから、原則として、評価通達に従って画一的に評価をするべきである。

相続税法 22 条が、財産の価額を「取得の時ににおける時価」と規定し、通達評価額は時価であるといえ、その評価方法は評価通達の趣旨から選択されたものであるから、評価通達によらない評価が認められるのは、評価通達では時価を示せないことが明らかな場合に限られるべきである。

(4) 結論

場合分け説は、評価通達が対象財産の時価を算定するために適切な方法か否かの判断を繰り返して、評価通達では時価を示せないことが明らかなものを抽出する判断方法である。これによれば、相続税法22条に規定する時価から乖離する価額で評価し得ないから、場合分け説による判断が妥当であると考えられる。

第2節 判断要素

1. 場合分け説の判断要素

(1) 評価すべき判断要素の検証

次に、場合分け説において、どのような判断要素を評価すべきかについて検討する。

場合分け説で評価される判断要素の中には、総合考慮説の問題点である、租税負担軽減の意図という主観的な要素（図表2のフローチャートにおける③）や、判断基準が不明確な判断要素（図表2のフローチャートにおける④A）が含まれるという問題がある。

これらを判断要素に含めるべきか否かについて検討する。

相続税法22条は、財産の価額を「取得の時ににおける時価」と定めるのみで、租税回避行為や節税行為の否認を評価通達に授權していないことは明らかである。また、租税負担軽減の意図といった主観的な要素を判断に持ち込むと、課税庁による通達の使い分けを引き起こすおそれがある。そもそも、財産の取得目的やその資金によって、財産の評価額が変動するとは考え難い。

したがって、図表2のフローチャートにおける③の租税負担軽減の意図の有無は、判断要素に含めるべきではない。

また、判断基準が不明確な行為の評価についても、同様に、行為の有無やその内容によって、財産の評価額が異なるとは考えられないから、図表2のフローチャートにおける④Aの行為の評価を、判断要素に含めるべきではない。

純粋に通達評価額と時価との間に著しい乖離があるか、評価通達が対象財産の時価を算定するために適切な方法であるか否かを評価すべきである。

(2) 結論

以上より、③租税負担軽減の意図と④A行為の評価は、判断要素に含むべきではない。

よって、図表2のフローチャートにおける、②の対象財産に対する合理性が認められる場合には、③の租税負担軽減の意図の評価はせずに、④Bの客観的交換価値と通達評価額との間に著しい乖離があるかの判断に進み、通達評価額と時価に著しい乖離がある場合にのみ、評価通達によらない評価を認めるとするのが妥当であると考えられる。

2. 結論

以上の検討より、次のような判断フローが妥当であると考えられる。①'～③'の順に判断を行い、評価通達が時価を算定する方法として、明らかに適切ではないと認められる場合にのみ、評価通達によらない評価が認められる。

①' 評価通達自体の合理性の判断

最初に、評価通達自体の合理性の判断を行う。評価通達の制定時と適用時で、法令の改正等により状況が異なる場合があり得るから、適用時点において、評価通達自体の合理性が認

められるかについての判断を行う。合理性が認められる場合には②'へ、合理性が認められない場合には、そもそも時価を評価するための手法として、前提が崩れるから、評価通達によらない評価が認められる。

裁判例では、第3章第1節にあげた事例（東京地裁平成24年3月2日判決²⁴⁶，その控訴審である東京高裁平成25年2月28日判決²⁴⁷）が該当すると考えられる。

②' 対象財産に対する合理性の判断

次に、対象財産に対する合理性の判断を行う。評価通達自体に合理性が認められる場合であっても、社会情勢の急変や、固有の事情を持つ財産など、評価通達に定められた評価方法では、財産の特殊事情を評価額に反映できない場合があり得る。例えば、地価の急落や、評価通達の想定通りに土地が活用できない場合等がこれに該当する。対象財産に対する評価通達の合理性が認められる場合には③'へ、合理性が認められない場合には、評価通達では、適正な時価を適切に算定することができないから、評価通達によらない評価が認められる。

裁判例では、第3章第2節にあげた事例（東京地裁平成9年9月30日判決²⁴⁸，東京地裁令和2年10月9日判決²⁴⁹，等）が該当すると考えられる。

③' 客観的交換価値との乖離の判断

最後に、客観的交換価値と通達評価額に著しい乖離があるかについての判断を行う。相続開始の直前直後に対象財産を取得・売却しているなど、相続開始時点の客観的交換価値と推測できる価額が明らかである場合がある。この価額と通達評価額に著しい乖離が認められる場合には、通達評価額が時価を示していないことは明らかであるといえるから、評価通達によらない評価が認められる。ここにいう相続開始時点の客観的交換価値と推測できる価額とは、第三者間で確定している取得価額や売却価額をさし、不動産鑑定評価額等の他の合理的な評価方法による評価額は該当しない。

裁判例では、第3章第4節1にあげた事例（東京高裁昭和56年1月28日判決²⁵⁰）や、同節2にあげた事例（東京地裁平成4年3月11日判決²⁵¹，東京高裁平成5年1月26日判決²⁵²，等）が該当すると考えられる。

²⁴⁶ 東京地判平成24年3月2日・前掲注（132）。

²⁴⁷ 東京高判平成25年2月28日・前掲注（133）

²⁴⁸ 東京地判平成9年9月30日・前掲注（135）。

²⁴⁹ 東京地判令和2年10月9日・前掲注（139）。

²⁵⁰ 東京高判昭和56年1月28日・前掲注（196）。

²⁵¹ 東京地判平成4年3月11日・前掲注（197）。

²⁵² 東京高判平成5年1月26日・前掲注（198）。

相続開始時点の客観的交換価値が明らかでない場合には、通達評価額は、一定の合理的な幅のある時価の1つであると考えられるから、評価通達に従って評価をすべきである。

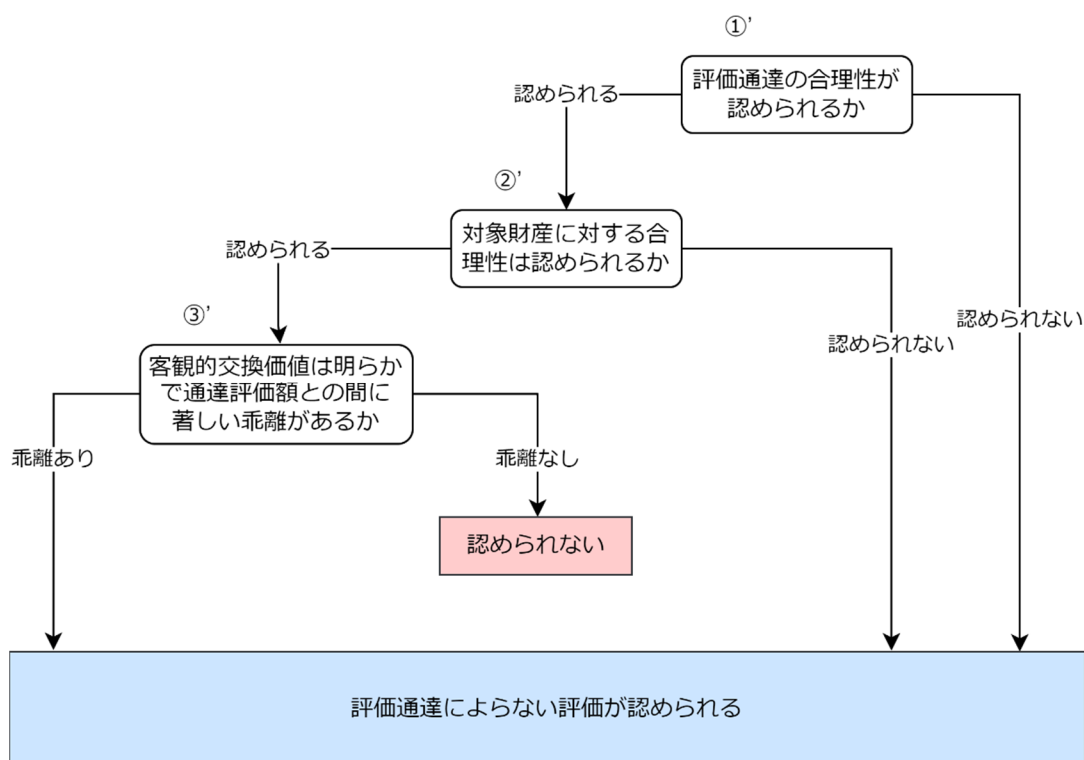
たとえ、評価通達以外の他の合理的な評価方法による評価額と通達評価額が乖離していたとしても、いずれも複数ある時価の1つといえる。評価通達が評価の困難性から定められたもので、評価の画一性や安全性より選択された評価方法である以上、前者のみを時価と断定することは、納税者の予測可能性を害することになり妥当ではない。評価通達は、課税庁に対して強い拘束力を持ち、これに伴い納税者に対しても事実上の拘束力を有する。よって、客観的交換価値が明らかでないのであれば、原則に従い、評価通達による画一的な評価をすべきである。もし、評価通達以外の評価額と通達評価額が乖離しており、通達評価額が評価額として妥当でないと思われる場合には、速やかに通達改正によって対処すべきである。そうでなければ、納税者の予測可能性を確保することはできない。

これに対して、通達評価額が鑑定評価額等の他の合理的な評価方法による評価額から著しく乖離するのであれば、評価通達は対象財産の時価を算定するために適切な方法ではないという批判があると考えられる。しかし、上述のとおり、時価はもともと評価方法により複数存在するものである。第三者間で確定している取得価額や売却価額等が明らかでないのならば、法的安定性及び予測可能性の確保の見地から、評価通達によらない評価を認めるべきではない。

以上の判断フローをまとめたものが、図表4である。この判断フローやそれぞれの判断方法について、納税者に対して公表すべきであろう。

これによれば、評価通達が時価を算定する方法として明らかに適切ではないと認められる場合に限り、評価通達によらない時価評価は認められる。この点で、時価に接近した価額で評価が可能となる。また、各判断要素の評価の基準が、いずれも客観的で明確である。基準が明らかな判断方法を公表することで、納税者の予測可能性も確保できる。

図表4 評価通達によらない時価評価が認められる場合のフローチャート



(筆者作成)

第3節 小括

本章では、本論文の結論として、どのような場合に評価通達によらない評価を認めるべきかについて、妥当だと考えられる判断方法と判断要素について検討した。

まず、判断方法について検討すると、一要素説によると、評価額が時価と乖離する可能性があり、担税力に応じた課税ができないという問題があるから妥当ではない。一方、総合考慮説と場合分け説では、いずれも担税力に応じた課税ができると考えられる。

総合考慮説によると、納税者の予測可能性を著しく害するうえ、恣意的に判断要素が抽出され、評価通達によらない評価が認められる可能性がある。また、租税負担の実質的な公平は時価の客観的な評価と何ら関連がないから、これを理由とする総合考慮説は妥当ではない。

相続税法22条は、「時価」により評価することのみを規定しているのであるから、財産の評価にあたって、時価の解釈から離れるべきではない。通達評価額は時価を示すものであり、その評価方法は、複数ある評価方法の中から評価通達の趣旨等を考慮し選択されたものである。したがって、評価通達によらない評価が認められるのは、評価通達では時価を示せないことが明らかな場合に限られるべきである。

場合分け説は、評価通達が対象財産の時価を算定するために適切な方法か否かの判断を

行い、評価通達では時価を示せないことが明らかなものを抽出する判断方法である。よって、「時価」から乖離する価額で評価し得ないから、場合分け説による判断が妥当であると考えられる。

次に、判断要素について検討すると、場合分け説における判断要素の中には、総合考慮説であげた問題と同様に、判断基準が不明確な要素や主観的な要素が含まれるといった問題がある。

財産の取得目的やその資金によって、財産の評価額が異なるとは考え難い。また、相続税法22条の解釈から、租税回避行為や節税行為の否認を評価通達に授權していないことは明らかである。したがって、租税負担軽減の意図や行為の有無を、判断要素に含めるべきではない。純粹に、通達評価額と時価との間に著しい乖離があるか、評価通達が対象財産の時価を算定するために適切な方法であるか否かを評価するべきである。

以上より、前頁の図表4のような判断フローに従って、評価通達によらない評価を認めるべきであると考えられる。そして、この判断フローやそれぞれの判断方法について、納税者に対して公表すべきであろう。

このように考えれば、評価通達が時価を算定する方法として明らかに適切ではないと認められる場合に限り、評価通達によらない時価評価は認められる。この点で、時価に接近した価額で評価が可能となる。また、各判断要素の評価の基準が、いずれも客観的で明確である。基準が明らかな判断方法を公表することで、納税者の予測可能性も確保できる。

第6章 総括

本論文では、評価通達によらない相続税法上の時価評価のあり方について論じた。具体的には、どのような場合に、例外である評価通達によらない時価評価を認めるべきか、その判断方法と判断要素について検討を行った。

第1章では、評価通達以外の評価方法による財産評価を認めた、初めての最高裁の判断である最高裁令和4年判決を取り上げ、評価通達によらない評価に関する問題点を確認した。最高裁判決の意義や考え方を整理したうえで、「特別事情論」と「事情法理」の内容や相違点を整理した。従来の特別事情論では、どのような場合に評価通達によらない評価が認められるかについて、基準が明確でないという問題があった。しかし、最高裁でも具体的な基準は明らかにされず、なおも不明確であることを指摘した。

第2章では、租税法律主義の機能と税務通達の関係等について整理し、評価通達の位置づけを明らかにした。税務通達は、実質的に課税要件を定めているものが多くあり、納税者に対する事実上の拘束力を有しているといえる。また、税務通達の存在により、租税法律主義の機能である経済生活における法的安定性や予測可能性が保障できるといえる。評価通達は、時価の評価の困難性に配慮し、納税者間の公平の維持、税務執行の統一等の観点から、各種財産について画一的かつ詳細な評価方法を定めたものである。原則として、評価通達による評価が適法であるが、評価通達では適切な評価をすることができない場合には、例外的に評価通達によらない評価が認められる。

第3章では、評価通達によらない評価が認められた裁判例を、評価された事実や要素ごとにグルーピングし、どのような要素が評価されているかについて検討した。評価される判断要素は、事例によって様々であり、1つの要素から評価通達によらない評価が認められる場合もあれば、複数の要素から認められる場合もある。また、グルーピングした裁判例ごとに、評価される判断要素の共通点があることが明らかになった。

第4章では、評価通達によらない評価が認められる場合について、どのような要素が評価されどのような場合に認められるか、考え得る見解を整理した。具体的には、3つの見解に整理し、各見解を採用すると考えられる学説や裁判例、その利点及び問題点を整理した。3つの見解は、①事例に応じて様々な要素を評価し、それらを総合的に判断する「総合考慮説」、②フローチャートのように、いくつかの判断要素を順番に判断する「場合分け説」、③客観的にみて、評価通達による評価の合理性が認められないといえる1つの要素を判断する「一要素説」である。これらの見解の整理に加えて、租税負担軽減の意図を判断要素に含めるべきか否かについて、学説の整理を行った。

第5章では、本論文の結論として、どのような場合に評価通達によらない評価を認めるべきか、妥当だと考えられる判断方法と判断要素について検討した。

まず、判断方法については、第4章にあげた3つの見解のうち、場合分け説が妥当であるとした。

一要素説によると、評価額が時価と乖離する可能性があり、担税力に応じた課税ができないという問題がある。また、総合考慮説によると、納税者の予測可能性が著しく害され、恣意的に評価通達によらない評価が認められる可能性があるという問題がある。

相続税法 22 条は、「時価」により評価することのみを規定しているから、財産の評価にあたって、時価の解釈から離れるべきではない。場合分け説は、評価通達が、対象財産の時価を算定するために適切な方法であるか否かの判断を行い、評価通達では時価を示せないことが明らかなものを抽出する判断方法である。

よって、「時価」から乖離する価額で評価し得ないから、場合分け説による判断が妥当である。

もっとも、場合分け説における判断要素の中には、判断基準が不明確な要素や主観的な要素が含まれるといった問題がある。財産の取得目的やその資金によって、財産の評価額が異なるとは考えられない。また、相続税法22条の解釈から、租税回避行為や節税行為の否認を評価通達に授權していないことは明らかである。したがって、租税負担軽減の意図や行為の有無を、判断要素に含めるべきではない。

以上のとおり、評価通達が対象財産の時価を算定するために適切な方法であるか、通達評価額と時価との間に著しい乖離があるかを評価する判断要素のみで、場合分け説の判断フローチャートを構成すべきである。そして、これを納税者に対して公表すべきであろう。

このように考えれば、評価通達が時価を算定する方法として明らかに適切ではないと認められる場合に限り、評価通達によらない時価評価は認められる。この点で、時価に接近した価額で評価が可能となる。また、各判断要素の評価の基準が、いずれも客観的で明確である。基準が明らかな判断方法を公表することで、納税者の予測可能性も確保できる。

おわりに

本論文では、評価通達によらない相続税法上の時価評価のあり方について論じた。

契機となった最高裁令和 4 年判決は、新聞等で大きく報道され、税理士等の実務家からも高い関心が寄せられた事例である。本判決は、総則 6 項の適用の是非が争われた事件であるが、最高裁は、総則 6 項について一切触れていない。学説は、総則 6 項の適用が認められたとする見解と、通達に直接の拘束力はないと明言しているから、評価通達とは別の解釈から評価通達によらない評価が認められたとする見解に分かれている。

従来の下級審で採用されてきた特別事情論は、どのような場合に評価通達によらない評価が認められるか、判断基準が曖昧で、通達課税の問題が生じているという問題があった。また、特別の事情の判断にあたって、租税負担軽減の意図やその行為が考慮されることについて批判されてきた。しかし、最高裁でも、具体的な基準は明らかにされず、事情の判断にあたって、租税負担軽減の意図やその行為が考慮されている。

そこで、本論文は、どのような判断方法により、どのような判断要素を評価して、評価通達によらない評価を認めるべきかをについて具体的に検討した。そして、評価通達が、時価を算定する方法として明らかに適切ではないと認められる場合にのみ、評価通達によらない評価が認められるべきであるという結論を得た。評価すべき判断要素としては、評価通達が対象財産の時価を算定するために適切な方法であるか、通達評価額と時価との間に著しい乖離があるかを判断するものである。相続税法 22 条は、財産の価額を時価によると定めるのみであるから、財産の評価にあたって時価の解釈から離れるべきではなく、評価通達により算出した評価額が時価を示すからである。

今後、評価通達によらない評価が争われる事例では、事情法理が採用されるもの

と考えられる。しかし、現状、どのような場合に評価通達によらない評価が認められるのか、具体的な基準は不明確である。通達の事実上の拘束力より、納税者は、基本的には評価通達により評価をせざるを得ない。評価通達によらない評価が認められる場合の判断基準が明示されることを強く望む。

参考文献

【書籍】

- ・新井隆一『租税法の基礎理論〔第3版〕』（日本評論社，1997年）
- ・石島弘『課税標準の研究』（信山社，2003年）
- ・宇野沢貴司編『財産評価基本通達逐条解説』（大蔵財務協会，2020年）
- ・金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂，2021年）
- ・金子宏＝中里実『租税法と民法』（有斐閣，2018年）
- ・川田剛『租税法入門〔18訂版〕』（大蔵財務協会，2022年）
- ・北野弘久『税法学原論〔第8版〕』（勁草書房，2003年）
- ・木山泰嗣『入門課税要件論』（中央経済社，2020年）
- ・品川芳宣『租税法律主義と税務通達』（ぎょうせい，2003年）
- ・品川芳宣＝緑川正博『相続税財産評価の理論と実践』（ぎょうせい，2005年）
- ・品川芳宣監修，前田忠章＝大森正嘉編『財産評価基本通達の疑問点』（ぎょうせい，2002年）
- ・清永敬次『税法〔新装版〕』（ミネルヴァ書房，2013年）
- ・武田昌輔監修『DHC コンメンタール 相続税法〔加除式〕』（第一法規，1981年）
- ・田中二郎『租税法〔第3版〕』（有斐閣，1990年）
- ・谷口勢津夫＝一高龍司＝野一色直人＝木山泰嗣『基礎から学べる租税法〔第3版〕』（弘文堂，2022年）
- ・増田英敏『租税憲法学〔第3版〕』（成文堂，2006年）
- ・増田英敏『租税憲法学の展開』（成文堂，2018年）
- ・増田英敏『リーガルマインド租税法〔第5版〕』（成文堂，2019年）
- ・三木義一＝末崎衛『相続・贈与と税〔第2版〕』（信山社，2013年）
- ・水野忠恒『租税法〔第5版〕』（有斐閣，2011年）
- ・山本守之『租税法の基礎理論〔新版改訂版〕』（税務経理協会，2013年）
- ・山本守之＝守之会『検証 税法上の不確定概念』（中央経済社，2015年）
- ・与良秀雄＝渡邊正則『判例・裁決例にみる評基通によらない財産評価』（新日本法規出版，2019年）

【論文等】

- ・浅妻章如「判批」判時 2208 号（2014 年）140 頁
- ・安島和夫「相続税法第 22 条の『時価』について」JICPA ジャーナル 559 号（2002 年）64 頁
- ・天野佳洋「判批」金商 1600 号（2020 年）1 頁
- ・有元史朗「取引相場のない株式の評価に関する一考察—評価における税目間の差異—」租

税資料館賞受賞論文集第 31 回上巻 (2022)

- ・伊川正樹「判批」TKC 新・判例解説 Watch Web 版 (2022 年) 1 頁
- ・池田修「相続税財産評価通達に関する基本通達について」税経通信 19 巻 9 号 (1964 年) 197 頁
- ・石川克彦「相続税における同族会社の行為計算の否認に関する一考察—財産評価基本通達第 6 項との関連を中心として—」税大論叢 39 号 (2002 年) 505 頁
- ・石島弘「相続税法の課税標準—相続税財産評価通達について—」税法学 472 号 (1990 年) 1 頁
- ・石島弘「地価税の創設と公的土地評価の適正化—資産税における『時価を巡る問題』」税経通信 46 巻 13 号 (1991 年) 10 頁
- ・石島弘「相続税の課税標準と公的土地評価の一元化—大阪地裁平成 7 年 10 月 17 日判決を契機に—」税法学 535 号 (1996 年) 3 頁
- ・伊藤義一「判批」TKC 税研情報 21 巻 6 号 (2012 年) 1 頁
- ・稲村健太郎「判批」中里実=佐藤英明=増井良啓=渋谷雅弘編『租税判例百選[第 6 版]』(有斐閣, 2016 年) 157 頁
- ・井上一郎=藤井保恵「相続税における土地の時価評価—その沿革と性格—」税大論叢 31 号 (1998 年) 353 頁
- ・今村修「株式評価の歩み」税大論叢 32 号 (1998 年) 307 頁
- ・今村隆「税法における『価格』の証明責任」石島弘=木村弘之亮=玉國文敏=山下清兵衛編『納税者保護と法の支配』(信山社, 2007 年) 305 頁
- ・今本啓介「判批」ジュリ 1345 号 (2007 年) 113 頁
- ・岩崎政明「判批」税経通信 39 巻 15 号 (1984 年) 140 頁
- ・岩崎政明「財務評価通達の意義と役割」ジュリ 1004 号 (1992 年) 27 頁
- ・岩崎政明「判批」金子宏=水野忠恒=中里実編『租税判例百選[第 3 版]』(有斐閣, 1992 年) 104 頁
- ・岩崎政明「判批」水野忠恒=中里実=佐藤英明=増井良啓編『租税判例百選[第 4 版]』(有斐閣, 2005 年) 150 頁
- ・岩崎政明「判批」水野忠恒=中里実=佐藤英明=増井良啓=渋谷雅弘編『租税判例百選[第 5 版]』(有斐閣, 2011 年) 144 頁
- ・岩崎政明「判批」中里実=佐藤英明=増井良啓=渋谷雅弘編『租税判例百選[第 6 版]』(有斐閣, 2016 年) 147 頁
- ・岩本尚文「判解」訟月 50 巻 7 号 (2004 年) 2168 頁
- ・碓井光明「相続財産の評価と租税法律主義」税経通信 45 巻 15 号 (1990 年) 9 頁
- ・碓井光明「相続税・贈与税における資産評価—土地の評価を中心として」日税研論集 7 巻 (1988 年) 5 頁
- ・占部裕典「判批」水野忠恒=中里実=佐藤英明=増井良啓編『租税判例百選[第 4 版]』(有

斐閣, 2005 年) 156 頁

・占部裕典「判批」水野忠恒＝中里実＝佐藤英明＝増井良啓＝渋谷雅弘編『租税判例百選[第 5 版]』(有斐閣, 2011 年) 150 頁

・占部裕典「財産評価通達の課題—固定資産評価基準との対比から見えてくる問題点—」三木義一先生古稀記念論文集編集委員会編『現代税法と納税者の権利』(法律文化社, 2020 年) 140 頁

・越後浩二「相続税・贈与税における財産評価に関する一考察—財産評価基本通達総則第 6 項の適用のあり方を中心に—」租税資料館賞受賞論文集第 19 回上巻 (2010) 223 頁

・大石篤史「財産評価の否認」金子宏＝中里実編『租税法と民法』(有斐閣, 2018 年) 168 頁

・太田幸夫「判批」判タ臨増 882 号 (1995 年) 298 頁

・大高由美子「判批」税理 64 巻 7 号 (2021 年) 116 頁

・大野重國「判解」行政関係判例解説平成 11 年 (1999 年) 169 頁

・大淵博義「『財産評価基本通達・総則第 6 項』の適用のあり方(上)」税理 39 巻 11 号 (1996 年) 19 頁

・大淵博義「『財産評価基本通達・総則第 6 項』の適用のあり方(下)」税理 39 巻 13 号 (1996 年) 14 頁

・大淵博義「判批」TKC 税研情報 13 巻 2 号 (2004 年) 1 頁

・大淵博義「相続税法上の財産評価を巡る一考察—財産評価基本通達の特質と『総則 6 項』による財産評価を中心として—」経理研究 49 号 (2006 年) 133 頁

・大淵博義「判批」T&A Master 813 号 (2019 年) 30 頁

・大淵博義「著名税務判決と判例理論の不整合」租税訴訟 13 号 (2020 年) 80 頁

・大淵博義「『財産評価基本通達総則 6 項』の適用判決の問題点とその検証—通達評価額を適用しない『特別の事情』の視点から」税経通信 75 巻 14 号 (2020 年) 18 頁

・岡本勝秀「判解」訟月 44 巻 9 号 (1998 年) 1678 頁

・小田修司「判批」水野忠恒＝中里実＝佐藤英明＝増井良啓＝渋谷雅弘編『租税判例百選[第 5 版]』(有斐閣, 2011 年) 154 頁

・小山浩＝加藤裕之＝鷹尾征哉「判批」会計・監査ジャーナル 32 巻 6 号 (2020 年) 84 頁

・風岡範哉「通達によらない評価はどのような場合に行われるのか(上)財産評価基本通達・総則 6 項の適否」月間税務事例 51 巻 9 号 (2019 年) 66 頁

・風岡範哉「通達によらない評価はどのような場合に行われるのか(下)財産評価基本通達・総則 6 項の適否」月間税務事例 51 巻 11 号 (2019 年) 58 頁

・加藤友佳「租税法における通達解釈と裁判規範性—評価通達と認定基準—」税大ジャーナル 34 号 (2021 年) 4 頁

・金子宏「財産評価基本通達の合理性—同族株主の取得した取引相場のない株式の評価に関する 2 件の裁判例の検討—」形成と解明(下) (2010 年) 351 頁

- ・金子宏「租税法解釈論序説―若干の最高裁判決を通してみた租税法の解釈のあり方」金子宏＝中里実＝J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』（有斐閣，2014年）1頁
- ・川口幸彦「租税回避への対応を含む財産評価のあり方―裁判事例等の分析を中心として―」税大論叢 61号（2009年）209頁
- ・岸田貞夫「判批」ジュリ 1059号（1995年）212頁
- ・北野弘久「相続税制論」『税法学の実践論的展開』（勁草書房，1993年）326頁
- ・木山泰嗣「判批」税理 63巻6号（2020年）152頁
- ・木山泰嗣「判批」税理 65巻3号（2022年）168頁
- ・木山泰嗣「判批」税理 65巻7号（2022年）120頁
- ・木山泰嗣「判批」青山ビジネスロー・レビュー12巻1号（2022年）37頁
- ・九之池榮一「わが国の相続税の現状と課題―土地評価を中心として―」租税資料館賞受賞論文集第22回（2013年）225頁
- ・齋藤樹里「判批」税 73巻12号（2018年）132頁
- ・酒井克彦「判批」税理 54巻3号（2010年）161頁
- ・酒井克彦「判批」月刊税務事例 54巻10号（2022年）54頁
- ・酒井克彦「判批」月刊税務事例 54巻11号（2022年）37頁
- ・酒井克彦「判批」税理 66巻1号（2023年）191頁
- ・堺澤良「判批」TKC 税研時報 3巻1号（1994年）68頁
- ・堺澤良「判批」ジュリ 1187号（2000年）116頁
- ・堺澤良「判批」租税法研究 29号（2001年）157頁
- ・笹岡宏保「判批」税理 65巻8号（2022年）163頁
- ・佐藤孝一「判批」税経通信 48巻12号（1993年）221頁
- ・佐藤繁「判批」税務QA244号（2022年）4頁
- ・佐藤修二「判批」NBL 1059号（2015年）43頁
- ・佐藤英明「判批」ジュリ 1443号（2012年）8頁
- ・品川芳宣「通達改正の趣旨と説明」別冊商事法務 122号（1990年）7頁
- ・品川芳宣「判批」税研 45号（1992年）49頁
- ・品川芳宣「判批」税研 52号（1993年）37頁
- ・品川芳宣「判批」税研 56号（1994年）24頁
- ・品川芳宣「措置法 69条の4の廃止と評価通達の関係」税理 39巻5号（1996年）18頁
- ・品川芳宣「判批」税研 75号（1997年）89頁
- ・品川芳宣「判批」TKC 税研情報 6巻1号（1997年）11頁
- ・品川芳宣「判批」税研 78号（1998年）99頁
- ・品川芳宣「判批」月刊税務事例 30巻8号（1998年）15頁
- ・品川芳宣「判批」TKC 税研情報 7巻4号（1998年）1頁
- ・品川芳宣「税務通達に従った納税申告の否認と予測可能性」税理 42巻8号（1999年）9

頁

- ・品川芳宣「判批」TKC 税研情報 8 巻 4 号（1999 年）24 頁
- ・品川芳宣「税務通達の法的拘束力と納税者の予測可能性」税理 43 巻 14 号（2000 年）2

頁

- ・品川芳宣「判批」TKC 税研情報 9 巻 6 号（2000 年）24 頁
- ・品川芳宣「相続税法 64 条と評価通達 6 項の関係」税研 16 巻 6 号（2001 年）96 頁
- ・品川芳宣「租税法律主義の下における税務通達の機能と法的拘束力」『現代企業法学の研究—筑波大学大学院企業法学先行 10 周年記念論集—』（信山社，2001 年）347 頁
- ・品川芳宣＝金本瑞夫「判批」TKC 税研情報 10 巻 1 号（2001 年）23 頁
- ・品川芳宣「判批」税研 97 号（2001 年）94 頁
- ・品川芳宣「判批」税研 106 号（2002 年）30 頁
- ・品川芳宣「判批」TKC 税研情報 12 巻 4 号（2003 年）45 頁
- ・品川芳宣「判批」T&A master 29 号（2003 年）12 頁
- ・品川芳宣「判批」TKC 税研情報 13 巻 6 号（2004 年）52 頁
- ・品川芳宣「判批」税研 117 号（2004 年）65 頁
- ・品川芳宣「判批」T&A master 82 号（2004 年）22 頁
- ・品川芳宣「判批」T&A master 83 号（2004 年）24 頁
- ・品川芳宣「判批」TKC 税研情報 22 巻 3 号（2013 年）50 頁
- ・品川芳宣「判批」T&A master 502 号（2013 年）22 頁
- ・品川芳宣「財産（資産）評価の実務研究 第 1 回」資産承継 2017 年秋号（2017 年）142

頁

- ・品川芳宣「財産（資産）評価の実務研究 第 2 回」資産承継 2018 年冬号（2018 年）180

頁

- ・品川芳宣「財産（資産）評価の実務研究 第 3 回」資産承継 2018 年春号（2018 年）192

頁

- ・品川芳宣「判批」TKC 税研情報 29 巻 2 号（2020 年）40 頁
- ・品川芳宣「判批」税研 211 号（2020 年）100 頁
- ・品川芳宣「判批」TKC 税研情報 31 巻 4 号（2022 年）15 頁
- ・篠原忠良「相続税における財産の評価方法について—相続税財産評価通達に関する基準通達と固定資産評価基準との関連」税経通信 19 巻 8 号（1964 年）137 頁
- ・篠原靖宏「財産評価基本通達（土地等関係）の改正」ジュリ 1004 号（1992 年）17 頁
- ・渋谷雅弘「財産評価に関する判例の動向」ジュリ 1004 号（1992 年）22 頁
- ・渋谷雅弘「相続税における財産評価の法的問題」碓井光明＝小早川光郎＝水野忠恒＝中里実編『公法学の法と政策 上巻』（有斐閣，2020 年）691 頁
- ・渋谷雅弘「種類株式の評価」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣，2007 年）674 頁
- ・渋谷雅弘「判批」ジュリ 1448 号（2012 年）8 頁

- ・渋谷雅弘「判批」ジュリ 1575 号（2022 年）101 頁
- ・首藤重幸「日本における相続税の現状」『世界における相続税の現状 日税研論集 第 56 号』（日本税務研究センター，2004 年）5 頁
- ・白井文雄「判批」月刊税務事例 35 巻 6 号（2003 年）33 頁
- ・清野修「相続税における時価と納税に関する一考察—土地と上場株式を中心として—」租税資料館賞受賞論文集第 19 回上巻（2010 年）435 頁
- ・高梨克彦「判批」シュトイエル 235 号（1981 年）1 頁
- ・高野幸大「相続財産の評価と納税」租税法研究 23 号（1995 年）25 頁
- ・高野幸大「財産評価の現状と問題点」税研 151 号（2010 年）52 頁
- ・武田昌輔「相続税における土地評価—被相続人のした相続税軽減策は租税回避行為にあたるか—」税務弘報 40 巻 10 号（1992 年）83 頁
- ・田尻昭広「判批」月刊税務事例 32 巻 9 号（2000 年）31 頁
- ・田中治「相続税の評価と租税回避行為」北野弘久先生古稀記念論文集刊行会編『納税者権利論の展開』（勁草書房，2001 年）375 頁
- ・田中治「同族会社の行為計算否認既定の発動要件と課税処分取消訴訟」税法学 546 号（2001 年）183 頁
- ・田中治「相続財産の評価を巡る法的諸問題」相続税制の再検討（2003 年）40 頁
- ・田中治「判批」水野忠恒＝中里実＝佐藤英明＝増井良啓編『租税判例百選[第 4 版]』（有斐閣，2005 年）148 頁
- ・田中治「判批」水野忠恒＝中里実＝佐藤英明＝増井良啓＝渋谷雅弘編『租税判例百選[第 5 版]』（有斐閣，2011 年）142 頁
- ・田中治＝高正臣「判批」税経通信 56 巻 14 号（2001 年）253 頁
- ・谷口智紀「財産評価基本通達・総則 6 項の適用を巡る問題」島大法学 61 巻 3・4 号（2018 年）141 頁
- ・谷口智紀「財産評価をめぐる客観的事実と主観的要素の関係性」税務弘報 67 巻 4 号（2019 年）159 頁
- ・谷口智紀「判批」税理 65 巻 7 号（2022 年）144 頁
- ・玉國文敏「通達課税の一側面—相続財産評価基準とその変容—」早川光郎＝宇賀克也編『行政法の発展と変革 下巻』（有斐閣，2001 年）469 頁
- ・中尾隼大「判批」月刊税務事例 52 巻 4 号（2020 年）79 頁
- ・中里実「通達に反する課税処分の効力」ジュリ 1349 号（2008 年）86 頁
- ・長島弘「判批」月刊税務事例 53 巻 11 号（2021 年）26 頁
- ・長島弘「判批」月刊税務事例 53 巻 12 号（2021 年）48 頁
- ・長島弘「判批」月刊税務事例 54 巻 3 号（2022 年）29 頁
- ・長島弘「判批」月刊税務事例 54 巻 6 号（2022 年）36 頁
- ・永橋利志「判批」税研 148 号（2009 年）160 頁

- ・長屋文裕「判批」判タ臨増 821 号（1993 年）274 頁
- ・鍋田利孝「地価税の導入と執行上の諸問題」ジュリ 1004 号（1992 年）12 頁
- ・西中間浩「判批」税経通信 75 巻 4 号（2020 年）181 頁
- ・布村重成「判解」行政関係判例解説昭和 61 年（1986 年）228 頁
- ・土師秀作「判批」税理 63 巻 4 号（2020 年）204 頁
- ・橋本守次「判批」税務弘報 60 巻 13 号（2012 年）79 頁
- ・橋本守次「判批」税務弘報 61 巻 8 号（2013 年）115 頁
- ・馬場陽「判批」月刊税務事例 54 巻 8 号（2022 年）38 頁
- ・林仲宣＝角田敬子＝小野木賢司「判批」税経通信 63 巻 11 号（2008 年）227 頁
- ・林仲宣＝谷口智紀「判批」税務弘報 68 巻 3 号（2020 年）154 頁
- ・林仲宣＝高木良昌「判批」税務弘報 70 巻 7 号（2022 年）140 頁
- ・樋口哲夫「判批」金子宏編『租税判例百選[第 2 版]』（有斐閣, 1983 年）110 頁
- ・一杉直「判批」月刊税務事例 32 巻 12 号（2000 年）1 頁
- ・平石雄一郎「判批」ジュリ 1205 号（2001 年）153 頁
- ・平川英子「判批」中里実＝佐藤英明＝増井良啓＝渋谷雅弘＝瀏圭吾編『租税判例百選[第 7 版]』（有斐閣, 2021 年）156 頁
- ・平松慎矢「相続税法における同族会社の行為計算否認規定」税務弘報 67 巻 13 号（2019 年）47 頁
- ・廣木準一「判批」ジュリ 1555 号（2021 年）139 頁
- ・藤田耕司「判批」中里実＝佐藤英明＝増井良啓＝渋谷雅弘編『租税判例百選[第 6 版]』（有斐閣, 2016 年）161 頁
- ・藤田耕司「判批」中里実＝佐藤英明＝増井良啓＝渋谷雅弘＝瀏圭吾編『租税判例百選[第 7 版]』（有斐閣, 2021 年）170 頁
- ・増井良啓「判批」ジュリ 1199 号（2001 年）112 頁
- ・増井良啓「判批」租税法研究 30 号（2002 年）162 頁
- ・増井良啓「判批」ジュリ 1282 号（2004 年）216 頁
- ・増田英敏「租税法律主義と租税公平主義の衝突」税法学 566 号（2012 年）347 頁
- ・増田英敏「相続税法 22 条の『時価』と評価通達 6 項の解釈（上）」税務弘報 64 巻 10 号（2016 年）71 頁
- ・増田英敏「相続税法 22 条の『時価』と評価通達 6 項の解釈（中）」税務弘報 64 巻 13 号（2016 年）69 頁
- ・増田英敏「相続税法 22 条の『時価』と評価通達 6 項の解釈（下）」税務弘報 65 巻 1 号（2017 年）169 頁
- ・増田英敏「租税主義の実現と租税憲法学の展開」税務弘報 66 巻 8 号（2018 年）75 頁
- ・増田英敏「判批」TKC 税研情報 29 巻 5 号（2020 年）1 頁
- ・増田英敏「通達課税と租税法律主義(上)」税務弘報 68 巻 4 号（2020 年）83 頁

- ・増田英敏「通達課税と租税法律主義(中)」税務弘報 68 卷 5 号 (2020 年) 126 頁
- ・増田英敏「通達課税と租税法律主義(下)」税務弘報 68 卷 6 号 (2020 年) 93 頁
- ・増田英敏「判批」税務弘報 68 卷 11 号 (2020 年) 69 頁
- ・増田英敏「通達による租税回避の否認の憲法適合性」専修大学法学研究所紀要 46 号 (2021 年) 43 頁
- ・増田英敏「判批」税研 223 号 (2022 年) 17 頁
- ・増田英敏「判批」税務弘報 70 卷 8 号 (2022 年) 85 頁
- ・増田英敏「通達課税と租税法律主義の形骸化—評価通達総則 6 項の適用の問題を中心に」税研 38 卷 1 号 (2022 年) 17 頁
- ・松原有里「判批」中里実=佐藤英明=増井良啓=渋谷雅弘編『租税判例百選[第 6 版]』(有斐閣, 2016 年) 155 頁
- ・松原有里「判批」中里実=佐藤英明=増井良啓=渋谷雅弘=淵圭吾編『租税判例百選[第 7 版]』(有斐閣, 2021 年) 164 頁
- ・松本好正「判批」月刊税務事例 31 卷 11 号 (1999 年) 24 頁
- ・水野忠恒「判批」租税法研究 25 号 (1997 年) 158 頁
- ・峰岡睦久「判批」月刊税務事例 24 卷 8 号 (1992 年) 24 頁
- ・森重良二「判批」月刊税務事例 32 卷 7 号 (2000 年) 35 頁
- ・森富義明「判批」判タ臨増 1096 号 (2002 年) 240 頁
- ・安井栄二「判批」税務 QA2022 年 6 月号 (2022 年) 53 頁
- ・山岡美樹「判批」税経通信 68 卷 9 号 (2013 年) 38 頁
- ・山崎秀義「判解」訟月 47 卷 5 号 (2001 年) 1163 頁
- ・山下清兵衛「判批」税研 106 号 (2002 年) 194 頁
- ・山田重將「財産評価基本通達の定めによらない財産の評価について—裁判例における『特別の事情』の検討を中心に—」税大論叢 80 号 (2015 年) 143 頁
- ・山田二郎「判批」ジュリ 908 号 (1988 年) 105 頁
- ・横井里保「相続財産の時価評価と租税回避の否認」税法学 583 号 (2020 年) 217 頁
- ・依田孝子「判批」税理 61 卷 2 号 (2018 年) 101 頁
- ・依田孝子「判批」税理 63 卷 2 号 (2020 年) 149 頁
- ・米田雅宏「判批」法学教室 503 号 (2022 年) 126 頁
- ・渡邊徹也=卯西将之「判批」税研 106 号 (2002 年) 151 頁
- ・渡辺充「判批」税務弘報 48 卷 8 号 (2000 年) 130 頁
- ・渡邊幸則「判批」ジュリ 1301 号 (2005 年) 112 頁
- ・編集部「判批」月刊税務事例 25 卷 5 号 (1993 年) 17 頁
- ・編集部「判批」月刊税務事例 26 卷 2 号 (1994 年) 15 頁
- ・編集部「判批」月刊税務事例 28 卷 11 号 (1996 年) 17 頁
- ・編集部「判批」T&A Master 802 号 (2019 年) 40 頁

- ・匿名「判解」判タ 921 号（1996 年）178 頁
- ・匿名「重要資料 H28.7 東京局資産税審理研修資料 財産評価の審理上の留意点」T&A Master 699 号（2017 年）38 頁
- ・匿名「判解」判タ 1499 号（2022 年）65 頁

【裁判例】

（最高裁判所）

- ・最判令和 4 年 4 月 19 日民集 76 卷 4 号 411 頁

（高等裁判所）

- ・東京高判昭和 56 年 1 月 28 日訟月 27 卷 5 号 985 頁
- ・東京高判平成 5 年 1 月 26 日税資 194 号 75 頁
- ・東京高判平成 5 年 3 月 15 日行集 44 卷 3 号 213 頁
- ・東京高判平成 5 年 12 月 21 日税資 199 号 1302 頁
- ・東京高判平成 7 年 12 月 13 日行集 46 卷 12 号 1143 頁
- ・東京高判平成 11 年 8 月 30 日訟月 47 卷 6 号 1616 頁
- ・大阪高判平成 12 年 7 月 13 日税資 248 号 319 頁
- ・東京高判平成 12 年 9 月 26 日税資 248 号 829 頁
- ・東京高判平成 12 年 9 月 28 日税資 248 号 1003 頁
- ・大阪高判平成 12 年 10 月 27 日税資 249 号 246 頁
- ・大阪高判平成 12 年 11 月 2 日税資 249 号 457 頁
- ・大阪高判平成 12 年 11 月 22 日税資 249 号 718 頁
- ・東京高判平成 13 年 1 月 30 日税資 250 号順号 8826
- ・東京高判平成 13 年 3 月 15 日訟月 48 卷 7 号 1791 頁
- ・東京高判平成 13 年 5 月 23 日税資 250 号順号 8904
- ・東京高判平成 14 年 4 月 30 日税資 252 号順号 9119
- ・大阪高判平成 14 年 6 月 13 日税資 252 号順号 9132
- ・東京高判平成 15 年 3 月 25 日訟月 50 卷 7 号 2168 頁
- ・大阪高判平成 16 年 7 月 28 日税資 254 号順号 9708
- ・東京高判平成 17 年 1 月 19 日訟月 51 卷 10 号 2629 頁
- ・大阪高判平成 17 年 4 月 14 日税資 255 号順号 10000
- ・大阪高判平成 17 年 5 月 31 日税資 255 号順号 10042
- ・東京高判平成 25 年 2 月 28 日税資 263 号順号 12157
- ・大阪高判平成 30 年 2 月 2 日税資 268 号順号 13120
- ・東京高判令和 2 年 6 月 24 日金商 1600 号 36 頁
- ・東京高判令和 3 年 4 月 27 日公刊物未登載（LEX/DB25590431）

（地方裁判所）

- ・東京地判平成4年3月11日税資188号639頁
- ・東京地判平成4年7月29日訟月39巻5号938頁
- ・東京地判平成5年2月16日税資194号375頁
- ・東京地判平成7年4月27日税資209号285頁
- ・東京地判平成7年7月20日行集46巻6・7号701頁
- ・大津地判平成9年6月23日訟月44巻9号1678頁
- ・東京地判平成9年9月30日訟月47巻6号1636頁
- ・東京地判平成10年9月29日税資238号380頁
- ・東京地判平成11年3月25日訟月47巻5号1163頁
- ・東京地判平成11年9月29日税資244号950頁
- ・東京地判平成11年9月29日税資244号981頁
- ・横浜地判平成11年10月25日税資245号91頁
- ・神戸地判平成11年12月13日税資245号749頁
- ・東京地判平成12年1月21日税資246号148頁
- ・大阪地判平成12年2月23日税資246号868頁
- ・大阪地判平成12年2月23日税資246号908頁
- ・大阪地判平成12年2月29日税資246号1103頁
- ・大阪地判平成12年2月29日税資246号1125頁
- ・千葉地判平成12年3月27日訟月47巻6号1657頁
- ・大阪地判平成12年5月12日訟月47巻10号3106頁
- ・東京地判平成12年5月30日税資247号966頁
- ・前橋地判平成12年7月5日税資248号3頁
- ・東京地判平成13年2月15日税資250号順号8836
- ・東京地判平成13年7月5日税資251号順号8941
- ・東京地判平成13年11月2日税資251号順号9119
- ・東京地判平成15年2月26日税資253号順号9292
- ・大阪地判平成15年7月30日税資253号順号9402
- ・東京地判平成16年3月2日税資254号順号9583
- ・横浜地判平成16年3月17日税資254号順号9598
- ・神戸地判平成16年5月25日税資254号順号9657
- ・大阪地判平成16年8月27日税資254号順号9726
- ・大阪地判平成16年8月27日税資254号順号9727
- ・名古屋地判平成16年8月30日税資254号順号9728
- ・東京地判平成24年3月2日税資262号順号11902
- ・大阪地判平成29年6月15日税資267号順号13024
- ・東京地判令和1年8月27日金商1583号40頁

- ・東京地判令和 2 年 10 月 9 日税資 270 号順号 13463
- ・東京地判令和 2 年 11 月 12 日税資 270 号順号 13481

